

宜 議 第 3 7 9 号
令和 2 年 1 0 月 3 0 日

議 長
上 地 安 之 殿

総務常任委員会
委員長 桃 原 朗

委員会審査結果について（報告）

閉会中において、本委員会で案件の審査をいたしましたので、各案件の報告書及び会議録（要旨）の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備考
令 和 2 年 1 0 月 5 日	令 和 2 年 1 0 月 5 日	認定第 1 号
令 和 2 年 1 0 月 6 日	令 和 2 年 1 0 月 6 日	認定第 1 号
令 和 2 年 1 0 月 7 日	令 和 2 年 1 0 月 7 日	認定第 1 号
令 和 2 年 1 0 月 8 日	令 和 2 年 1 0 月 8 日	認定第 1 号
会議日数 4 日間		

審査結果

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
認 定 第 1 号	令和元年度宜野湾市一般会計歳入 歳出決算の認定について	令 和 2 年 9 月 8 日	令 和 2 年 1 0 月 8 日	認 定

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年10月5日（月）

午前10時02分 開会

午後 2時37分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○説明員（12名）

総務部次長	多和田 眞満
企画部次長	泉川 幹夫
市民経済部次長	伊佐 真
福祉推進部次長	宮城 葉子
健康推進部次長	松本 勝利
建設部次長	又吉 直広

建設部参事	嶺井 辰也
基地政策部次長	多和田 功
消防次長	又吉 清
教育部次長	真喜志 若子
指導部次長	川上 一徳
財政課長	小橋川 陽介

○事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

（1）認定第1号 令和2年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

第430回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年10月5日（月）第1日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時02分）

【議題】

認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。本件に対する質疑を許します。企画部次長。

（執行部説明省略）

○**桃原朗 委員長** 質疑及び資料請求の方、桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。今、次長がおっしゃった、最後から2番目のくだりの説明というのは、この監査意見書の4ページを読み上げたということですか。概要の部分だけ、決算の詳細、4ページ、5ページで説明した箇所のことを言ったのですか。最後のくだりのほう。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 桃原功委員の質疑にお答えします。先ほど最後くだりの、この実質収支に関する調書を読み上げた、その後は桃原委員がおっしゃるように、この4ページのどの部分が増えた、減ったという形での御説明となります。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** できれば次長が最初から、こういう分厚いやつと成果説明書と監査意見書、決算書の次にこの監査意見書を見てくれといったらわかりやすい。そういう個人的なお願いでした。ありがとうございました。

それで、お尋ねしたいのは、この令和2年度も令和元年度も新型コロナウイルスの影響というのが、様々な分野、業界に大きな影響を及ぼしているのですけれども、振り返ってみて、今年の1月、豚コレラがあったよね。2月、3月から新型コロナウイルスの影響というのが出始めて、この令和元年度の後ろの3か月の影響というのは、市政に対してどのような影響があったのか。なければないで答えていただいていいのですけれども、財政的な影響、あるいは人的な影響、これは資料として提供できるでしょうか、お答えください。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの桃原委員の御質疑についてですが、お手元にあります監査委員からの意見書27ページをお開きください。豚コレラの具体的な影響が、どのような部分に生じたかということでございますが、まず27ページ、予備費の充用額の主なものでございますが、ちょっと読み上げて御説明いたします。充用額

の主なものというところからでございますけれども、8款2項1目と2款2項2目の次、6款1項3目農業振興費の職員手当等へ114万6,000円の記述がございます。これについては、先ほど御質疑があった、豚コレラの対応のための職員の時間外手当について、こちらでは予備費のほうで対応させていただいております。

また、様々新型コロナウイルス等の影響については、例えば学校の休校期間中等の閉校によって教育委員会部分で若干不用額等とか、そういった面への影響は出ているかと思いますが、以上でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、この監査意見書の27ページというのは、豚コレラのための影響による職員手当等の増額分ということで、コロナウイルスに関しての財政的な影響というのは、この決算では、数字として現れてきていないのですか、2月、3月の。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 令和元年度につきましては、新型コロナウイルスの影響が出てはいたかと思うのですが、大きくという形では生じていなかったものと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。では、その話からはちょっと離れますけれども、会計年度任用職員の確保ということでお尋ねしたいのですけれども、なかなか少子化等もあって人材の確保というのが、宜野湾市だけではなくて、どの業界、あるいは地方公共団体も厳しいという部分を伺ったのですけれども、この決算で見る限りは、その部分というのは、なかなか探し切れないのですけれども、人材の確保という視点からの、その会計年度任用職員の確保という部分はどうだったのか。これは資料として出せるのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今の桃原委員の会計年度任用職員の問いだと思いますが、会計年度任用職員制度が施行されたのは今年の4月1日でございます。この影響に関するものについては、この決算の中では、まだ会計年度任用職員の部分については、まだ施行されていけませんので、ここの数字の中では示すというのはないかというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、それ以前、4月以降、法改正で名称は変わったにせよ、3月以前も人の確保というのは厳しいところもあったと思うのですけれども、その辺は、令和元年度決算においては、人の確保という部分では、皆さんが想像するような影響はなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 会計年度任用職員の数字、予算上のものについては令和2年度予算で、令和元年度の予算と比べて令和2年度の予算が当然増額になっているということはあるのですけれども、決算の、この令和元年度の決算の中での会計年度任用職員の影響額については、少なからずあったかと思うのですけれども、それほど大きくはないかと考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** あったかと思うけれども、数字としては、なかなか答弁は。では、人件費の部分では、しっかり執行できたということで理解していいのですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○企画部次長 人件費の部分なのですから、従来御説明したかと思うのですが、当然令和2年度から会計年度任用職員ということでやっています。令和元年度までは臨時職員ということで、この部分については、当然募集をかけても、なかなか来ないという現状は、今までもあったかということで、それで制度を改正して、現在会計年度任用職員ということで、この問題ないというのは、人件費を組んでも配属できないところは多かったかというふうに考えてございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。では、具体的に資料要求をさせていただきたいと思います。

この成果説明書を見て資料請求させていただきますがよろしいでしょうか。まず、6ページの普天間飛行場周辺まちづくり事業についての成果ですけれども、6ページに、款でいうと2-1-6、事業内容が真栄原地域の物件調査業務委託あるいは参道広場等の実施設計等あるのですけれども、平成14年から令和7年まで、もう17～18年目ぐらいに入ってきているのですけれども、令和7年度というと、あと5～6年で総仕上ということだと思うのですけれども、今実際、僕も普天満宮の周辺を見てみると、交番と陸橋だけぽつんと残っている状況なのですから、これの進捗状況が分かる資料の提出もお願いできますか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ちょっと資料の内容の確認なのですから、進捗というのは、例えば物件補償とか、それがどのぐらい進んでいるかという、何件中何件進んでいるかとか、そういう部分でございましょうか、どういう内容でしょうか。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 令和7年度が最終年度ですから、あと5年ですね。それに向けて、あと5年間の残された残余期間で、この事業がしっかり完了、見通しが立っているのかということなのですから、今、次長がおっしゃったように土地取得の部分で何割ぐらい今進んでいて、残すところどのくらいで、以前にも、この部分の資料というのは周辺まちづくり事業で山田真山さんの建物も含めて、図面はいただいていますけれども、土地取得も含めて、プラス真栄原部分の進捗はどうなっているのか。この前、アトリエが火事になるという事故もありましたけれども、そういった影響はなかったのかどうか、その辺まで含めて資料として出せますでしょうか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今、桃原委員、進捗のことはあれなのですけれども、流れとして全体の工程表というほうがよろしいかなと感じたのですけれども、工程表を提出して、その内容を説明するというだけでもよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 その北側と南側の完成予想図も含めて検討していただいたらありがたいですけれども。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 それでは、このまちづくりに関しては、全体の工程と、あと完成図のものを普天間、真栄原あと状況のことを、資料をちょっと確認して提出したいと思います。

(「よろしく願いいたします」という者あり)

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 次に、8ページなのですけれども、歳出の2-1-6、平成28年度から事業を進めているコリドー地区の調査事業、西普天間の西側、西普天間は今、宅地造成をして目で見て分かるのですけれども、コリドー地区はなかなか返還がされないので、以前に高架橋の図面もいただいているのですけれども、進捗の実態としてどのぐらい進んでいるのか、その資料もお願いできますか。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 桃原委員の御質疑にお答えします。資料につきましては、提出をしたいと思います。内容としましては、平成28年度から基礎調査を始め、今現在平成元年度で基本方針まで策定をしておりますが、返還につきましては2024年ですので、令和6年度、またはその後ということになっていきますので、令和6年度を目途に跡地利用計画を策定できればというふうに今進めているところですので、平成28年からの実績を令和6年度までに向けてのスケジュールというか、内容を資料で提出したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よろしく願いいたします。すみません。基地関連でもう一件よろしいでしょうか。ちょっとページは戻りますけれども、3ページをお願いいたします。3ページの2-1-6の普天間飛行場跡地利用計画策定事業の地権者意向調査なのですけれども、これは例のNBミーティング、あるいは地主の若手の会を支援するという事業なのですけれども、1度陳情書が上がったくらいなのですけれども、これがリスタートに向けてしっかり機能しているのかどうか、そういったNBミーティング、あるいは若手の会の活動を支援できているのかどうか。これも資料としてお願いできますでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 質疑にお答えします。特にこれは令和元年度の、少しそういった事業内容というような形でよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○**基地政策部次長** 資料としてお出ししたいと思います。

○**桃原朗 委員長** ほかに。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 92ページ、2款1項6目企画費の中で、その上の91ページの15、基地渉外事務運営費、この中で次のページの地上デジタルテレビ放送受信障害対策事業維持管理委託料というのが165万3,300円ということで記載されているのですが、この年度1回きりの委託料なのですか。それともこれから続くとか、様々その資料を頂ければと思いますけれども、簡単に説明が出来るようでしたらお願いします。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** こちらにつきましては、ちょっと確認します。お待ちください。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**桃原朗 委員長** 時間がかかるようでしたら、資料を提出してください。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 資料でもお出ししたいと思います。内容的には、たしか平成31年、何回か更新はしているのですけれども、いわゆるオスプレイ等が、オスプレイがデジタル通信に、テレビとかが、アナログからデジタルに替わった後に基地のヘリコプターとか、そういったもので受信障害が起きるということで、1度過去にその対策工事をしています。その対策工事の維持費でございますので、毎年この額が、たしかOC

Nさんだと思いますけれども、有線の方々にお願いしておりますので、そこの維持管理料ということで、基本的には10年の債務負担を組んで、毎年この額を執行しているというような内容でございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** それから、102ページの、その前のページ、03、2款1項7目安全対策費ですけれども、防犯灯LED化事業、これは毎年支出する金額だというふうに思っておりますけれども、これまで何件経過して、そしてあと何年、これは債務負担行為だと思うのですけれども、ここの部分の資料をお願いしたいというふうに思います。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 防犯灯LED化事業でございますが、10年のリース契約になってございまして、このリース期間と金額の内容の資料を提出してまいります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** それから、この前の一般質問で確認しましたがけれども、10年、契約が切れて、残存期間が残するという話をしておりました。その効果についての、例えば3年だったら3年の、予測で結構ですので、この分だけは、要するに維持管理はかかるにしてもリースそのものが、もうなくなりますので、年間約1,000万円ですか、そこが減るということは3,000万円、それ以外にもメリットというのですか、削減の効果があるのかどうなのかという数値がございましたら、資料で含めてお願いできますか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** ただいまの御質疑ですが、令和6年末までの、現在リース契約でございますが、その後のお話で、耐用年数が10年プラスアルファ、一応あるということで、リース契約をそのまま10年間終了後、そのまま引き続きリース契約にいくのか、耐用年数の残存期間をどのように活用していくかというふうに、ちょっと複数手法が想定されますので、ちょっと試算等は、まだやってございませんので、その辺の数字はすぐには出せないと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** では、単純に1,000万円の3年分ぐらいというふうなことでは、今は分からないわけですね。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** そのとおりでございますが、その間に市内に約3,400ぐらいの防犯灯がございまして、故障とか、いろいろ修繕とか出てきたり、取替え等コストが出てくることも想定されますので、その辺比較しながら、どちらがいいのかというのを今後検討していきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** その次のページにある、防犯灯・防犯カメラ緊急整備事業ということで、これの内容ですね、たしか国から10分の10で設置をやったのではないかなと思うのですけれども、中身の内容を説明する資料をお願いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** ただいまの岸本委員の防犯灯・防犯カメラ緊急整備事業は、平成29年の緊急整備事業でございます。その内容の資料を提出していきたいと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次に、105ページの2款1項9目電子計算費、02行政情報化整備事業というのが、約3年度で4億5,000万円から5億円ぐらい執行しておりますけれども、この02のシステム導入委託料というのがございますね。前年度が2億7,000万円、令和元年度の決算が2億9,000万円余りで2,100万円ほど増になっております。その増になった説明、それとあとの下のほうに03というのがありまして、これは行政情報化整備事業、同じくシステム導入委託料で、こっちのほうは2,521万円ということで、これは関連、説明する資料をいただければと思うのですけれども、お願いします。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まずは、増減理由ですけれども、平成31年にRPA、AIなどの先進技術導入自治体の行政視察3名派遣しまして、国のマイナンバーカード普及、マイナポイントを活用した消費活性化策に関するブロック会議に派遣しております。

それと、平成30年は証明書コンビニ交付の住民票への休日対応に伴うレイアウト変更によるセンターによる試験ということで、3名を出しております、その額で差が出ているということと、あとは平成31年度に更新したパソコンなどの機器類の費用の増が大きい部分となっております。

もう一点ですけれども、次の03との比較ですが、03は元号改正対応に係る経費のものでありまして、その資料というよりも答弁という形でよろしいですか。

(「結構です」という者あり)

○総務部次長 以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 では、もう一つお願いします。

108ページ、2款1項10目、04の市民防災事業ですけれども、これは自主防災組織設立補助金というのがあるのですけれども、決算の中身というよりも、この市民防災事業、この自主防災、今現在どれだけの自治会で結成をされて、予定はどういうふうになっているのかという説明資料を頂ければというふうに思うのですけれども、以上です。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今御質疑のありました、取組状況等についての資料を提出していきたいと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それから、05の防災行政無線のデジタル化ということで、前年度と比べて整備事業は、約1億5,000万円ぐらい増えているのですけれども、整備事業ですね。この辺の工事請負費も含めて説明資料をお願いしたいと思います。

あわせて、06の沖縄観光防災力強化支援事業についても、概要で結構ですので、どういうものを執行したのかという資料を、05、06、すみませんけれども、資料を要求したいと思います。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 決算書108ページの05、防災無線デジタル化整備事業の内容、06、沖縄観光防災力強化支援事業の概要などの資料を提出していきたいと思います。

○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。

○**桃原功 委員** この成果説明書の19ページをお願いします。19ページのシルバーパスポート事業の件ですけれども、今年度からは凍結というのかな、出していないということで理解しています。令和元年度決算ですけれども、私は、この事業自体は非常に対象者、該当者からは喜ばれている事業だということで、理解しているのですけれども、これの資料を頂きたいのですけれども、この19ページの下のほうに関係法令及び条例等とあって、その他の事項、宜野湾市行財政改革・集中改革方針2019に基づいて令和2年度よりクーポン券を一時凍結、パスポートカードのみを政策事業から経常事業へ移行しているとあるのですけれども、これは少し詳しく説明いただけますか、どういうことか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 成果説明書ページ19番、宜野湾市シルバーパスポート事業について御説明いたします。お持ちであれば宜野湾市福祉保健の概要、6の2番を御覧いただきたいと思います。今の部分に関しましてはシルバーパスポート事業のクーポン券に関する事業ということで、19ページの成果説明資料、一時凍結しているというのはこちらのクーポン券事業となります。その部分に関しましては、令和元年度までの事業とし、パスポートカード事業に関しましては、現時点でも継続して実施している状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** クーポンは凍結、パスポートは継続、パスポートを所有するメリットは何ですか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** パスポートカード交付事業に関しましては、対象者のほうへパスポートカードを提示して、民間事業者のほうで割引を行ったりとか、今年度請求等があったPポイントカードの付与であったり、そういったところを行って、協力事業者の協力でもって成り立っている事業でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 関連するので、お尋ねしますけれども、そうすると、令和2年度予算には、このパスポートの部分の、財政の確保というのはされているの、予算は組んであるの。シルバーパスポート事業のパスポート部分に関しての予算というのは。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** すみません。ちょっと手元に資料ございませんが、ただいま申し上げましたとおり、こちらのほう、事業者の協力でもって成り立っている事業でございます。予算措置の部分に関しましては事務費的な形でカードのほうの発行業務がございますので、それらのものとか、それを対象者のほうに送付しておりますので、通信運搬費とかそういった事業でございます。直接補助金だったり、交付金だったり、対象者に給付するものではなくて、カードを所有している方に対して事業者のほうで協力できるサービスをいただいていることで、予算書のところには、なかなか金額的な面は見えてこない事業ではございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これは3月で凍結した後、市民から、あるいは対象者から苦情等の、あるいは要請等の声というのは届いていますか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** うちの介護長寿課におきましても、こちら平成19年度から実施している事業でございますので、当然クーポン券事業、昨年度までで申し上げますと、金額が2,700万円ございましたので、かなりの

問合せとか、苦情とかあるのかなというふうにちょっと懸念していたところではあるのですが、数件、窓口のほうにやはりお話しされるケースはあったのですが、想定以上の形の、前年度、令和元年度に商工会への説明であったりとか、市報等での周知等もされていたので、そこまで大きな苦情とか、そういったものはございませんでした。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 その苦情等の、あるいはやはり再開してほしいという声も含めて隠さないで資料として出せますか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほど申し上げましたように苦情等ございませんでしたので、口頭受理簿的なものも準備してございませんので、ちょっと資料を出すのは大変難しいかと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 僕は、高齢者からは、なくなるのだよ、どうにかできんのかという声を私は聞くのですが、分かりました。

次、21ページをお願いします。21ページのひとり親生活支援事業ですが、これが2款2項1目、ごめんなさい。3款2項1目の、この事業の目標は安心して住み続けられるまちで、事業の評価として、貧困率が高いひとり親世帯の中でも困窮し、住居を確保することが困難であるとあるのですが、これは委託されていますよね、株式会社レキオスさんに。それが金銭的なものしか見えてこないのか、そのレキオスさんの実績というのは資料として提出できますか。どれだけフォロー、支援ができるかというのを。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 委員おっしゃるとおりにレキオスさんのほうに委託をしている事業でございますが、委員が今求めています資料といいますのは。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ここに書いてあるように宜野湾市のひとり親世帯の数がいますよね。その中で、ちゃんと自立できている方ももちろんいるけれども、自立が困難な方、公助を求めている方がいるわけですよね。そのための、これは事業ですよね。それでレキオスがどれだけ、そういう困窮者に対しての、あるいは該当者に対しての支援ができたかという数字で、その支援はどのような形で、金銭的な支援なのか、何だか分からないけれども、金銭的な支援しかないのかなと思うのですが、その数というのを知りたいのです。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 桃原委員、宜野湾市福祉保健の概要をお持ちでしょうか。

(「はい」という者あり)

○福祉推進部次長 その4の7、(10)のひとり親家庭生活支援事業という項目がございますが、一番下のほうですが、令和元年度は1件というふうに……

(「実績が1件」という者あり)

○福祉推進部次長 はい。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この4の7を見ると、平成28年度が5件、平成29年度が、米印がついているのですが、

9件、平成30年度が9件、令和元年度が1件とあるのですけれども、新型コロナウイルスの影響は、この年度は、まだないので、しかしそれでも困窮するひとり親世帯というのは、実績としては、実績というか、数はあるわけですね。それが1件しかフォローできなかった理由を知りたいのですけれども、なぜ1件しかできなかったのか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 令和元年度におきましては、まだコロナウイルスの影響というのは考えられないところですが、令和元年度は比較的景気が好調で、なかなか一緒にこのサービスというのは、ひとり親世帯に家賃を提供することで落ち着いて職探しなどをさせていただいて、自立に向けて支援をするというふうな目的でございますので、就職については、決まった仕事があって、こちらに家賃だけの補助というようなところで求めている方々が多い。申請といいますか、相談にいらっしゃる方は、かなり多かったのですけれども、実際に支援に結びついたというのは1件ということになっております。

この事業につきましては、令和2年度においては、見直しをかけまして、委員より前の委員会でもお話がございましたようにニーズと合っていないのではないかという意見もございましたので、国家試験とか、あるいは講座を受けることで、より有利に就職に結びつけるような研修などに対しての支援のほうに補助を切り替えて……

（「令和2年度はそれに」という者あり）

○**福祉推進部次長** はい、令和2年度は。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** プロポーザル方式の入札においてレキオスさんは、ある程度皆さんに訴える提案をしたわけですね。だから、なぜそれがミスマッチなのか分からないのですけれども、ニーズにマッチしていなかったのかということを知りたいのですよ。それを資料として頂けないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 確認して提出します。

（「よろしくお願いします」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** あと、この成果説明書の28ページをお願いします。28ページの多様な働き方、5-1-2、産業政策課なのですけれども、これは下の事業受講を見ると、60人の目標に対して70人の成果とあるのですけれども、ここでは目標を超える成果が上がったということなので、これも資料として頂けるのかどうか、お答えください。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 桃原委員の御質疑の多様な働き方就労支援事業、こちらの昨年度の実績の資料ということでしょうか。

（「はい」という者あり）

○**市民経済部次長** 提出してまいります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** あと29ページをお願いします。空き店舗対策事業ですけれども、これも対象者から非常に喜ばれている事業なのですけれども、ずっと商工会に委託をして数年経過していると思うのですけれども、これの実績が分かる資料の提供をお願いできますか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 空き店舗対策事業、現在商工会に委託している事業でございますが、こちらの実績ですね、資料提供してまいりたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** できれば、これは毎年だったではないですか。ちゃんと追いかけていくということも大事なので、過去分の実績で、例えばもう1～2年で平均してしまうと、また予算を活用するということは大変なので、どのぐらい事業として、この該当した、活用した事業所は定着しているのかなというのを知りたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 桃原委員御承知のとおり、平成14年ぐらいからスタートした事業でございますが、当初は市のほうで直接事業をしております、大体17～18年たっておりますが、定着率ですよ。

(「はい」という者あり)

○**市民経済部次長** の分かるような。

(「そうですね。どのぐらい継続できているのか」という者あり)

○**市民経済部次長** スタート時まで遡って出せるか、ちょっと過去10年ぐらいのデータで出せるか、ちょっと確認させていただいて、提出していきたいと思います。

(「よろしく願いいたします。以上です」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 資料要求をお願いいたします。

109ページ、2款1項11目、04、宜野湾市立グラウンド改修等の整備事業1,326万円ですか、委託料があるのですけれども、どのような整備を行ったか。期間はどのぐらいだったかというふうな概要を資料として要求したいのですけれども、よろしいでしょうか。04、宜野湾市立グラウンド施設改修等整備事業、決算書の。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 資料を提出いたします。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 次は114ページ、2款2項2目賦課徴収費、05の固定資産税過誤納付還付補てん事業ということで、6,733万円余りということで、前年度と比べて桁が、ちょっと1桁違うのですけれども、これについて内容の説明資料、資料を要求してもよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 114ページの05の固定資産税過誤納付補填事業の6,733万1,356円の内容でしょうか。

(「そうです」という者あり)

○**総務部次長** 確認をして、どういった形で出せるかを調整した上で提出していきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 127ページ、3款1項1目社会福祉総務費の中の11、国民健康保険特別会計繰出金事業、ここにある、出産育児一時金等繰出金というのが、恐らく福祉保健の概要に説明は載っていると思いますけれども、その確認と、あと保険基盤安定繰出金ということで、保険者支援分ということで、2億円余り出ているのですけれども、関連をして、ここ3年ほどの赤字の部分について説明資料を求めたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員の決算書127ページ、11番、国民健康保険特別会計繰出金事業の出産育児一時金等繰出金の部分に関しましては、宜野湾市福祉保健の概要の9の2番、出産育児一時金等繰出金事業があるかと思われていますが、こちらのほうの事項でよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○健康推進部次長 保険基盤安定繰出金、保険者支援金の部分に関する、これは一般会計側からの繰出金事業のうち赤字補填分の繰出金事業の推移の分かる資料ということでよろしいのでしょうか。

(「はい。3年部分ぐらい赤字のところ。資料を頂けたらと、決算で」という者あり)

○健康推進部次長 はい。確認して提出いたします。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次のページの12です。介護保険特別会計繰出金事業、この中でちょっと介護給付費繰出金というのが7億1,000万円余り出ていますけれども、これはルール分として市が負担する12.5%、介護給付費総額掛ける12.5%が、この数字になってくると思うのですけれども、ちょっとイコールではないのですね、7億1,000万円にはならない。6億9,000万円ぐらいにしかないのですけれども、この算出の根拠みたいな説明資料を頂けたらと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 決算書128ページ、12番、介護保険特別会計繰出事業のうち介護給付費繰出金7億1,143万5,000円が介護保険制度に基づく公費負担分の12.5%になっていないものかということだと思えるのですけれども、多分給付費のほうは決算の金額は出てくるのですが、その部分の12.5%を算出するためには会計年度の中では、なかなか確定をしないものかと思えるので、その内容の確認をできる資料を提供したいと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次の130ページ、3款2項1目社会福祉総務費の中の子どもの学習支援事業で、この事業内容、概要を資料として頂ければと思うのですが、特にお願いしたいのは、子どもの学習支援事業国庫補助金の返納金ということで183万円、これは執行残みたいな形で返納するのかなというふうに思うのですけれども、この決算書とか、いろいろ確認しましたら、前年度の分だったりする場合があるものですから、その辺の説明資料を頂けたらと思うのですが、よろしくお願いします。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 お答えいたします。子どもの学習支援事業ですが、その事業の概要と、それから国庫補助金返納金なのですが、これは委員おっしゃったとおり平成30年の国庫補助金の実績報告に基づく交付金の超過額を返還するものです。この部分を説明する形でよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次は、143ページ、3款1項8目障害者福祉費、ナンバー11、地域活動支援センター事業というのがありますが、この中にⅠ型委託料基礎分、それから次のページに行きまして、Ⅲ型補助金基礎分とか、機能強化分とかございます。こちらの地域活動支援センターの役割というのはどういう役割なのか、その説明、概要、資料をお願いしたいというふうに思います。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 地域活動支援センター事業に係るⅠ型の委託料とⅢ型の機能強化分によろしいですか。

(「基礎分と強化分」という者あり)

○福祉推進部次長 はい。

(「この説明資料をお願いしたいです」という者あり)

○福祉推進部次長 資料を提出してまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 あわせて、この地域活動支援センターの内容、現状と課題が記述できるのであれば、それも併せてお願いしたいと思います。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 事業の内容と現状と課題も提出させていただきます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次に、144ページ、一番下の16、宜野湾市軽度・中度難聴児補聴器購入等助成事業というのが載っておりますけれども、ホームページ等で那覇市の事業内容は確認できたのですが、宜野湾市のは確認できないものですから、恐らく18歳未満の方が対象だというふうに思うのですが、その助成対象者の内容、対象の説明資料ということで、それと金額的なものが示されるのであれば、資料要求をお願いしたいと思うのですが、この購入等助成事業というのはどういうものなのか、内容なのかということで、説明できる資料をお願いしたいと思います。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 委員がおっしゃっている部分に関しては、まず事業の内容の部分と、それから金額のことをおっしゃいましたが、これは1件当たり……

(「そう。どのぐらいまで限度か、恐らくあると思うので」という者あり)

○福祉推進部次長 1件当たりどれぐらいで貸し出ししているのかというところでの。

(「購入です」という者あり)

○福祉推進部次長 失礼しました。提出してまいりたいと思います。

(「よろしくお願いします」という者あり)

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 147ページ、3款2項1目児童福祉総務費、04の養育支援訪問事業というのがございます。今回令和元年度の決算では474万円ですか。これはどのような事業なのか、事業概要を頂きたいと思うのですが、後で出てきます、利用者支援事業と、そこは健康増進課が担当する部分で、健康推進部と、それ

から事業の内容がかぶっている部分があるように感じるのです。そことどのように違いがあるのか。それとも縦割りで、こういうふうな制度になっているのか、この辺の説明資料を頂けたらと思うのですけれども。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 養育支援訪問事業ですね、こちらの健康増進課の利用者支援事業との連携の部分で、どういった部分が変わるのかというところで事業概要を提出したいと思います。

（「事業目的とか、対象者とかわかる資料をお願いします」
という者あり）

○福祉推進部次長 はい。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この中で嘱託員報酬というものがありますけれども、これは専門職、保健師さんのことでしょうか。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 現在は、保健師ではなく看護師職の方をお二人配置しております。

（「すみません。そういうものをちょっと説明資料をお願いします」
という者あり）

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 あと、3款2項2目の児童措置費の、163ページ、30の特別支援保育事業の看護師臨時職員賃金、医療的ケア児の対応ということで、特別支援保育事業とありますけれども、これは恐らく看護師さんの配置の事業だというふうに思いますけれども、現状が分かる資料を提供していただきたいと思うのですが。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 委員が今おっしゃっていた、特別支援保育は障害児の保育を実施している市内の法人認可保育所に補助金を交付する事業となっております。その事業概要でよろしいですか。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 看護師さんの配置とか、現状はどのようになっているのか。そういう看護師さんが配置できなければ、恐らく受け入れはできないのではないかと思いますけれども。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 現在市内の認定こども園の職員として看護師を1名配置するとなっております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料をお願いします。

○桃原朗 委員長 11時10分まで休憩に入ります。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午前11時01分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午前11時10分）

○桃原朗 委員長 休憩前に引き続き、認定第1号に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料要求を続けます。164ページ、次のページ、3款2項2目児童措置費の36、保育所等におけるICT化推進事業、令和元年度決算、平成30年度もあったようなのですけれども、このICT化推進事業の概要、中身です。それと、これまでこのシステム導入補助金を活用して保育園、その実績というのですか、その資料を頂ければというふうに思っております。限度額等もあるはずですので、その辺も、その概要の中で説明資料を求めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 保育所等におけるICT化推進事業なのですけれども、その事業の概要と限度額等について提出したいと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この36と関連しているのか、ちょっと私分らないのですけれども、37も事故防止推進事業という、これは一くくりになるのか、別事業なのか、その辺。これは説明資料で結構ですので、今説明は求めませんけれども、お願いをしたいと思います。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 提出してまいります。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 よろしくお願ひします。あと、165ページ、次です。3款2項2目児童措置費の中の38、地域子育て支援拠点事業というのがあります。これも事業概要、この支援拠点事業というのはどういうものなのかということで、現在宜野湾市の実態と説明できる資料がありましたら、提出をお願いしたいと思ひます。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 地域子育て支援拠点事業の概要とその内容ですね、提出してまいりたいと思ひます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それから、ちょっと申し上げるのを忘れていましたけれども、162ページの3款2項2目の同じ児童措置費、26、利用者支援事業、主要施策の成果説明書にもあると思ひますけれども、うちは、宜野湾市は母子保健型だというふうに認識をしているのですけれども、それも含めてどのぐらい、これは訪問事業等もあると思ひますけれども、どのぐらいの方々の相談を受けて、どのような今実態になっているのか、そういうことを含めて資料の要求をしたいと思ひます。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 すみません。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは健康推進部ではないの。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 利用者支援事業ですよね。今、健康祉推進部ではなくて、所管はこども企画課になります。そこで行っている利用者支援事業という説明でよろしいでしょうか。

(「結構です」という者あり)

○福祉推進部次長 事業の概要を提出したいと思ひます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ちょっと確認ですが、これは健康増進課でやっている事業ではないのですね。これは福祉推進部でやっているのですか。

○桃原朗 委員長 健康増進部次長。

○健康増進部次長 岸本一徳委員がおっしゃっているのは成果説明資料の26ページにあります、利用者支援事業（母子保健型）は健康増進課のほうで所管しております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 説明資料をよろしく願いたいと思います。委員長、一応私は以上で。

○桃原朗 委員長 ほかに。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 資料の請求をお願いします。114ページの05と06、これの説明をいただけませんか。05が固定資産の過誤納還付金ですよね。06が過誤納付金還付金があるのですけれども、何が何で、説明していませんか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 対応が税務課にはなるのですけれども、詳しい内容となれば午後か、明日か、説明のほうをしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、まず05の還付補てん事業の、これまで過去5年分の補てん金の金額の資料、それと06の過誤納付金還付金、納付金、還付金ですね、これも同じように5年分の資料をお願いします。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今御質疑のありました過誤納付金に関するものですけれども、先ほど岸本委員からもありましたので、それと併せて、あと06の過誤納付金還付金のものについて過去5年分を準備したいと思います。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 そのときまた質疑をしたいと思いますので、よろしく願います。

それから、10ページの翌年度繰越額がありますが、これは企画部次長の説明で16事業部、令和元年から2年の翌年度繰越しと申し上げましたけれども、この16事業、資料として何に充てるということで、資料を出していただけませんか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 平良委員の質疑にお答えいたします。決算書の10ページの翌年度繰越額17億3,000万円余りの内訳ということでよろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

○財政課長 これにつきましては、令和2年6月議会において提出をさせていただきました、報告第1号、令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書のほうで既に報告をさせていただいているところでございます。改めてということではよろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

○財政課長 では、提出いたします。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 それから、212ページの備考欄の03、未買収道路用地取得事業、これは10年で用地取得をしようということで、その進捗状況をこれも資料でお願いできませんか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 未買収道路用地取得事業について、令和7年度までの事業期間となっておりますが、これまでの実績を含めて資料提出していきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 お願いします。それから、215ページ、04、我如古21号道路新設整備事業と真栄原地内新設道路整備事業、これの進捗と事業計画、これからの。この資料をお願いしたいと思います。この真栄原地内新設道路のところはあれですか、新町以外の道路ですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 05、真栄原地内新設道路整備事業、真栄原新町地内の事業となっていますけれども、この工事は、この年度においては、まだ事業名が明確になっていなかったですので、市道名も認定して認定名で実施してまいります。それと真栄原地区内の道路整備事業ということで、交差点の交通量調査の絡みはございますけれども、資料要求があった04と05、併せて進捗状況の資料を提出していきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 県道34号線からこの旧新町までの辺りの道路の進捗ももらえますか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 真栄原地内道路事業ということで、それと新設道路がこの路線ということで今やっております。計画にしたら670メートル、幅員も9.6から10メートルということで、その当時ですね、計画していましたが、そのスケジュールですね、進捗状況を提出したいと思っております。

ちょっと補足ですが、今年度においては実施設計を実施しておりますので、それも含めて、スケジュールを含めて提出していきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 よろしく申し上げます。それから、もう一点、308ページ、財産に関する調書、その中で土地、建物が増えております。その土地、建物も、その場所、これの平米数として出ているのは。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 決算書308ページの財産に関する調書の公有財産における土地及び建物、道路の部分なのですが、資料の用意はできますけれども、まず土地ですけれども、場所が長田小学校、野嵩第一公園、比屋良川公園、門前広場の合算した面積で2,588.64平米となります。その行政財産、申し訳ありません。(1)の行政財産の中の土地は今言ったものです。普通財産は基地と、あと西普天間住宅地区における整備事業に発生したものの合算で4,283.84平米ということであります。他の建物ですね、まずは行政財産でいきますと、大謝名児童センターが、取り壊しと改築がありましたので、その増減です。1つが志真志小学校と、あとは大謝名小学校が取壊し分があると。それと、あとは海浜公園にある多目的運動場というような名称になっていますが、屋外施設ですね、それと市立野球場のスコアボードの改築における増減がありまして、その合計が行政財産1万2,558.200平米ということです。普通財産はないです。以上になりますが、資料要求がありましたので、それをまとめたものを提出していきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 学校を取り壊したというお話だったのですけれども、これは増になっていますよね。取り壊したら、その部分に関しては減になるのかなと思うのですけれども。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今質疑のありました、取壊し、改築における面積を表示して資料を提出したいと思います。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 よろしくお願ひします。あと、成果説明書の50ページと51ページの資料をお願いしたいのですけれども、50ページの学校敷地保全対策事業、これは平成30年度から継続でいつまでとは書いていないのですけれども、この計画、いつまでなのか。何年度からどこをやるのか、これまでの実績の資料をお願いしたいのですけれども。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 成果説明書の50ページの学校敷地保全対策事業につきましては、平成30年12月に補正を計上して小学校敷地内のブロック塀等の改修ということで事業を実施しておりますけれども、これは繰越しも含めて、また単費分、補正分と事業は2本立てになっておりまして、本年度から、またそれぞれ資料を提出させていただきます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 効果等もあると思うのですけれども、この実績も資料お願いします。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 整備計画については、これは次年度ぐらいまでは計画に沿って実施していきますが、それ以降、4年度以降については、経常経費の中で少しずつ改修していきますが、そういう概算的なものでよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今回また質疑させていただきますので、それでは資料お願いいたします。

（「資料を提出いたします」という者あり）

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 それから、51ページの公立小学校用地買収事業、これは令和2年度、今年度までの事業期間となっていますけれども、この進捗と予定、計画ですね、これを資料としてお願いできますか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 公立小学校用地買収事業については、国有地と民有地が両方ありまして、国有地については、長田小学校の改修を行っていて、あとは民間民有地が普天間第二小学校、はごろも小学校、宜野湾小学校の3校の合計数字になっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 令和2年度、今年度ですけれども、今年度で終わる予定ですか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 今、御説明させていただいた普天間第二小学校、はごろも小学校、宜野湾小学校について、民有地なのですけれども、なかなか一気に買い付けることはできませんで、その土地の所有者との調整を今

進めている段階ですので、明確に本年度購入できるかどうかは、ちょっと申し上げられない状況です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 民有地の部分に関しては、何坪、何平米という資料を出せますか。国有地に関しては里道と思いますけれども。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 民有地についての資料提供いたします。

（「よろしくお願いします。以上です」という者あり）

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 お願いします。まずは、決算書のほうから27ページ、13款2項2目土木使用料ですけれども、27、28にわたります。市営住宅の使用料、そちらと市営住宅駐車場の使用料、そちらの収入未済額に対して不納欠損額がゼロなのですけれども、こちらちょっと確認したいので、過去5年分の資料をお願いいたします。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 市営住宅に関する使用料の過去5年分提供いたします。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 よろしくお願いします。次、令和元年度の決算に関わる資料の成果説明書、こちら33ページですけれども、空き家等対策計画策定事業、こちら平成29年度から令和元年度までなっていますが、計画は策定されたというふうに理解するのですけれども、こういった計画になったのか、そういった資料は出せるのか、ちょっとお伺いします。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 昨年度空き家等対策計画策定事業に関して計画は策定しております。策定した際に、各会派のほうには、1部ずつ提供はしていると思いますけれども、もしなければ、概要までは提出できますけれども。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 概要版でよろしいので、お願いいたします。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 では、概要版のほうを提出させていただきます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 41ページ、こちら大山土地地区画整理事業ですけれども、こちらの事業内容のほうで基礎資料の整理、取りまとめとなっていますけれども、こういったように取りまとめられたのか。また、今後の計画、そういったものもスケジュールができていますのであれば資料をお願いいたします。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 担当課と調整しながら提出していきたいと思っております。

（「以上です」という者あり）

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 成果説明書の10ページの防犯灯、先ほどスケジュール的にもあったのですけれども、防犯

灯の件ですね、各地域、自治会にどのくらい立っているのかということは資料でいただけますか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ただいまの知念委員の御質疑の防犯灯・防犯カメラ緊急整備に関連するものでしょうか。それとも市内全体の、現在の防犯灯の設置資料。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 市内全体の防犯灯が分かる資料で。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 提出してまいります。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 その成果説明書の31ページの7款1項2目宜野湾市北地区駐車場需要調査事業の、この効果の中の大規模駐車場を有する大型商業施設に負けない魅力あふれる商業空間の形成に向けての基礎資料、この基礎資料というのは提出できるのでしょうか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 成果説明書31ページ、宜野湾市北地区駐車場需要調査事業ということで、昨年度の調査資料の概要ですが、ちょっと確認させていただいて提出してまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 すみません。ちょっと戻るのですけれども、成果説明書の28ページの5款2項1目地域キャリア教育支援事業の職場体験とあるのですけれども、この職場体験の事業者、こういった事業者で体験したのかという資料は頂けるのでしょうか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 同じく28ページの地域キャリア教育支援事業の、職場体験の対象事業数ですね、確認して提出してまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 よろしくお願ひします。あと、決算書の3ページ、市税のたばこ税、予算現額が7億円、調定額は8億円となっているのですけれども、本市におけるたばこの卸業者、本社は何件あって、算定方法、算出方法、この予算をどうやって出しているのかという資料、本社がある企業はたばこからの税金が入ってくる、入ってこない、そういったものを含めて、その算出はどうやっているのか。あと、その本社がある卸業者の名簿、これは頂けるのでしょうか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ただいまの御質疑に関してですけれども、たばこ税に関する本社の部分、算出はできると思いますが、本社の部分も含めて調整等した上で資料等提出していきたいと思います。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 都合上、名前が出し切れないのは結構ですから、その辺もよろしくお願ひいたします。

あと、この決算書の27ページの勤労青少年ホーム施設使用料があるのですけれども、その施設使用料の内訳の提出もお願ひいたします。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 施設使用料の内訳を提出してまいりたいと思います。

(「以上です。よろしくお願いします」という者あり)

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 成果説明書の39ページをお願いします。8款2項2目大山7丁目地内道路改良事業、これは令和元年度で事業が終了になっているのですけれども、アメリカンエンジニアさんの南側の国道58号バイパスを南から進んでいくと、左側に海があつてその市道、全部鉄板がかぶっているのだけれども、まだ。これは事業としては令和元年度で終了となっておりますね。あそこの事業は、これに入っていないのですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今、桃原委員がおっしゃっている区間、まだ鉄板がかぶされている、専門学校の通りですね。

(「そう」という者あり)

○建設部次長 そこからの直線道路なののですけれども、あそこは地下にボックスカルバート、下水道関係のボックスカルバートが埋まっております、やはりボックスカルバートの老朽化で、下水道施設課のほうで今維持管理を行って、補助金がつき次第、執行するということは伺っていますので、大山7丁目地内の道路整備事業とはちょっと若干違うということで、下水道施設課、下水道のほうで復旧するということになっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の答弁だと、補助金がつかないと、あれは着工できないということなのですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 主管課ではないのですけれども、上下水道局のほうで実施にはなるのですけれども、聞いた話では、やはりボックスカルバートの改修となると億単位の事業費になりますので、当然上下水道の中でも単費事業では厳しいということです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 58号バイパスから北進していると100メートルぐらい、片側通行になっているので、安全面で、市道なので、その安全対策というのは、市がやるべきかと思うのですけれども、それらの対応はどうなっていますか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 周辺は、大型車両が多く通るということで、通行等を規制する前に、各事業所、いろいろな店舗を営んでいる方に対して個別訪問を行いながら、こういう安全、危険な箇所ということを踏まえて、極力通らないでほしいということを申し合わせしながら道路維持管理を行っている状況でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この事業からすると、令和元年度で終了ということが、あの7丁目地内の道路整備というのは、今言ったボックスカルバートの工事を除いては、ほぼ完了したということで、理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 そういう考えでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 西普天間住宅地区に関しては、宇地泊、佐真下を含めて特別会計のほうでの認識でございます。その辺のところを資料提供が、同じものが出せるのかどうかも含めて検討させていただきます。

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。

○**桃原功 委員** よろしくをお願いします。

○**桃原朗 委員長** 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後12時07分)

◆午後の会議◆

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、認定第1号に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 4款2項1目清掃総務費、191ページ、負担金、5年分ぐらいの推移をお願いしたいと思います。そして、負担金というのは、大体幾らまで、どのような予算、人件費なのか、運営費なのか、この辺の活用といいますかについて資料の要求をさせていただきます。

それから、05のごみ減量対策事業の中で一番下にある指定袋等販売委託料というのがあります。これは要するに宜野湾市で作っている有料ごみ袋を委託販売する先への支払いだというふうに思いますけれども、このごみ袋の代金、市民が買う場合、歳入として入ってくるものだというふうに思いますけれども、これは歳入のどこにあるのかということ、まず確認をしたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 岸本委員の御質疑にお答えします。ごみ減量対策事業の指定袋に係る、この販売手数料、売上げ手数料と認識しておりますが、決算書で申し上げますと、30ページ、歳入、13款2項2目衛生手数料の中に1節清掃手数料がございまして、備考欄3つ目、一般廃棄物処理手数料1億3,000万円余りがございまして、歳入としては、こちらで受けております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** この部分もちょっと推移が分かるような資料を頂けますか、5年分ぐらいの。

次に、192ページ、ごみ処理委託事業ということで、これはごみ処理焼却に係るリサイクルを含めたものであるというふうに認識をしておりますけれども、1億8,000万円余り。これについての5年分ぐらいの推移を示せる資料の提供をお願いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 岸本委員の御質疑の決算書191ページ、倉浜衛生施設組合処理負担金の、こちらは3年分ということで……

(「では、5年分ぐらいお願いします」という者あり)

○**市民経済部次長** それと、事業内訳ですね。あと、次の192ページのごみ処理委託事業の5年後の推移と歳入の30ページ、一般廃棄物処理手数料の5年分の推移について資料を提供してまいりたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** よろしくお願ひします。ちょっと飛びますけれども、教育委員会、10款1項3目、246ページ、11のコミュニティ・スクール、これは主要成果説明書の中の50ページ、左側にありますけれども、私資料要求したいのは、今、このコミュニティ・スクールの導入をされているのは何校なのか。もう全て出来上がったのか。あと、学校ごとの目標とするテーマがあると思います。そして、最初にはごろも小学校と宜野湾小学校、最初、この2校からスタートしたと思うのですけれども、これまでどのような活動を進めてきたのか。

最終的に小中、ほとんどのところがスタートするのは、もう始まっているのか、いつなのか。この辺の資料を、これではちょっと詳細が見れませんので、お願ひをしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 岸本委員の御質疑にお答えいたします。コミュニティ・スクール導入推進事業については、今現在の市内13校の状況と、あと一番最初に導入されましたはごろもと宜野湾の活動の内容、あと学校ごとのテーマ、ちょっとその中身を確認して資料を提出したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** よろしくお願ひします。その2つ下の14ですね、就学援助システム導入事業というのがあるのですけれども、これは1,000万円余り、システム委託料があるのですが、この概要の説明資料を求めたいと思うのですけれども、この予算は単年度なのか、それともシステムは一度導入すれば終わりだと思うのですけれども、それでいいのか、資料要求をお願ひしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 決算書246ページ、就学援助システム導入事業、これは、これまでは手計算だったものを、システムの導入をして対応したいというところでのシステムを導入したというものです。基本的には、令和元年度分のみという形になります。導入についての中身の資料を提供したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** よろしくお願ひします。それから、274ページの10款4項1目幼稚園費の預かり保育事業ですけれども、決算の額、予算の額、執行したものについての認識をするところでございますけれども、預かり保育事業によって、待機児童解消に効果とか、成果とかというのが、この事業が果たしている役割があると思うのですけれども、そちらの、いつから始まって、どのような効果を出しているのか、説明資料として求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 幼稚園の預かり保育事業ということで、具体的に数字とか、例えばそういうふうに、その効果が出ているのかというところの、ちょっとその辺担当課とちょっと調整をしながら提出していきたいと思ひます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** では、資料の提供をよろしくお願ひします。あと、10款5項4目の図書館費、この01に含まれるのか、その他のものに含まれるのか、ちょっと見えないのですけれども、平成18年、平成17年あたりからスタートしましたブックスタートの、以前は単費で予算が組み込まれていましたけれども、今は経常経

費で、その費用、事業については、図書館のほうの予算で、事業の中身は取り組まれているというふうに認識をしているのですが、そのほとんどが絵本の費用と、あとはその担当する臨時職員の費用だと思うのですが、そこら辺の中身ですね、ちょっとどのようになっているのかということ、資料提出をお願いできませんでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** では、今、岸本委員の御質疑は、ブックスタートで活用している絵本の購入実績と、あと事業に当たっての会計年度任用職員の実績ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○**教育部次長** 資料を提供してまいります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** あと、10款6項3目給食センター費、備考欄の05なのですが、小学校給食費助成事業、301ページ、05、こちらの、できましたら、3年分ぐらいの推移と、あとこちらの財源内訳というのですか、こちらの財源内訳というのですかね、そういう分かるような資料が頂けたらと思うのですが、いかがですか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 301ページ、説明05、小学校給食費助成事業、3年分の金額……

(「推移」という者あり)

○**指導部次長** という形でよろしいでしょうか。資料提供していきたいと思います。

(「委員長、以上です」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** よろしくお願いいいたします。歳入の20款4項5目雑入のほうで確認させていただきたいのですが、56ページ、20款4項5目雑入です。収入未済額が2億700万円余り、不納欠損額が49万4,183円とありますけれども、この5目、ずらっとたくさん項目があるのですが、この収入未済額と不納欠損額が出た項目ですね、それを出していただきたいのと、過去5年分ぐらいですね、両方、収入未済額と不納欠損額を出していただきたいというのと、その中で5目の中に生活保護費返還金というのが63条、78条とか、いろいろ5項目ぐらいあるのですが、それがどういったものなのか、ちょっと説明できる資料があれば、それを一緒につけていただきたいのですが、いかがですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 平安座委員御質疑の56ページ、20款4項5目雑入の中の下のほうにある不納欠損49万4,183円と収入未済額の約2億円については、それがあつ項目については、財政のほうで出してあると思いますが……

(「5年」という者あり)

○**企画部次長** その後の項目について再度確認させてください。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 20款4項5目の中に……

(「何ページ」という者あり)

○平安座武志 委員 58ページに63条、生活保護費返還金とか、78条とかあるのですけれども、そのまま落としていて62ページにも78条、63条とあるのですが、その辺がちょっと分からない。それが分かる資料があれば、ちょっと提出していただきたい。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 平安座武志委員の御質疑でございますが、58ページに63条、生活保護費返還金であったり、78条であったり、この部分に関しては、例えば63条、生活保護法の63条において、保護者が資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の、間違っただけで給付してしまった場合に、その受給者から返還していただかないといけないというふうな条項になっています。

78条は、故意に届出を行ったり、申告など不正申告ですけれども、あるいは偽りの申告をした場合の、それが発覚して、余分に保護費を交付した場合に返還していただかないといけないという、それぞれ分けて、故意のものが、あるいは間違っただけで保護費の返還金というような形で位置づけがございますけれども、62ページには過年度分ということで、時効などがございます。時効等を含めて過年度分という形と、あと現年度分という形で内容になっていると思いますが、いずれにしても、福祉推進部において提出していきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。続いてですけれども、主要施策の成果説明書37ページ、橋梁長寿命化修繕事業について確認させてください。これは橋の整備だと思うのですけれども、これは平成23年度から令和2年度までとありますが、これを見ると、箇所が12あって、平成30年度に長田11号の橋、今、野嵩もやっているのが、多分これだと思うのですけれども、平成23年度から令和2年度までに、どれだけの橋の修繕等を行ったのか、分かる資料があれば提出していただきたいのと、これは令和2年度となっているのですが、それ以外には、今はないのか、取りあえず老朽化している橋ですね、それがなくなっていくのか、ちょっとお答えできるのであればお願いいたします。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 現在12橋ある橋の修繕は行って、委員のおっしゃるように野嵩が通常、いわゆる橋梁の修繕、ただ残りボックスカルバート等の修繕計画も今後また策定しながら、優先順位を決めながら発注していくということで、ただ全て終わったという形ではなくて、一旦締めて、これからまた再度ボックスカルバートの箱橋を修繕が見受けられる箇所を今後また修繕していく予定でございます。資料については、長田の長田1号にかかっている橋等の修繕もほぼ終わっていますので、その辺の地図上で何カ所か示しながら修繕箇所を明記した資料を提供していきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 次長、この工事は令和2年度までになっているのですけれども、これは点検しながら続けられていくという考えでいいのですか。それとも令和2年度で一旦終わって、またという形になるのか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今の修繕計画の中で一旦令和2年度で終了となっています。また、今年度引き続き長寿命化に向けた調査業務を行いますので、そこでまた優先順位が明確に出ているわけです。西海岸にあるボックスカルバートの橋梁がありますので、この辺が、今まで調査対象ではなかったのですけれども、そこも再度点

検からある程度の期間がたっていますので、再度調査しながら優先順位を改めて修繕計画につけてきて、令和3年以降の計画に改めて、またのつけるという形になります。一旦大きな橋梁は、令和2年度、本年度で野嵩橋のほうは終了ということで、御理解いただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。分かりました。

あと、31ページの7款1項2目宜野湾市北地区駐車場需要調査事業、これは令和元年度で調査事業を行っているはずなのですが、これは駐車場の状況、どれぐらいの駐車場が必要かとか、調査を行っているはずなのです。これの調査報告書が確定されたということなのですが、こういった大体内容になったのかが簡単に分かる資料があれば、ちょっともらいたいなと思っているのですが、どうでしょうか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座委員の御質疑の北地区駐車場需要調査業務事業ですが、午前中、知念委員からも資料要求がありましたので、それで同じ内容になるかと思いますが、それでお願いしたいなと思います。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 あと最後、これは資料ではなく、確認だけちょっとさせてください。歳出の、2款1項6目、90ページ、はごろもぶらん実施事業の中の第3次宜野湾市男女共同参画計画中間見直し業務の委託料というのが239万8,000円出ておりますが、これは第3次は4月も出ていますよね。多分4月でできているはずなのです。これは冊子の費用なのか、それともほかの費用なのか、冊子を作るための費用なのか、そこをちょっとお聞かせいただきたい。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 平安座委員の御質疑にお答えします。この90ページの2款1項6目、備考欄11、はごろもぶらん実施事業、そこの業務委託料ですが、元年度に中間見直しを行っておりまして、実施計画の改訂版の委託料というふうになって、改訂で新しくなって、はごろもぶらん実施という今改訂版で、その委託料です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 改訂版、要するに冊子みたいなものを作っている、その費用と考えていいのですか。それを作るのを委託している費用なのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 冊子を令和2年3月で改訂版を作成していますので、その内容については、また原課、担当課と確認して、どのような内容かということ、また後で報告したいと思います。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。できているのであれば、内容を確認してもらって、それで取りあえずこれは委託料、どこに委託したのか、ちょっと後で教えてもらえますか、資料で。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 委託先については、ちょっと確認して報告したいと思います。

(「以上です」という者あり)

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 まず、歳入のほうから。18ページの1款2項2目法人、市税の法人、ありますよね。区分

のほうの現年課税分、不納欠損額がゼロということになってはいますが、このゼロの説明ができるのか。不納欠損というよりも、全く本人、会社だと思うのですが、ゼロということは、取り損ねがないということになるのか、この説明できますか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 18ページの1款2項の法人の現年課税分の不納欠損額がゼロという理由ですけれども、これについては、担当課に確認をした上で答弁したいと思いますので、明日以降にでも大丈夫でしょうか。お願いいたします。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 はい。それと、その下の欄の滞納繰越分がありますけれども、その滞納繰越分の備考のほうですね、これは減額となっているものですが、これの3年分ぐらいの資料をお願いします。

(「5年」という者あり)

○知名康司 委員 すみません。5年です。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ただいまの法人市民税の滞納繰越分の資料ですね、その5年分ですね。

(「はい」という者あり)

○総務部次長 その資料を提供したいと思います。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 歳出のほうは109ページ、2款1項11目、説明欄02の野球場施設整備事業、スコアボードの改修工事費1億7,000万円出ていますけれども、これを資料としてお願いいたします。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 改修事業費の内容ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○建設部次長 それでは、資料を提出いたします。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 226ページ、8款3項5目、説明欄07の佐真下3号公園整備事業670万円余りということで、これも今年度というか、最近整備されて、きれいにしているのですが、事業も含めてスケジュール等も出せるのであれば、お願いしたいなと思います。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 佐真下3号公園整備事業につきましては、令和元年度は委託料、今年度が工事発注しております、スケジュールというか、本年度で公園整備は3号は完了予定となっております。よろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 あれも含めて財源も含めて。それと、次のページの8款3項5目、説明欄11、宜野湾市緑の基本計画策定、括弧して見直し事業とございます。1,000万円余りあるのですが、これは前年度、前の年までは、これはないのですが、新たに事業が1,000万円余りということで、ほぼ委託料ということで出ていますけれども、この説明と、あとその内容の資料がありましたら、お願いいたします。227ページ

の公園費の説明11、宜野湾市緑の基本計画策定（見直し）事業。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算書で227ページでございますけれども、成果説明書の45ページのほうに基本計画策定の見直し事業ということで、事業目的等がありますがその資料で大丈夫でしょうか。

（「はい。資料提供、よろしくお願いします」という者あり）

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 これは事業の項目を提出ということでよろしいでしょうか。というのも、今年度で緑の基本計画が策定する予定ではございます。本日、選定委員会が3時から一応開かれる予定となっており、計画策定に向けて動いている状況でございます。ですので、この策定見直し事業の中身では、表立った資料ということは、出せる資料が実際には無くてですね、本年度策定される、計画策定をもって世間に公表できるという形になりますけれども、そういう説明でよろしいでしょうか。

（「ちょっとお待ちください。これは委託料がこれだけ1,000万円余りかかっていますけれども、その事業内容は出せないのでしょうか」という者あり）

○建設部次長 事業内容であれば出せます、どういう項目を調査したとか、それを資料として提出いたします。

（「お願いします」という者あり）

○桃原朗 委員長 知名康司委員、よろしいですか。

○知名康司 委員 はい。

○桃原朗 委員長 ほかにございませんか。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 191ページ、4款2項1目、05、ごみ減量対策事業の中の印刷製本費3,000万円あるのですが、その内訳ですね、パンフレットなのか、冊子なのか、シール等も含まれたものなのか、確認したいのですが。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 上里広幸委員の御質疑のごみ減量対策事業、その印刷製本費3,050万円余りの内容の内訳の資料を提供していきたいと思います。

（「5年分お願いできますか、推移を確認したいです」という者あり）

○市民経済部次長 過去5年分ですね。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○上里広幸 委員 はい。

○桃原朗 委員長 ほかになければ進めてよろしいですか。

（「はい」という者あり）

○桃原朗 委員長 審査中の認定第1号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

(散会時刻 午後2時37分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年10月6日（火）

午前10時00分 開議
午後 3時47分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○説明員（30名）

総務部次長	多和田 眞満
市民防災室長	宮城 竜次
人事課長	知花 博史
行政改革推進室長	宮城 恵美
契約検査課長	高江 洲 強
IT推進課長	金城 広郁
税務課長	津波 古良幸
納税課長	佐久本 嘉一郎
企画部次長	泉川 幹夫
企画政策担当技幹	仲泊 嗣典
財政課長	小橋 川陽介
市民協働推進課長	金城 美千代
市民経済部次長	伊佐 真
環境対策課長	浜里 吉彦
市民課長	野村 斉

福祉推進部次長	宮城 葉子
児童家庭課長	浜里 郁子
児童家庭担当主幹	棚原 佳乃
子育て支援課長	香月 直子
こども企画課長	普天間 朝彦
障がい福祉課長	津島 美智子
生活福祉課長	與那原 類
健康推進部次長	松本 勝利
国民健康保険課長	米 須 之訓
健康増進課長	玉城 悟
建設部参事	嶺井 辰也
基地政策部次長	多和田 功
基地渉外課長	吉村 純
選挙管理委員会事務局長	伊佐 英人
監査委員局長	當山 全盛

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- （1）認定第1号 令和2年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について
（歳入及び歳出2款～4款、11款～14款）

（総務費・民生費・衛生費・災害復旧費・公債費・諸支出金・予備費）

第430回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年10月6日（火）第2日目

○**桃原朗 委員長** おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を行います。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

款ごとの審査になりますので、まずは2款総務費から審査を行ってまいります。本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 資料番号の30番と42番、税の過誤納金について御説明をいただきたいと思います。資料番号の30番は、固定資産税の過誤納金の補填事業なのですが、平成31年度が過去5年分の件数と金額を提出していただきましたけれども、突出して多い。例年大体30件、あるいは10件台、平成27年から平成30年の件数は、金額別の数100万円というベースなのですが、平成31年度に限っては件数が10倍以上、なぜ突出したのか、まず理由をお尋ねいたします。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 固定資産税の過誤納金補填事業の件なのですが、本件につきましては、委員御指摘のとおり例年数10件単位で数100万単位の金額でございます。これにつきましては、平成26年、固定資産税の住宅の特例措置が適正に課税されていなかったものですから、それをちょっと新聞報道にもあったのですが、固定資産税の課税誤りということと……

（「課税誤り」という者あり）

○**税務課長** はい。それを受けて調査を続けておりまして、それで平成31年度当初予算において調査が、その辺の実態がある程度見えてきましたので、その調査結果を基に平成31年度当初予算において予算要求をしまして、それで7,500万円の当初予算を計上、認定いただきました。それに基づく対応を平成31年度に行ったところの結果によるものです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 整理すると、平成26年の法改正、住宅特例措置によって、その平成31年度が、これだけ突出するというのが、まだよく私理解できないのだけれども、もう少し分かりやすく答弁できませんか。なぜ平成26年度と比べて平成31年度に影響が及ぶのか。平成27年度、平成28年度には影響は及ぼしていないのかという。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 住宅特例の措置については、従前からあった制度でございまして、これが適用されておられ

んでした。それで、その部分をお返しするという事で、税法上、更正ができるのが、過去5年分の更正までしか遡れないことになっておりますので、ただこれについては、我々のほうの過失が非常に高いということで、宜野湾市の固定資産税の補填金の要綱に基づいて最高20年まで遡って対応できるものですから、そこを対応するための事業となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、これは宜野湾市に限らず、ほかの自治体も同じようなことになっているということですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 その辺については、報道の範囲ですけれども、これまでも、県内でも、ほかの市町村でも同様な報道等があったことは承知しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この平成31年度の6,700万円余の補填事業、返金するわけですね、当事者へ。この辺はスムーズに漏れずにできたのですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 はい。決算時においては326件の対象者がございまして、通知をしまして、それに基づいて申請をしていただいて、お返しできたのが317件でした。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このいただいた資料では321件と書いてあるのですよ、平成31年度は。今の課長の答弁では326件中317件に対応できたということで、残りの9件は、対応できなかった理由は何ですか。連絡が取れないということなのですか、その当事者に。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 通知をしまして、訪問もこれまで行っているのですけれども、ちょっと接触ができないとか、あとは訪問した際、不在であれば書き置きをして連絡くださいということで、メモも残しているのですけれども、ちょっと連絡が取れないのが主な理由です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 次は、資料番号の42番、これも過誤納付金の還付金なのですけれども、これは市民税、固定資産税、軽自動車税による5年分のデータを出していただいたのですが、これも令和元年度が突出して倍以上、6,900万円、ほかの年度は2,000万円台なののですけれども、これも突出している理由をお願いします。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 今の御質疑にお答えいたします。今回、前年度に比べて、先ほど来税務課長から話があった、住宅特例の際の課税誤りの影響で税額を変更して還付する事業を行っておりまして、この住宅特例関係の2,974万円余りということで、同じく3,000万円ありました。そこが主な理由となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 住宅特例の課税誤りが、固定資産税とか、軽自動車税にも影響を及ぼすということなのですか。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 こちら影響を及ぼす税目は固定資産税でして、納税課が扱っている範囲は、地方税法上可能な5年以内の更正、それで5年以内の税額を更正して還付金が対象というようなすみ分けになっています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 先ほどの答弁では住宅特例措置ということでしたけれども、今、課長の答弁で課税誤りという答弁もあったのですけれども、どちらが正しいのでしょうか、課税誤りと住宅特例措置というのは。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 住宅特例の適用が適正に適用されていなかったことを捉えれば、表現としては課税誤り、一般の市民の方から見ればそういう表現になるのかなと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 なぜ課税誤りが生じるのですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 今回の住宅特例が適正に適用されていなかった点については、かなり平成の1桁台とか、かなり……

(「平成の1桁台」という者あり)

○税務課長 はい。かなり前に残ったものが、そのまま引き継がれてきていた状態でございました。なので、当時は、今ほど電算が発達していなかったこととか、担当者間の家屋係、土地係が、ちょっと連携のミスが大きな要因だと推察をしております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 何か自分自身で納得していないのだけれども、分かりました。大体このような突出した、あるいは住宅特例措置の影響で市民に迷惑をかけたということですよ。その辺は皆さんの立場でも、いかんともしがたいことなのかなというふうに思いますけれども、この市民税、固定資産税、軽自動車税の還付事業においては、速やかに当事者、該当者に対応ができたということで、先ほどは9件余り連絡が取れないということはありましたけれども、対応できたのでしょうか。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 決算書の18ページ、一番上の行、市税の部分になりますが、この一番右端で還付未済額がございます。575万6,634円ありまして、例年こちらの還付について数100万円還付未済が出る状況でございます。原因といたしましては、税額が申告等で変更になったり、二重納付があった場合、私たちのほうから市民に還付請求ができる旨の通知を送付いたします。そこから請求が来て初めて還付という流れになるのですが、それまでのタイムラグであったり、あとなかなか申請していただけない場合に、年度をまたいだ場合、還付未済額として残っている状況でございます。

ちなみに実際の還付額の合計でございますが、114ページの一番下にもありますとおり6,900万円、全体であります。この中の年度をまたいだ、処理し切れない分が、先ほどの575万円です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 大体分かりました。この114ページの過誤納付金の還付金の6,900万円のうち先ほど答弁された還付未済額575万6,000円余り、10%まではいきませんが、割と7～8%台なのかなと思うのですが、大体この辺の7～8%の推移というのは、毎年このような形で生じるということで理解していいのですね、

いろいろな理由によって。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** はい。毎年数100万円は還付未済となります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 次に、資料番号の11番、いただいた資料の11番なのですが、防災行政無線デジタル化整備事業なのですが、これはどなたかの一般質問等でもありましたので、大体理解はしているつもりなのですが、要は平成34年といたら、これは分かりにくいので、西暦2022年、法改正によってアナログは、もう使えないということになっていて。そのためにあと2年ぐらいしかないから、これを順次デジタル化に替えてということで理解しているのですが、この決算においては、もうあと2年しかない状況の中で、いただいた資料によれば、大体理解できるのですが、またアナログ系が88か所存在している。2年のうち、これは全てデジタル化にしていこうということだったのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 資料の2ページの、この事業の取組、大きな5番の事業の取組というところがございすが、令和元年度から令和3年度までの3年間の事業で工事を行ってまいります。令和元年度に28局はデジタル化しましたので、残りアナログは60局になっております。その60局を令和2年度、今年度と令和3年度で全てデジタル化いたします。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。頂いた資料では、平成12年まではアナログ88か所、現在はいわゆるアナログは61か所ということですね。これは、この資料3番のデジタル化事業の効果ってあるのですが、デジタル化することによって情報伝達手段の多様化が図られ、双方向性や大量データ通信というふうにあるのですが、実際は例えば台風とか、豪雨災害とかあった場合に、どなたも窓は開けないですよ。窓は閉め切っています。

そうすると、アナログであろうが、デジタルであろうが、音が聞こえないという実態だと思うのです。その場合の対応というのは、いかんともしがたいものだと思うのですが、この多様化、あるいは情報伝達手段の在り方というのは、そういう沖縄、あるいは日本において、台風が頻繁に来るという状況においては、何か変な質疑になってしまうのだけれども、どうしても台風のときに窓を開ける方はいないではないですか。その対応というのは、音以外の伝達手段というのはどうなのでしょう。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** まず、デジタル化を、これだけの予算で行って行って、今、桃原委員がおっしゃるのは、暴風雨のときは防災無線が聞き取りづらいのではないかと御指摘なのですが、確かに防災行政無線というのは、今までも災害、地震、津波、または火山の噴火だとか、様々な自然災害があるのですが、同時一斉に避難を呼びかけするために、これは行政としては整備しなくてはならないものとして考えてはおるのですが、実際に暴風雨が吹き荒れている中で、現在は皆さん、携帯電話というのは、ほぼ100%お持ちになっておりますので、防災行政無線で避難の呼びかけを行うと同時に、携帯電話にもエリアメールということで、例えば「今レベル4でございす。避難を開始してください」というような呼びかけを行うこととなっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 スマホ、携帯電話の普及率が高いので、ほぼ持っているので、これでエリアメール等で対応していただきたいということですね。

○桃原朗 委員長 桃原功委員、もうそろそろ20分たちますので、ほかの方に回してよろしいですか。

○桃原功 委員 ちょっと待ってください。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 資料番号32番で、これは地上デジタル放送受信障害対策事業ですけれども、国民が、市民が、その情報を得るとするのは防災無線よりも、例えばテレビで、そういうものが主に情報の入手と手段としては高いと思うのですけれども、この地上デジタル放送受信障害、これは野嵩、普天間、新城という限定した書き方になっているのですけれども、この3つの行政区以外にも、例えば我如古であったり、今、私が住んでいる真栄原であったり、あるいは喜友名であったり、地デジ受信障害というのは生じているのですよ。その被害実態というのは掌握されていますか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。平成23年度の対策工事以降におきましても、市内のほぼ全域の方から、こういった受信障害が発生しているという声が寄せられております。そういった状況も踏まえまして、今年度より、本年度予算になるのですが、本年度予算の防衛省の補助事業を用いまして、障害があつて、なおかつ申告のあつた世帯に対して戸別調査を実施しているところでございます。そうした戸別に、コロナ禍の様相もございますが、1軒1軒ちょっと深刻なお宅を回って、次の段階として前回のような対策工事を実施できるように沖縄防衛局と調整しているところでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この3つの地区以外に住んでいる方々から、被害というのは、実態としてあるのですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。我々これまで基地被害110番でありますとか、市報を通じまして、地デジの対策事業をアナウンスしておりまして、実際3地区以外からの障害の声も寄せられているところでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、この3地区以外から被害があつた場合には、その3地区以外でもできるような対応はやっているということですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 令和2年度、本年度の予算におきまして、そういった対策の、工事の前の、家屋の調査を実施しておりますので、我々としては、申告があれば、その都度業者と調整して工事にお伺いできるような体制を取っておりますので、申告を1件でも多くいただければ対応できる体制にはなっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 OCNによる対応とあるのですけれども、沖縄ケーブルネットワークですよね、これは。そういう被害対策というのはOCNを引いて対応するということですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** 今現在申告がある世帯の各調査を実施している段階ですので、工法については、ちょっと今から検討することになります。ただ、以前のように地デジの対策というのは、有線方式であるとか、市内のあるところにアンテナを建てる方法とか、幾つかあるようですので、まずは市内の申告のあった世帯で、何か障害がある世帯を全体的に勘案して、どの方法が一番適当なのかということを本年度検討してまいりたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 資料を頂きたいのですが、このデジタル受信障害があるのだよというところの字なのか、どこから何件というのが資料として頂けますか。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** いつというのは、今申し上げられないのですが、更新している資料がございますので、そちらのほうを資料として提出いたします。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 私たちもどこからテレビが映らないよというのが、挙がっているのかというのが知りたいのですよ。ぜひ資料として提出をお願いします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** おはようございます。資料を頂いていますので、資料番号は6番で、決算書は2款1項9目、電子計算費でございます。02の行政情報化整備事業、資料を頂きました。特にそのシステム導入委託料と、それからその次の03のシステム導入委託料、同じく行政情報化整備事業なのですが、関連ということで、資料を要求させていただきましたけれども、もう一度、この02と03の関連するかどうか、御説明いただけますか。

○**桃原朗 委員長** I T推進課長。

○**I T推進課長** おはようございます。まず、02のほうは行政情報化整備事業でいいのですが、03は繰越明許のほうだと思います。

(「内容」という者あり)

○**I T推進課長** 02のほうのシステム導入委託料なのですが、平成31年度のほうに、平成30年度から平成31年度にかけてパソコンがありますけれども、大体全部で市内1,500台ほどの入替え事業がありました。一遍に1,500台の入替えはできないものですから、次年度にまたいで、先行して400台を平成30年度、残り1,100台を平成31年度に入れ替えます。平成30年度は400台先行していますけれども、既存の古いシステムといますか、古いパソコンといますか、それも動かしながらになりますので、どうしても平成30年度は費用が抑えられる形になりますので、平成31年度の費用が高くなったというわけではなくて、平成30年度との差ですので、平成30年度は古い機械を使いながらの平成30年度。平成31年度は新しいシステム、パソコンを入れていますので、その分の費用の負担が大きかったということです。

03、繰越明許のほうなのですが、元号改正がございまして、たしか元号は5月1日から新しい元号がスタートしていると思いますけれども、行政発表は4月1日にはされていたと思います。それで、元号が発表されてからシステムを入れ替えると、どうしても間に合いませんので、先行して、ある程度どの部分に影響が出るか、変えないといけない部分がありますので、それはやっておかないといけない。それと、正式

に新しい元号がスタートして5か月ほどなりますので、それが繰越明許のほうで、03のほうで元号改正に対応するためのシステム導入委託料という形で、この違いでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 疑問については、十分理解ができた。ちょっと02の行政情報化整備事業そのもの、これは第3次のアウトソーシングは、平成30年から始まったと認識をしているのですけれども、それで間違いないですか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 第3次包括的ITアウトソーシング業務ですけれども、平成30年から平成34年までの5年間で業務が計画されております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** そこで、ちょっとお伺いをしますけれども、実は平成29年度の決算を見ますと、システム導入委託料というのが約5億700万円くらい、私の手元の資料では、そうなっていて、翌年度から平成30年度、システム導入委託料が、ここにもあるとおり2億7,550万円ということで、随分第2次と第3次、このシステム委託料というのが大幅に変わっているように思うのですけれども、それは私の認識の間違いなのか、そんなに差はないのか。要は第3次に移行したということは、そういう部分も極力経費を削減させるという観点から、そういうことになっているのか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 確認させてください。第2次と第3次でございますね。

(「はい、そうです。単純に比較してです。要は中身が違ってくる、単純に比較はできないのかもしれませんが」という者あり)

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** ちょっと整理させていただくので、すみません。

(「では、後で」という者あり)

○**IT推進課長** はい。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** そちら辺を平成30年度、これは資料では前年度、平成30年度の決算ですので、その前の年の話をしていますので、ちょっと手元には資料はないのかもしれませんが、恐らくこういうシステムの導入委託料という観点からすると、随分抑えられているのではないのかなと私は認識をしているのですけれども、もちろん全体として、ここはPCの入れ替えもあつたりしておりますけれども、この部分の削減をしていくためにIT推進課として全庁的にアウトソーシングの、仕事を効率よくしていくものと同時に、経費の削減をしていくという観点からの検討がなされて、第2次から第3次に移行しているのではないかなというふうに思うのですけれども、私は石垣市と名護市と宜野湾市の3市で行っている、いわゆる自治体クラウドという部分では、本市は5,000万円ぐらいの削減効果がありましたというふうな当初は話もありましたけれども、そちら辺も、決算ですから、いわゆる5年間のスパンで見っていく部分もあると思いますけれども、前と比較して、どう変わっているのかということも単純に比較ができればいいのですけれども、そちら辺の

分析もできればしていただければなというふうに思います。

そういうことでは、今第2次よりも第3次は行政改革といいますか、その部分にも一応決まっているのだという、そういうことが言えるのではないかなというふうに思いますけれども、課長、どうですか。その件について。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** このIT関連の予算が、なかなか自分たちで独自に開発できないものですから、実際この金額が適正なのか、高いのか、安いのかということが、議会でもよく協議されていることかなと思っております。次期システムへの切替えが2年後に迫っておりますので、次のシステムをどうするかということで、今、委員がおっしゃったとおり宜野湾市、石垣市、名護市、3市でクラウドをやっていますけれども、3市の中でも今協議をしています。

そして、移行のタイミングが近づいていますけれども、御承知のとおり、国のほうが、かなりデジタルに力を入れてくるという形の報道もありました。国も各自治体ごとばらばらになっているシステムを、国が強力な指導を受けて標準化システムという形でシステムの在り方において統一化、標準化する形で進めており、そうすることで費用もかなり削減されるかと思われますので、そういった国の流れもありますので、その国の流れと今3市でやっているクラウドの次期システム移行への協議、これを重ねていしながら、国のほうは財政支援もやるとかという報道もありますので、そういったものを十分活用していながら、委員がおっしゃるとおり値段をあまりかけない形で、もっと効率よく便利なシステムという、そういったものが構築できればいいなと考えています。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 私も、この菅内閣によって、そういうことを打ち出しているということを聞いているのですけれども、将来的にどうなるのかというのは、ちょっと先がよく見えない部分もありますけれども、とにかくクラウドの参加チームといいますか、自治体を増やす努力というのは、これは市長、副市長あたりが頑張らなくてはいけない部分かなと思いますけれども、皆さんは皆さんで、また横の連携、情報のやり取りもしながら、いろいろ協力できる部分は協力して、コスト削減に向けての、そういう努力をしていくという、そこは大事ではないかなというふうに思います。

私たちは、大分前に神奈川県のと町と村でつくる自治体クラウド、大体40万円でしたか、町と村を併せた、神奈川県は横浜市とか、川崎市は政令指定都市で別格ですけれども、市は除く町と村で、そういうクラウドの集合体をつくりまして、ある一人の町長さんの呼びかけで、5年ぐらいかけてみんな参入してきたと。だけれども、幾つかまた参加の仕方も様々あって、全てがフルで参加をしているわけではないというふうな話もありましたけれども、それでなおかつ議会で、予算が通らないと承認もできないというふうな、ちょっと不便さもあるというふうな話もおっしゃってございましたけれども、とにかく自治体クラウド、3市をもう少し広げていく努力というのは、そこは皆さんの見込みはどうですか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 今、3市でやっている自治体クラウド、次期システムをどういったシステムを入れるかにかかっていますけれども、もし仮にほかの自治体で使っている、同じ共通のデータさんのを採用することになれば、その共通のデータさんが使っている自治体とくっつくことができ、3市の今、自治体クラウドが

4とか、5とか、6とかというものに拡大していくという可能性は十分考えられるかなと思っています。

それで、今、3市自治体の中でも話し合っているのは、お互い3市でしっかりスクラムを組んで、次のシステムをやっという話、継続ですね、それと委員おっしゃるとおり3市をもっと広げていく、そうすることで費用対効果、こういったコスト削減の問題も解決できるかなと思っていますので、広げていく努力はお互いにやっておりますので、引き続き拡大していくことを取り組んでいきたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** この3市で始めるときに最初にやったことは、例えば住民票でも何でも様式というのですか、そういうものを標準化をしていって、そこから始まるのだという話も説明を聞いたことはあるのですが、恐らく全国的にも一元化できるか、それは分かりませんが、それを前提とした場合には、そういうことを役所の仕事としては同じだけれども、みんなばらばらの書面といいますか、レイアウトも全く違う。住民票の異動だけでも、要するに比べても各町村みんな違うはずですから、つくり方がですね。そこを標準化していくということも、このメリットとして出てくるのではないかなというふうに思います。

もう一つお聞きしたいのは、1次と2次の場合には、使い勝手がよいように、それから職員が活用しやすいようにというようなことで、帳票とか、分析の資料も、恐らくシステムの改修をやっというたり、それから様々な国の制度が変わったり、それから法律が変わって、税制とか、そういうものも変わったりすると、その都度対処しなければならないという、そういう状況で、実はシステム導入もさることながら、改修費用が物すごく大きかったというのが第1次、第2次の反省点だったというふうに思うのですけれども、現在もそういうことが傾向としてはあるのですか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** ちょっとすみません。第1次、第2次のことは、ちょっと……

(「現在の」という者あり)

○**IT推進課長** システム改修費用は結構な金額がありますし、自分たちで、独自で改修作業はできないものですから、メーカーさん側の提示する金額、国のほうで制度改正、変わるたびに伴って莫大な費用を払っているような状況であるのですけれども、こういったことも含めて国のほうは、個別に、自治体によっては多額の改修費用が発生しない自治体も中にはあると思います、金額の差はばらつきがありますので。こういったものもある程度平準化していくような動きも聞いていますので、行く行くは今後国が進めるシステム標準化、業務の共通化、こういったものが進んでいくと、それに伴って各自治体のかかっているシステムはある程度整理されていくと思いますので、費用の問題も解消されていくのかなというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 今質疑した、その中でシステム改修の費用について、できれば後で結構なのですけれども、平成30年度と平成31年度、今回は平成31年度の決算ですから、システム改修はどのくらい出ているのか。後で資料を提供していただけないでしょうか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 提供します。提出します。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** もう一つ、最後になりますけれども、行政情報化整備計画、これは佐喜眞市長のときだっ

たかな、その前か。本当は計画の年度は、もう越しているのですけれども、またいでいるのだけれども、取りあえずは、様々な国の動きも見ながら、要するにこの計画は、いつ策定しようかというような話も、米須総務部長のときだったかな、そういう答弁をいただいたことがあるのですけれども、この情報化整備事業、これは皆さんのホームページにも添付されて、そこから計画の中身も見れると思うのですけれども、今、計画の延長だけを表示して、従来の、恐らく2次のほうを、まだ使っているのではないかなというふうに思うのですけれども、これからこの計画も新たに策定する予定があるのですか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 実は、新しい計画ですね、電子自治体推進計画、新しいものをつくってあります。多分3月に新しいものをつくってあります。国の制度ではなくて、それと合わせて新しい情報セキュリティポリシーも同時につくっております。ホームページは7月になるべく優しいホームページにリニューアルして、新しい電子自治体推進計画の掲載が遅れて大変御迷惑をおかけしているのですけれども、新しい計画を立てて、今実施しているところです。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** もう策定されているわけですね。それは、前は議員に冊子を配っていましたが、最近それはないのですけれども。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 製本は、自分たちで製本して、早急にお配りしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** では最後に、突然ですけれども、行革担当の課長もいらっしゃると思うのですけれども、私は、たまたまアウトソーシングのことについて、様々提案をしていたことが、後で行革の中身を見ると、これは行革の一つに、柱になっているような感じがしたのですけれども、今後も、そういう取組というのですか、位置づけをされているのでしょうか、お伺いをします。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 私のほうからお答えいたします。今は電子自治体としての推進ということでよろしいでしょうか。先ほどもIT推進課長からもありましたように国のデジタル庁が今後のデジタル自治体、デジタル化、そういったものを推進していく方向性が大分打ち出されてきているわけですので、行革としても業務の効率化を進めていくためにも、やはりデジタル化、今回のコロナ禍においてその必要性にまさに直面しておりますので、そういった取組を進めていきたいなと思います。

（「あまり聞こえなかった」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** ありがとうございます。ぜひそこは全庁的にといいますか、そのアウトソーシングの費用、財政効果とかも全てこの期間内に、あと2年ですか、あと3年ですか、しっかり取り組んでいって、新たなそういう効果が出るように頑張っていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 資料請求、先ほど桃原功委員からもありましたけれども、116ページをお願いします。

資料の30と42、まず固定資産税過誤納金、先ほどもあったのですけれども、もう少し詳しく御説明をお願い

いしたいのですけれども、住宅特例措置の減免かなと思いますけれども、この住宅特例措置の御説明をお願いできませんか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 住宅特例ですけれども、宅地の住宅が建っている土地については、評価をした土地の住宅分の60坪までは評価額6分の1に軽減する措置がございます。これは建物の戸数で、2戸あれば120坪、1つであれば60坪あるのですけれども、その辺の特例が適正に適用されていなかった事案がございまして、それを今回の事業で補填したところでございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 先ほどの説明では住宅特例措置を改正されたのが平成25年と言っていましたか、5年前と言っていましたか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** これが適用されたのは、かなり前から、以前から、正確に何年からということは、ちょっと申し上げられませんが、かなり以前から適用されております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** そうですね。今5年と言ったのは、その還付できる期限、法的には5年だということなのですね。この前にも一般の方からありました事例と多分本事例は一緒ではないかなと思いますけれども、なぜ平成31年度に、これに対して調べていこうとか、調べた結果、補填を行ったわけですね。平成31年度、この事案に対して調査したのですか。この前から、こういうのはあるわけですね。あるのだけれども、急にこうして行っているものですから、なぜ平成31年度に行ったのか、御説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 当初この問題が、報道にもありまして、我々としても、こういった事例が、ほかにもないかというところで、やはりこの当時の報道にあった以外にも見受けられたものですから、これは市内全域を調査してきれいにする、是正していく必要があるというところだったのですけれども、やはり市内全域を調査するには、それなりの人員と予算も必要だったものですから、それを数年かけて調査をしていきました。それで、平成30年中にある程度、結果が見えてまいりましたので、それで平成31年度の当初予算に予算を計上させていただきまして、今回その事業に対応してまいりました。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 極端に言ったら、これは役所のミスですね。本来あってはならないことですね。5年、あるいは宜野湾市は10年まででしたか、15年まででしたか、返還できると。本来は、法的には5年だけれども、遡って本市の場合には10年何年できるという内容であったのですけれども、それ以前にもいらっしゃるわけですね。それ以前にも、そういった、間違っただけで多く課税された人たちというのはいるわけですね。だから、それまでの人たちは、条例改正、あるいは5年、10年分の範囲内では返したかもしれないけれども、それ以前の方々は返せないわけですね。本来ならば、これは市民の落ち度ではなくて、市の落ち度であるから、全部返すべきであるのだけれども、条例上しようがないかなと思うのですけれども、先ほども答弁していたのだけれども、税務課内での連絡調整ミスとか、そういったものがあつたのではないかという答弁もあつたのですけれども、これでは答えにはならないのではないかなというふうに思うのです。今回321件で

6,700万円余り補填するわけですが、これはいつまでの過誤納付の件数なのですか。要は去年の12月いっぱいまでの件数ということなのですか。これは決算ですから、多分そうではないかなと思うのですが、そうですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 平成31年度内にお返しをした件数です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 平成31年度内に返還すべき件数ということですね。では、決算書の18ページの固定資産税の還付未済72万円が、まだ残っているということで理解していいのですか。そして、その下の滞納繰越分の還付未済、この説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 18ページの固定資産税の備考欄でございますが、還付未済額現年課税分72万795円、滞納繰越分1万524円は固定資産税分の還付未済額でございます。下の数字につきましては、それぞれの収入済額が記載されております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 よく分からないけれども、滞納繰越分とか、下のほうに数字が多く出ている、収入済額が記載されていますね。

(「はい」という者あり)

○平良眞一 委員 これは収入済額が記載されているのとされていないのがあるわけですよ。これは全部収入済額は書いていないでしょう、要するに個人とか、市民税ね。市民税は記載されていないのだけれども、この違いは何ですか。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 今の問合せの答えをします。今回備考欄に収入済額が載っている場合と載っていない場合がございますが、備考欄は節の記載が反映された金額になってございまして、節がない、目の時点で止まっている場合には備考欄に表記がないと。節まである金額については、備考欄に載っているという違いでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 平成31年度の固定資産税の321件の6,700万円余りの金額というのは、これは還付をした金額ということで、理解していいわけですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 補填金としてお返しの済んでいる金額でございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 18ページの還付未済額、返納分の還付未済額に対しては、これとは別、滞納ではない数字が入っているのですか。この72万円というのはどういう未済額なのですか。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 この固定資産税の還付未済の中には住宅特例の関係で税額を更正して還付をしようとしているものと、それ以外の通常の申告の、修正ですとか、いろいろな理由によって税額が変わったり、あと二重納

付といいまして、2回間違えてお支払いした場合等それぞれございますが、そういったものをもろもろ含めて5年分の、税法上返せるものの金額となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この72万円余りの中には、この固定資産税の過誤納分も入っているということですね。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 詳しいデータが手元にはございませんが、幾分か入っているものというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。それから、徴収事務費、この資料をいただきました。この資料の令和元年度の6,900万円の分に関しては、これは市民税、固定資産税、軽自動車税、この3つを合算した分の金額ということで、理解してよろしいですか。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、今回の固定資産税の過誤納付の影響で還付になったのも、この中に入っているということの説明がありましたけれども、これは500万円余りということで、理解していいですか。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 こちら資料、徴収事務運営費の過誤納付金還付金の内容についての中の過誤納付金還付金の推移にあります6,900万円のうち固定資産税分はいくらかというお話だと思いますが、還付未済額は先ほどお伝えしましたが、実際に還付をした額は2,900万円余り、住宅特例に関する税額更正で還付した2,900万円余りとなっています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この全体の件数は分かれますか。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 ちょっと個別の件数しかなくて、トータルという形になりますと、また持ち帰らせていただいで資料、報告させていただきますが、住宅特例関連でいきますと、件数1,625件、金額2,974万8,756円となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。最後に、平成31年度までに固定資産税の過誤納付、件数が321件、これは去年の10月末までだと思うのですがけれども、今年度も通知は行っていると思いますけれども、今年度に関しても間違いなく課税されていますか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 令和2年度の固定資産税の課税誤りの御質疑かと思いますが、お答えいたします。固定資産税課税誤りについては、あってはならないことだと思います。今回このような調査をして是正をしました。令和2年度の当初課税、固定資産の誤りがないかについては、我々は適正に課税をしていると認識してございますが、仮に課税誤りがあった場合には固定資産税の評価基準に基づき適正に対応してまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 課税誤りがあれば法的措置の5年、あるいは20年になるのだけれども、出すほうとしては、その年に多く出すわけですよ。それが一番住民として税金に関しては敏感なものだから、後で間違いでしたとならないよう、税に関してはしっかりと間違いないように公平にできるようにしていただきたいと、よろしくお願いします。以上です。

○桃原朗 委員長 2款について、まだ御質疑あれば。

(「休憩入れたら」という者あり)

○桃原朗 委員長 入れていますか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩入れましょうね。では、15分まで休憩入ります。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時04分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時15分)

○桃原朗 委員長 休憩前に引き続き認定第1号の質疑を許します。

先ほど岸本一徳委員の質疑に対し保留としていた答弁がIT推進課長よりございます。IT推進課長。

○IT推進課長 先ほどは失礼いたしました。2次と3次で大きな差額が約5億円ほどあるということでご質疑いただきましたが、第2次のときは、本当の意味での本格的な丸ごと委託みたいな形で、それぞれ業者の得意分野がありますので、ネットワーク系であったり、機械系であったり、そういった部分である程度個別に分けることで経費が浮いてきたことによるものです。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 2款について、まだ御質疑のある方。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 資料ありがとうございます。資料番号31番のたばこ税の算出方法についてなのですが、この中で案分した率でたばこ製造業者が各市町村に申告をするとあるけれども、成人人口、詳しく説明のほうをよろしくお願いします。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 たばこ税のアップについては、市町村たばこ税の特例に関する記載がございまして、県内で販売をした国産たばこについては、県内の成人の人口を案分してですね、各市町村全体の売上げを案分して申告をすることになっております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。下のほうにたばこ製造業者とあるのですが、本市でもたばこ製造業者というのがあるのか、製造しているのかどうか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 このたばこ製造業者といいますのは、日本たばこ産業株式会社のことで、本市で製造しているところはありません。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 それから、本市にたばこ製造業者があるとかないとか関係なく、県内で案分して、また市町村の中で成人人口を案分して分けていく、これが国産たばこの税算定ということ。

あと、特定販売業者というのは、海外産のたばこを販売した売渡し本数を、その市町村へ申告納付とあるのですけれども、3社の会社名は控えてはいると思うのですけれども、3社の納付した税額というのは、外国産たばこ税の納付額というのを教えていただきたいのですけれども。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 約3億8,000万円となっております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。今年度調定額では8億円余りだったと思うのです。この3社が本市にいることによって半分近い税収が入ってきている認識でよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。次資料36、市内各自治体における防犯灯設置数の資料、ありがとうございました。各自治会によって防犯灯の設置の数というのはばらばらだと思うのですけれども、これは自治会が申請したのに対して当局が、その半分の予算を出すという認識でよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 各自治会に設置してあります防犯灯につきましては、維持管理費は自治会が負担してございまして、修繕とか、新設等の場合には、各自治会から市に申請していただいて、市からは2分の1の補助で支援している状況でございます。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 防犯灯を設置するときの予算というのは大体同じだと思うのですけれども、どのぐらいの予算がかかっているか、教えていただけますか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 新設修繕で各自治会が利用している事業者がございまして、また場所といたしますか、設置の状況に応じて若干また費用が変わったりしたりしますので、一概に幾らぐらいというのはないのですが、数万円程度はかかるというふうに御理解いただければと思います。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。自治会が設置をしていただきたいということがあれば、当局は断るとかというのがあるのですか。この場所には思わしくないとかというのがあるのですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 予算の範囲内ということで、年度ごとにそれぞれやっていきますので、予算がない場合には翌年度ということもあるとは思いますが、断るということはないと認識しております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。これは市道、私道、里道、どの場所にも設置ができるということ

ですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** おおむねそういった市道とか、里道、あとは個人の土地も、その所有者の了解を得て、そういった場所等もございます。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** 最後なのですけれども、この所有権というのは自治会にあるのか、それとも当局にあるのか、教えていただけますか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 以前、防犯灯のLED化で、市内約3,400～3,500ぐらいの防犯灯がございますが、市が事業者とリースをしておりますので、現在リース期間中ですので、リース会社の所有、この機器はですね、LEDの。この防犯灯が設置されている支柱といいますか、それについては自治会所有のものとか、あとは沖縄電力等から借用しているものとかがございます。自治会所有のものもあります。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** この自治会所有の柱になっている部分というのは、そこに何かを設置するときには、その自治会の責任で設置していいということでしょうか。人に危害を加えないようなものであれば設置してよろしいのかどうか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 自治会所有のものにつきましては、自治会の判断で利用できるという認識でございます。
(「以上です。ありがとうございました」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 資料をいただきましたので、資料に基づいて。決算書の108ページ、2款1項10目、防災諸費、04の市民防災事業、資料をいただきましたけれども、この資料も含めて、少し質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、これまで社会福祉協議会が委託を受けて事業を担っていた災害時要援護者、今、名称が変わっていますよね、避難行動支援者に。その対策の事業そのものが委託をして、社協に、平成18年からだったと思いますけれども、この決算書で見ると、本年度から予算が消えているのです。平成30年度の決算書では、宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会補助金ということで、385万9,641円、事務局費になっていたのも、人件費とか、そういうのを含んで、こういう委託料、そういうふうな形だったと思うのですけれども、社協から市民防災室のほうに事業が移管をされてきたと認識をしているのですけれども、そのとおりでよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 令和元年4月より、これまで災害時要援護者避難支援対策協議会は、事務局は社会福祉協議会が担って要援護者、いわゆる災害弱者であるお年寄りや障害を持った方々を避難させるという事務局を担っていたのですが、令和元年度からは市へ移管となっております。実際市民防災室に移管されて、令和元年度の、これに取り組んで、どのようなことができたかということに関しては、これだけに集中してすることが、まだできなかったものですから、この1年間は担当部署をどちらの部署にするかというような庁内の

調整に努めてまいりました。補足ですが、令和2年度からは福祉推進部福祉総務課のほうに所管ということになりました。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 室長、これは平成18年から始まったのですけれども、実際全国10か所のモデル事業から、これは始まったものなののですけれども、私、平成17年3月議会から防災のことを質問して、当時の総務部長は、今の社協の会長である多和田眞光会長が総務部長のときに質問しまして、今年から30万円か、20万円か、僅かでしたけれども、予算がついて、この事業は始まったのですよ。しかし、始まって10年ほどたったときに確認をしましたら、そんなに要援護者、例えば自力で避難ができない方が、対象者というのが、市内にたくさんいらっしゃるわけなのですけれども、そこは大体福祉推進部か、健康推進部で把握しているという、弱者、そういう方々になるということでもあります。

実は、社協の中でも計画の中に、この要援護者の対策といいますか、これも入っていたのですけれども、前に玉那覇豊子、まだ2部に分かれないう前の福祉部長が、総務部長の代わりに答弁するのですよ。というのは、やはり個人情報の観点から、いわゆるなかなか訪問をしたり、それからまたそういう人に会って登録を促していくような、そういう作業ができないと、これは個人情報の保護の観点から障害があったのです。

だから、そこがネックになっていて、どうしようと、手挙げ方式、それからまた幾つか方式はあるのですけれども、そういうことで、なかなか進まないのだということで、質問もさせていただきましたけれども、これは個人情報の保護という観点から条例の制定とか、様々そういうことがなされない限り、前に進まないというようなことがあって、社協では厳しいのかなということがあったと思います。

そこら辺、全国的にも難しい部分は、そこになっておりまして、幾ら民生委員やボランティアの方々が、そういうことをやろうと思っても、なかなか次の行動に移せない、名簿に従って、要するにふだんから、そういう方からどう支援をしてあげようかという、そういう計画がなかなか進まないということがございました。だから、これについては、災害というのは、いつやってくるか分かりませんので、そのときになってからでは、あれもやればよかった、これもやればよかったというのは、遅いわけですから、これは今の話ではなくて、平成18年から予算もついて始まっている話でありまして、そこが要するに私は最大のネックになっているのではないかなと。

今、各自治会で自主防災組織も立ち上げて、そういう地域力、それからコミュニティの力、これもやはり市民と協働で防災は自助、共助、公助という関係からすれば、共助に当たる部分というのを自主防災組織でやっているわけなのですが、これは要援護者については、共助の部分で、しっかり見守っていかなければならない、支えていかなければならないということがあろうかと思えますけれども、ここの部分はですね、室長、社協に任せて進まなかったから、こっちでやりますということではあるのだけれども、どうやって進めようか、どうやって体制を整えていこうかという話がなければ、これは前に進まないというふうに思っております。

本庁にまた戻して対策をするということですが、市民協働でやらなければ、これは絶対目標として達成できないような、そういう事業だと思うのですけれども、これについてはどうなのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 今の岸本委員の御質疑、この避難行動要支援者の名簿を作成して、それをきちんと消防や

警察や自主防災組織にその名簿の情報を共有するにはどのような体制を取って取り組んでいくのかという質疑だと受け取れるのですが、確かに平成17年度に災害時要援護者避難支援対策協議会を設立して、当時20万円の補助金からスタートして、平成25年度からは嘱託員2名の人件費をやっていたのですが、やはり東日本大震災が起きて、平成23年のですね。平成26年に、この避難行動要支援者の個人情報の取組が災害対策基本法に、平成26年に改正がされたのですけれども、それ以降からは市町村長が、この名簿を作成して取り組まなければならないというふうに明文化されていますので、ただその当時は社会福祉協議会に事務局を置いて、宜野湾市としては取組をお願いしていたということがあるのですが、実際今年度から担当部署も決まって、先進地の自治体の事例もいろいろ集めて、今後調査研究させていただきたいなというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 市民防災室が防災の対策、それからまた減災対策、様々災害時の対応については段階的に中心になっていくものだというふうに思っておるのですけれども、特に自力で避難ができないという人のフォローは全国的にも10数年前から始まっていることなののですけれども、やはりそこは熱意と、あとは市民の力が必要だというふうに思いますので、こちら辺については、今後はボランティアとか、そういった社協の力も借りながらやるのですけれども、社協が全てこれを目標達成するために責任を負わなければならないという、恐らくそこまでできないということで、移管をされたのだらうなというふうに思うのですけれども、ぜひそこは早めに、何から先にすればいいのか、やることは決まっているわけですから、どう体制を整えて、どう動かしていくかということだというふうに思っておりますので、そこはぜひよろしくお願いいたします。また、一般質問で取り上げていきたいというふうに思っておりますけれども、昨年の決算書では出ていたけれども、今年度から消えているものですから、これはどうしたのかなということで、非常に素朴な疑問がありますので、質疑をさせていただきました。

あと、社協でこれまでやってきた実態、この辺は把握をされていると思いますので、どのぐらいの人数の方が登録をされているのか、支援を受ける方々がどれだけ、各自治会ごとにいらっしゃるのかというのは、これは資料としてあると思いますので、後で出していただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 岸本委員の質疑では、その手挙げ方式で登録している人数が何名ですかとか、個別計画がどれぐらいできているかというようなことでよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○**市民防災室長** 提供したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 06の沖縄観光防災力強化支援事業については、資料を頂いて、中身が確認できました。来年度までなののでしょうか、3年間でしたかね、国の10分の10の補助事業だというふうに思っておりますけれども、昨年度、今年、令和2年度、令和3年度までであるのですか。そのことだけちょっと確認したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 令和元年度沖縄観光防災力強化支援事業についての資料の5ページを御覧ください。この5ページが、すみません。ちょっと前後しているのですが、事業の概要になっております。この右側の事業

イメージ・具体例というところの下の2ポツ目のところに事業予定というふうにあります、令和元年度から令和3年度というふうになってございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** これについては、初年度というか、令和元年度の手を挙げて申請していく、相当エネルギーを皆さんは使われて、相当苦勞しただろうなというふうに思います。要するに観光客がどれだけ宜野湾市にとどまっているのかというふうなことが基礎の数字になって予算の要求、要望、これが申請に関わってくる、要するに説得材料だというふうなことで、そこは苦勞したということで、前にこちらの総務常任委員会だったと思うのですが、質疑をさせていただいて、その苦勞については敬意を表したいということで申し上げましたけれども、来年度、一応リストとか、そういうものは、皆さん計画は決まっているというふうに思うのですが、後でまたそれを出せる分で結構ですから、まだ決まっていなければ決まっていないで結構なのですが、お願いをしたいなというふうに思っております。

そういう面では、単費でそろえないといけない部分というのは、なかなか財政当局も出してくれないというふうに思っているのですが、こういうチャンスで、ある程度市民も共有して、いざというときには使えるのではないかなというふうなことも、ぜひ強化をしていただきたいなとお願いしておきたいと思います。

最後に、先ほどの自主防災組織の設立したところの、たしか大謝名県営団地自治会でしたか、そこが最初だったと思うのですが、後で結構ですので、そのリストを出していただければというふうに思っております。お答えは結構でございますので、後で資料をいただけますか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 資料を作成して提供してまいります。

(「以上です」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** すみません。2款1項6目企画費のはごろもぷらん実施事業についてお伺いします。

資料提供、ありがとうございました。これは275万4,000円の間見直し業務委託料239万8,000円になっておりますので、この委託料がどういったものなのかを確認したくて、一応資料をもらいました。資料で理解はいたしましたけれども、この委託された方の、どういった作業をしたのかだけ、ちょっと聞かせていただけますか。これは7月から令和2年3月までの間、この期間でどういった作業を委託料でお願いしたのか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 業務委託についてお答えいたします。この委託についての業務内容ですが、まずははごろもぷらんは10年計画になっておりまして、平成27年から令和6年までの10年の間に間見直しをするということになっております。その年度が令和元年度になっておりましたので、その間見直しをする際にアンケート調査を行います。ですので、このアンケート調査の調査票の作成、調査票の配布と回収について、あとはアンケートの集計、分析、そして調査報告書の作成等でございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 私は、この冊子が第3次、来ていなかったもので、先ほど確認したら、会派に1つずつ配ったということで、ちょっと確認して、先ほどいただきました。ありがとうございました。

アンケート調査を行ったと、調査の委託料だと、239万8,000円ということなのではございますけれども、この調査というのは宜野湾市で単年度にやられた調査なのですか。これはこういった調査なのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** アンケート調査を行っていきまして、市民を抽出して、配布して行った調査なのではございますけれども、本市にお住まいの20歳から69歳の市民2,200人を無作為に抽出してアンケートをお送りして、それを回収して、今時点での市民の意識調査を行いました。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 2,200人、無作為で行ったと、これは用紙を送付して戻ってきたと。これは回答率ほどのくらいだったのか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 回答率につきましては、回収率19.1%でございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 2,200人の19.1%、ちょっと少ないような感じがしますがけれども、この送付するアンケートのやり方というのは正しいものなのか、無作為で選んだ方に送っていらっしゃるとおっしゃいましたけれども、それが一応宜野湾市民の声となるのかどうなのか、担当部署としては、どうお考えでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 有効回答数が419件ということで、こういったアンケートにつきましては、返信3割ぐらいを集めれば良いということの、こういったアンケート調査に関わる国や県などの係数等々に合わせてみますと、十分ではないかもしれませんが、期間をしっかりと設けて、市民にもお伝えしながら回収の努力はしましたので。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。約3割ぐらいは集めれば良いということなのではございますけれども、やり方ですね、これからはまたもう少し考えながら、回答率が上がるようなアンケートのやり方で、無作為に2,200人を選んだと言いましたが、できれば市民が分かるようなやり方を公表して、意見を取り入れていただければなと思っております。今日の朝もらったので、まだ読んでいませんけれども、また中身を確認させていただきます。

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。

○**平安座武志 委員** はい。

○**桃原朗 委員長** ほかに。上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 成果説明書の9ページ、ふるさと応援寄付金推進事業お伺いしたいと思います。

ふるさと納税について認知度も上がってきて、数字も右肩上がりに上がりますよということで、資料も頂いたのですが、決算書の95ページ、今この成果説明書のほうを見ると、昨年度、平成29年度の実績が1,021件あった後、931件、ちょっと下がっているのではございますけれども、その理由と、そこら辺りをお伺いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 成果説明書9ページの宜野湾市ふるさと応援寄付金推進事業の事業内容、実績のところに

1,021件から931件という形なのですが、平成29年からはポータルサイトなど活用して、クレジット決済できるようにしてございます。このPRをしてきて、十分な形のPRが、まだできていないのかなというところが主な原因だというふうに思っております。以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございました。一般質問で確認して、ポータルサイトとか、増やしていったら、右肩上がりに上がっていくと思っていた中で減っていたものですから、その中で、またPRとかが少ないそういう状況もお伺いしました。

それに伴って実績も600万円近く落ちている状況ではあるのですが、今2,000万円近くの事業費があるのですが、決算書で見ると、2,500万円と決まっているのですが、その差額を探しきれないので教えてください。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 すみません。どこをお尋ねでしょうか。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 成果説明書のほうでは、事業費のほうは2,000万円となっているのですが、決算書の95ページの2款1項6目、備考欄25、ふるさと応援基金積立事業、この中で2,500万円となっているのですが、その500万円余の差額は、私はちょっと探しきれないので説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今、成果説明書のほうについては、宜野湾市ふるさと応援寄附推進事業なのですが、委員のおっしゃる決算書の95ページの宜野湾市ふるさと応援基金は積立事業になっていまして、必ずしもイコールではないということでございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。この事業は、もちろん寄附金をいただいて、この市の財源に入っているのですが、一方でちょっと心配するのが、寄附される方の魅力というのは税控除だと思うのです。この2,000万円事業費があつて、基金額も4,000万円、2,000万円近くの差があると思うのです。その控除の部分というのは、どれぐらいのものを税控除されているのか、分かるところが、決算書のほうでは、ちょっと探せないものですから。ふるさと納税に対して税控除になっていると思うのです。その分バランスがどうなのか、ちょっと確認したいので、お伺いしたいと思います。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 すみません。税控除は、ちょっと確認してお答えしたいと思います。申し訳ありません。以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、2款についてあれば、もし時間を早めて休憩というか、これで締めていいですか。締めてよろしいですか。

(「もう終わるということ」という者あり)

○桃原朗 委員長 2款については。

(「2款だけ」という者あり)

○桃原朗 委員長 2款については終わっていいですか。質疑があるのだったら、午後もまた進めていかないといけないので。2款についていいですか。

(「はい、どうぞ」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時51分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時53分)

○桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時半より会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時53分)

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後1時30分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、認定第1号、3款民生費、4款衛生費の一部、10款教育費の一部について審査を行ってまいります。質疑を許します。

(「委員長」という者あり)

○桃原朗 委員長 企画部次長より答弁保留としていた件の答弁があるということでありますので、企画部次長。

○企画部次長 すみません。午前中、上里委員の御質疑に対して、ちょっと保留にしていた、ふるさと納税の控除に関する事、ふるさと納税の応援寄附のことですけれども、その寄附金のうち2,000円の自己負担を超える部分について所得税及び住民税が控除されるということになっております。また、額については、これから調整してまいりたいと思っております。以上です。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 決算書の247ページの10款ですけれども、学校敷地保全対策事業……

(「10款は幼稚園費だけ」という者あり)

○桃原功 委員 幼稚園だけ。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 ほかに。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 3款、127ページの3款1項1目社会福祉総務費の11、国民健康保険特別会計繰出金事業ということで、資料要求は保険者支援分、それから一般会計繰出金ということで、赤字のことについて資料

を頂きました。

○**桃原朗 委員長** 資料番号は何番ですか。

○**岸本一徳 委員** 資料番号は10番です。3款ですから、いいですね。

○**桃原朗 委員長** はい。

○**岸本一徳 委員** それで、国保の赤字については、この解消のために保険税を平成何年からでしたかね、県が保険者になって市も県も保険者ということで、その前から検討は始まっていたのですけれども、この赤字に対して、やはり保険税、保険料を上げていかなければ、どうしてもこの赤字の解消にはつながっていかないというふうなこともあって、ただしかし値上げについては、段階を追っていかないといけないというふうなことで、検討会も重ねてきて、その結果、第1回目の保険税の条例改正をして値上げをしている。その後、この赤字の幅が縮まってきたのかどうなのかというふうなことで、こちらのほうで資料も頂きましたので、そこから少し当局としての考え方、またこれからどのように国保等の、この保険税のことについては検討していくのかというふうなことについて、併せてお伺いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。国保特別会計の赤字の解消のほうということで、令和元年度が8億9,000万円余の歳入、決算収支差額の中身でありまして、平成30年度が3億9,000万円余り、平成29年度が2億7,000万円余りの推移で経過しております。委員御指摘のとおり国保の財政健全化に向けた取組ということで、令和元年度に国保税率のほうを改正し、令和2年度から税率の改正を行っております。令和元年度の所得等を勘案し、あるいは保険給付費等も見ながら1億2,000万円程度の税額の増額が見込まれるということで、税率改正の効果は令和2年度以降に主に見えてくるのかなというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 分かりました。この令和元年度の決算では、そういう効果はまだ出ていないという認識でよろしいわけですね。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 先ほど申し上げましたとおり、令和元年度に税率を改正しておりますので、その税率の改正の効果が出てくるのは、あくまでも令和2年度からということで、今回のコロナ禍の状況等を踏まえまして、保険給付費がどのような形で伸びてくるのか、あるいは収納率が上がっていくのか、そういったもろもろの状況等を勘案して、収支差額のほうが見えてくるものというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 分かりました。それから、その次のページの備考の12、介護保険特別会計繰出事業で、資料は何ページでしたっけ。4ですか。昨日の資料要求で資料が届いておりますので、私がお願いしたのは、市の負担分、国、県、市の負担割合で、この介護給付費に占める市の負担分は12.5%だけれども、私の計算と実際に繰出金とは額がちょっと違うのですけれども、どのような計算式になっているのかということで、お伺いをしましたら、こういう資料が出てきました。

補足で何か説明ございましたら、ちょっとやはり令和元年分の保険給付費掛ける12.5ではないというふうなことでございましたので、少し御説明をお願いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。認定第1号の資料を介護長寿課のほうから提出させていただいております。①の介護保険給付費の財源構成として円グラフのほうを表示しております。こちらの部分が1号と2号の保険料で50%、公費負担分として国、県、市町村の負担金が50%、委員御質疑の市町村分は保険給付費に対して12.5%であります。ただし、例えば令和元年度の保険給付費の確定は年度が終了して初めて保険給付費の総額が見えてきます。その中で、その部分のそれぞれの国、県、市町村の構成比の負担割合に関しては、そこを締めて実績報告に基づいた金額になりますので、今回この令和元年度の介護給付費は、この時点で55億3,100万円余りの介護給付に対して、本来であれば市の負担分12.5%は6億9,000万円余ということになります。ただし、この3月分で、変更申請のほうで保険給付費のほうが、この金額よりも大きな金額になっておりまして、その中で12.5%の内容が7億1,000万円余りの、下段のところに出ている金額のほうが繰出金として健康保険特別会計の中で出ております。今回の差額分に関しては、年度精算をして翌年度のほうに一般会計の繰り出しとして返す形になってございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** ありがとうございました。私も単純に12.5%を掛けたら出てくるのかなと思っていたら、そうではなくて、前年度分の精算も含めた形の金額になるということで、福祉保健の概要の令和元年度の歳入歳出の内訳のところでは12.5%があるのですけれども、確かに7億1,000万円余りの金額になっているから、どうも計算が合わないなということで、資料のお願いをいたしました。ありがとうございました。次、いいですか。

○**桃原朗 委員長** どうぞ。

○**岸本一徳 委員** 143ページ、3款1項8目障害者福祉費の、これは11の地域活動支援センターについて伺いをしたいと思います。この資料は届いているのですか、お願いした資料は入っていますか。何番ですか。

(「15番です」という者あり)

○**岸本一徳 委員** ありがとうございます。具体的にⅠ型とⅢ型について、担当している事業所も含めて資料でいただきました。こちらの地域活動支援センターという位置づけなののですけれども、この障害福祉の中で、どのぐらいの対象者数なのか、位置づけになるのか、決算自体として、どういう方々が、対象者がどのぐらいの障害者の方々が、このサービスを受けているのかというふうなことを御説明いただけませんか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 地域活動支援センターは、今現在、宜野湾市に設置しているのはⅠ型とⅢ型になります。Ⅰ型は、はびわんという事業所になっております。Ⅲ型は、ひまわり共同作業所というので、社協の中にある事業所です。障害の、どれぐらいの方がいらっしゃるかということについては、障害の区分ということではなくて、施設と実際決まり事とかを調整して登録していただく形になっております。登録したら、そこを居場所ということで、報告くださいという形になっております。Ⅰ型とⅢ型の違いというのは、内容的にはほぼ同じような目的なののですけれども、Ⅰ型のほうは1日当たり20名以上利用していただきますけれども、Ⅲ型の場合は10名という利用者数の目標というか、そういう項目が設定されております。現在のはびわんのほうで登録者が45名いらっしゃいます。これは8月現在です。ひまわり共同作業所のほうは、今は12名いらっしゃいます。利用者は、体調を見ながら来ていただいて、1日過ごさせていただくということになります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 決算では、この事業そのものの金額は2,050万円ですか、ということなのですが、この両方のセンターや作業所、この2,050万円執行しているという形になるわけです。そこの内訳みたいなものもご紹介しますか、どこがどのぐらいなのか。

(「概要に、3の15です」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 3の15の下のほうです。ひまわり共同作業所のほうはⅢ型になるのですが、こちららは650万円の補助金となっております。はびわんは、金額のほうは載っていないのですが、こちらは機能強化分800万円と、あと基礎分が600万円です。トータル1,400万円です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** もう少しちょっとお伺いをしたいのですが、このセンター事業の中で、特に本市として課題とか、それからまた現状に対して、どういう課題がありますとか、こういうことをまた検討して進めたいと思います。いろいろな事業の内容的なものというのはご紹介しますか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** まず、はびわんのほうなのですが、はびわんのほうは、内容的にもそうなのですが、今はちょっとコロナ禍ということで、実際の活動は制限されています。内容というわけではないのですが、建物の老朽化がちょっと進んでおりまして、ちょっと耐震の問題があるので、1階部分の利用となっております。

Ⅲ型のひまわり共同作業所なのですが、こちらでも登録者数を増やしたいということが課題としては挙がっております。あと、この内容ではないのですが、ネット環境がないということで、2つしかないということで、ネット環境の設置が課題となっております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 事業内容として説明でも概要でもあるのですが、様々な対象者に対して活動があると思うのですが、特にこういうことを特筆して、こういう障害者の方々が何を作っているとか、どういった効果が出ていますよという部分がありましたら、教えていただけますか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** はびわんのほうはⅠ型のほうですね、はびわんのほうは地域啓発活動とか、エフエム沖縄に利用者の方と一緒に週に何回か、月に1回か、利用者の声をラジオで放送したりとか、地域との連携も図っているのですが、今はコロナ禍で停止しております。

Ⅲ型のひまわり共同作業所については、箱折りとか、細かい作業的なものやっていたり。ある程度の利用者の方にいらしていただいて、活動していただいているので、これからちょっと調整するのですが、一般就労までは厳しいかなという方々をこちらに案内して通っていただくという取組をちょっとやろうかなということで調整しております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 分かりました。また、細かいことは後でお伺いして補足……

(「先ほどエフエム沖縄と言いましたが、エフエムぎのわんの間違いです」と)

いう者あり)

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 また、詳しくは、後で様々質疑させていただきますので、教えてください。

次に、同じページの16番目の宜野湾市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業ということで、16番の資料で頂きました。これも福祉保健の概要の中にあれですか、この事業の実態とかというのを教えてください。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 3の18の一番下の表です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 特に対象の子供さんですけれども、児になっていますので、難聴児ということですので、18歳未満だというふうに思いますが、そんなに対象者といえますか、いらっしゃらないわけでしょうか。それとも要望、申請がないということなののでしょうか。その辺についてはどうなのでしょう。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 この軽度・中等度の難聴児補聴器購入費等助成事業というのは、手帳発行まではいかない軽度から中等度の方を対象にしているのですけれども、実際30デシベル以上70デシベル未満、70デシベルより数が多くなればなるほど大きい音でないと聞こえないということになりますけれども、その間に入る方は補聴器屋さんから案内していただいているので、申請が来た方で、この該当する方は支給されていると思いますけれども、それ以上の方は別になります。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員、よろしいですか、25分過ぎておりますので。

○岸本一徳 委員 はい。

○桃原朗 委員長 ほかに質疑があれば。桃原功委員。

○桃原功 委員 資料番号9番の宜野湾市ひとり親家庭生活支援事業の事業概要について、資料のほうを提出いただいています。これはニーズというか、対象者がいて、なぜこれがマッチしなかったのか。対象が1件しかなかったのかというのを少し掘り下げていきたいのですけれども、予算書でいうと、これは1,500万円、平成31年度予算で1,500万円計上されていて、決算では約半額の700万円の執行なのですけれども、結局資料では該当者が10件、支援予定者が10世帯あって実績が1世帯ということは、1世帯のみの執行だったので、予算も半分しか使い切れなかったということなのですか。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。ひとり親家庭生活支援事業は、事業概要にもございますように自立に向けた具体的な目標及び意欲のある世帯に対し行っている事業でございます。10世帯ということ想定して予算を計上していたのですが、実績が1世帯でしたのでそれに見合った予算執行となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 要はメニューがありますよと、市民に告知をして対象者が10名手を挙げたのですよね。

(「10名ではないです」という者あり)

○桃原功 委員 10世帯。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 対象者を10世帯ということで見込んで、こちらのほうで。

(「見込みが」という者あり)

○児童家庭課長 はい。予算計上はいたしました。申込みは14世帯ほどございました。あったのですが、非該当であるのが5世帯、あと申請をする前に辞退したりという世帯が7世帯ほどございました。また、決定後、辞退した世帯があり、最終的には、支援は1世帯ということになっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 せっかく支援できる予算なのに辞退になったという理由は何なのでしょうか。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 資料の下のほうに事業の趣旨及び現状のほうにお伝えしておりますが、こちらの中で近年の申請者の要望といたしましては、就労はしているので、家賃補助のみの支援を要望したいという世帯の方と、あと居室の確保は行いたいだけでも、就労支援等の支援は要望していないという形がありまして、わたしたちの意図しているひとり親家庭の総合的な自立支援に結びつかないということがありましたので、こういった形になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このような現状から皆さんの反省というか、対策、対応としては、どの方向性で予算を出す、県であったり、国であったり、その辺の協議というのは済んだのですか、しっかり。現状にしっかり対応していくためにはどうすればいいのかという課題の整理というのはどうなのでしょう。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 先ほど申しあげました近年の状況を踏まえて、児童家庭課のほうでもっとひとり親家庭のニーズに合わせたような形の支援をしていこうとなり、今年度よりひとり親家庭の就労支援をするためにひとり親家庭の自立支援対策事業というのがございます。そちらのほうで資格を取得するというような形のメニューがございますので、そちらのほうの枠を増やして対象者の方に広げていって、自立支援のほうに向かう形のほうで事業を進める形で本年度行っております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 参考までに、今年度もコロナ禍でいろいろなハードル、障害はあると思うのですが、去年の反省を生かして今年度どうするのか参考までに聞かせてください。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 すみません。もう一度お願いいたします。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 要は今、その反省を生かして、今年度はしっかりと取り組んでいきたいと私は聞こえたのですが、参考までに去年の課題を整理して、今年度の滑り出しというのは、コロナもあるけれども、順調という言い方は合わないかもしれないけれども、要はニーズに合った対策は取れているのでしょうか。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 講座に対する補助対象事業のことなのですが、対象者の方に支援していくという形なのですが、今後引き続き自立支援に向けて対策を行ってまいりたい。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 予算は1,500万円あって、執行が750万円ということは、やはりあと残りの半額余りというのは、執行できずに返納というか、ということになるわけですが、それでも、それで令和2年度も同じように1,500万円、新年度予算というのは、まだ確認していないのですけれども、1,500万円余り計上されていましたか。

○**桃原朗 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** こちらのひとり親家庭生活支援事業に関しては、令和元年度で事業は終了という形でございました。その代わりといたしまして、ひとり親家庭自立支援対策事業というのがございます。こちらのほうで講座とか、就労支援とか、資格取得に対する支援を行う事業なのですけれども、そちらのほうの補助金を約400万円増やした形で予算計上し事業を行っております。

(「ありがとうございました」という者あり)

○**桃原朗 委員長** ほかに。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 資料を頂きましたので、資料番号29と26、まず29の企画部のほうからお伺いしたいのですけれども、2款4項5目の雑入に係る収入未済額と不納欠損額の推移なのですけれども、全体で見ても平成27年度から令和元年度の収入未済額がどんどん上がって、今年度2億700万円ですか、その中でも生活保護に係る収入未済額が2億700万円の中の1億8,900万円、ほぼ生活保護の収入未済額になっているのですけれども、まずその要因等が何かを伺います。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 平安座武志委員の御質疑にお答えいたします。まず1つ、前提として生活保護受給を開始するとき資産を持っている方、売却したりとか、たとえば生命保険だったり、そういったものを積み立てている方がいたとして、活用できる資産を、活用を全部して生活保護を受けてくださいとはしないのです。すぐに換金できるようなものがあれば、当然活用していただくのですけれども、そのときに生活が非常に困窮しているというような状況があれば、特に医療的なサービスを受けないと非常に危ないというような状況につきましては、すぐ生活保護を開始します。開始するのですけれども、その開始する際にお持ちになっている資産を活用した場合には、それは生活保護費を返還してくださいということをお約束していただいた上で、これは誓約書みたいなものを提出していただくのですけれども、その状況で生活保護を開始します。

これが生活保護法の第63条の返還金という扱いになるのですけれども、生活保護を開始しましたというようなことになった際に、何がしかのいろいろなことがありますので、それについて我々としては、そういった収入が発生したときは必ず申告してくださいと、これは法律でも、そのように定められていますので、必ずやってくださいということを生活保護受給開始の前の段階でしつこいぐらいに指導はしているのですけれども、実際には生活保護を開始して、しばらくたった後に、そういった隠れ資産や臨時収入が発覚して、皆さんがこれを自己申告していれば、このような状況にはならないのですけれども、申告し忘れたとか、こういったことが結構ありまして、こうなってくると、どうなるかというところを説明しますと、大分遅れた後に、例えば100万円収入があったということが分かった場合、我々は63条、費用の返還の請求というのをするので。

実際に納付書を作って、御本人さんに渡して、これで納めてくださいという対応をするのですが、実際そのとき入ったお金を全部使ってしまったと、ないですというのが結構多くございまして、そういったものの

積み重ねが、この収入未済額のほうにつながっているという内容です。基本的に63条、費用返還が非常に多いです。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 内容は分かりました。この返還の、後からお金が入った場合にも返還をやっていくということなのですが、これは別に期限とか、設定をされてなくて、別に10年かかろうが、20年かかろうが、そういうのが入ってから返還する義務はあるのですか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 基本的に御本人さんが返還されるのであれば、何年でも遡ってとは言わないのですけども、ある程度の期間遡って、納めてくださいということは我々としてはお伝えするのですけども、基本的には5年間で時効が来ますので、それより前のものについては、もう返還請求は難しくなるというような状況になります。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 返還の見込みがあるから収入未済額に多分、取るというか、回収する意思があるから、多分未済額にしているのだと思うのですけども、しっかりやっついていかないといけないわけですね。回収する、要するに返還しないといけないという決まりがあるわけですから、これは生活保護受給者もどんどん増えていって、その中で返還されるべきものが、今はされない状況でどんどん増えていくというのは、これはしっかりと対応していってもらわないといけないものだろうなと思っておりますけれども、今63条の返還金のほうが多いという話でありましたけれども、これは資料番号26のほうに御説明はありますけれども、78条、こちら78条にも未済額があると思うのですけども、これは78条のほうが、ある意味悪質ですね。要するに不正な手段により保護を受けたという内容に78条はなっていると思うのですが、今この資料を見る限りでは、未済額1つでまとめられているのですけども、これは分けて出すこともできますか、資料として。要するに63条の方の未済額はどれだけで、78条の方はどれだけなのかというふうに分けて出すことはできますか。それとも今ここで5年間教えられるのであれば、それでもいいですけども。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 決算書の備考欄のほうに78条の返還金ですよとか、63条の返還金というのは出ておりますので、それを見ていただければ分かるとおもうのですけども、資料のほうには63条返還金、78条返還金、703条返還金と大きく分けて3つに分けられる。その中でも過年度分、令和元年度ではなくて平成30年度分の収入未済になっているものについて実際に入ってきた額でありますので、収入未済の額については、資料を提出させていただくような形でよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 未済額のほうが、分けた、分かるような資料ですね、78条と63条の、どれぐらいあるのかというのをもらえればと思います。

今63条が多いという話ではありましたが、78条もやはりいるわけですけども、こちらどういったアプローチ、年間のするような感じに、市の職員がやっているのですか。要するに78条の場合は、要するに全部市の職員が徴収するということになっているのですが、これは市の職員がやる作業なのですか。それとも別の方がいらっしゃるのですか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** この返還金については、ケース診断会議というものを行うことになっております。我々生活保護受給者に対していろいろな支援をしていく、ケースワーカーというのですけれども、生活保護受給者の方、そのケースの診断会議というのを行って、先ほどお伝えしましたように生活保護受給を開始していて、それから100万円くらいの現金収入が入ってきたということがあったとして、現象としては同じだとしても、これが悪質なのか、本当にうっかりミスで、こちらに申告をし忘れただけなのかということは、そのケースに応じて、様々要件が異なるのです。

78条の費用返還というのは、悪質、故意に、これはやっているよというような場合というのは認定の基準も高いですよ。やはり御本人さんは、うっかり忘れていただけですよというのですけれども、実際そういう話は通らないよというような場合があるのですよ。詳しくは、今はお伝えするのはあれなのですけれども、ただこちらのケースワーカーが何回も自宅に訪問して、そろそろ年金なんか来ているのではないのとやり取りしたのだけれども、いや、来ていない、来ていないという話をしていて、実際は入っていたとかというような場合は、これはちょっと悪質なのではない、故意なのではないという場合もありますので、人によって、やはり精神的な疾患を持たれている方なんかは、全く管理できないのですという方もいらっしゃるのです。そういう方については、これはやむをえないということになれば63条、このような会議を課長を含め、係長級の職員、スーパーバイザーという位置づけなのですが、それと担当の職員、7～8名ぐらいで会議を開いて、これを63条にしようか、78条にしようかというふうな判断を行います。この判断については、福祉推進部長のほうで決裁をいただいて、63条にします。78条にしますというふうに決定を下していくというような形になります。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 説明ありがとうございました。よく分かりましたけれども、ある意味、生活保護受給世帯が増えていくと、ここは今の答弁では、やってはいるのだけれどもということなのですが、増えているのは、もうしょうがないという感じですか。どうですか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** しょうがないという認識は持っていないのですが、そういったことをなくすように我々としては、そういった説明をきちんとしていって、生活保護というのは年金みたいな形でもらったらいくらかも使っていいというものではない、最低生活費ということがありますので、これをきちんと生活ができるように、国から補助ももらっているわけだから、結構丁寧に説明して、こういった申告には、とにかく気をつけてくださいというのは、常日頃からケースワーカーがケースに向けてお願いしていることはあるのですけれども、これはどうしても増えていくという状況は、実はこれは実際言ってもいいか分からないのですけれども、63条の費用返還をうつときに、もう既に手元にお金がないよというのが分かっている状況でも、これはやらないといけなのですよ、法律で決められていることなので。例えば200万円お金が入ってきたのだけれども、これを既に使ってしまって、預金通帳に2～3万円しか残っていないけれども、これはやはり費用返還額としては200万円うたないといけないという状況があります。ただ、しょうがないということは思っておりません。これが縮まっていくようにきちんと収入申告をしていただいて、きちんと返還していただきたいということで、常日頃から取り組んでおります。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。難しい問題だとは私も認識してはいるのですが、実現にやられていることを強化しながら増加しないようにやっていただければなと思っておりますが、この収入未済額の中で、要するに返還義務者がなくなっていった場合とかがあるわけですね。その場合に不納欠損額として多分なると思うのですが、この資料を見ますと、平成27年から平成29年まで不納欠損で落としているのですが、平成30年度、平成31年度においては無いのですが、この説明をちょっとできますか。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 委員御指摘のとおり、これまでやってきた不納欠損をやっていないのかというお話もあるのですが、実はちょっと別の要因なのですが、年金の受給が、これまで25年支払っていないと老齢基礎年金は受けられなかったのですが、法律が改正になって、平成28年、平成29年あたりに10年間年金を支払っていた期間があると受給できるように変わりました。300月支払った期間がないと受けられなかったのが120か月、3分の1ぐらいに短縮されたということがありまして、実際にこれまで65歳、高齢の方が、この制度の変更に、年金の申請をしたところ、年金受給できたというケースが結構出てきています。平成29年、平成30年、ちょうどこの時期と重なるのですが、平成30年度、令和元年度あたりに。これで年金受給開始できると。それで10万円だったり、60万円だったり、100万円だったり、人によって変わるのですが、そういった収入があったと。なので、収入未済額が大幅に増えている。不納欠損すると、別に5年時効が経過していたものについては、不納欠損するべきではあるのですが、そういった様々な状況の変化で、人的資源を不納欠損のほうに充てるよりも年金なんかの、新しく変わった制度に対応するために充てたと。不納欠損自体はやらなくてはいけないのですが、その時期までにやらないといけないというものでもないで・・・時効が成立しているものについては、不納欠損、ちょっと本年度からまた取組をして強化していきたいというふうに考えておりますので、令和2年度決算ベースでいくと、不納欠損額がある程度過去2年ぐらい出てくるかなというふうには考えております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。私の認識が違っていればあれなのですが、不納欠損で落とすと、国からのあれが、戻りがあるというふうに私ちょっと伺ったことがあるので、だからこの不納欠損ゼロだと戻りがないのかなと思いますけれども、一応戻りは多分あるはずですね。これは翌年度にやっても、まとめてできるということの今答弁だったと思いますけれども、別に不納欠損がゼロで2年分やっていますけれども、別に市としては、要するに戻りがなくなるわけではなく、次年度、次年度でまとめてでも不納欠損で落とせば、その分戻ってくるという認識でよろしいのでしょうか。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○平安座武志 委員 オークーです。

○桃原朗 委員長 ほかに。あと、お一方。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 成果説明書の16ページと19ページとお聞きしたいのですが、16ページの宜野湾市権利擁護支援センター運営事業と19ページの家計相談支援事業、この違いの御説明をお願いできませんか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** まず、委員御質疑の宜野湾市権利擁護支援センター運営事業の件と家計相談支援事業の違いということでよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○**福祉推進部次長** それぞれ違っておりまして、まず私のほうからは、権利擁護支援センター運営事業について御説明をさせていただきたいと思います。

所管は福祉総務課となっておりますけれども、これは判断能力が不十分な高齢者とか、あるいは障害者に対して福祉サービスの利用手続や、あるいは金銭管理の支援を行うために設立されております。宜野湾市から宜野湾市の社協に対して権利擁護支援センターという拠点を設置いたしまして、委託をしております。家計相談支援については……。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 家計相談支援事業でございますが、生活福祉課の生活支援係という係のほうで所管しているところです。根拠法令は、生活困窮者自立支援法になります。事業内容については、生活に困窮する世帯に向けて、家計管理がなかなかできなくて、それについてのいろいろな支援をしていくというような内容ではあるのですが、ただ令和元年は、これは会計年度任用職員、嘱託職員の採用の募集をしたところ、ちょっと応募がなくて、実際には、事業としては不用額が多く出たということにはなっております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 事業の目的からすると、同じような事業なのかなというふうに見受けるのですよ。ただ、何が違うのかなと思って、1つは社協に委託、1つは直営でやっているのだけれども、何が違って、わざわざこれは社協に委託せんといけない事業なのか。こっちがよく分からないので説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 委員お尋ねの件でございますけれども、まず家計相談支援については、生活保護受給者を対象にして……

(「生活保護受給者……」という者あり)

○**福祉推進部次長** はい。次の家計管理であったり、それを就労等に結びつけて、将来的には自立に向かわせるというような形での家計相談という形になります。先ほどの社協の権利擁護支援センターの件なのですが、福祉保健の概要の11の8にございまして、そこには対象者は、先ほど申し上げたとおりなのですが、認知症の高齢者の方とか、あるいは障害のある方で福祉サービスの利用をしたいけれども、どういうふうにしたほうがいいのかというような相談とか、支払いについて、自分の判断で適切に行うことが困難な方、そういった一般市民といいますか、そういった方々を対象にしております。また日常生活においても自分で契約などの判断、金銭管理に不安のある方、そういった方々は支援員等が社協におりますので、その方々に相談していただくという形になっております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 家計相談支援事業というのは、生活保護受給者を対象とした方ということで、理解しているのですか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○生活福祉課長 すみません。家計相談支援事業なのですけれども、先ほどお伝えしました根拠法令が生活困窮者自立支援法という法律で、生活保護受給者、生活保護法の別の法律でのサービスということになりますので、正確に申し上げますと、家計相談支援事業は生活保護を受給する一歩手前ぐらいの状況で、自立するために頑張っている世帯に向けて、生活を維持できるような状況に改善を促していくというのが家計相談支援事業ということになります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 その対象者は、権利擁護支援とはかぶらないわけですね。

(「はい」という者あり)

○平良眞一 委員 分かりました。同じような事業が、なぜ社協とそちらでやるのかなと、ちょっと疑問があったものですから、それからさつき課長から説明があったのだけれども、今回相談員がいなかったという説明があって、国庫補助返還金が120万円、この返還金になっているわけですね、そのために何か支障が出たということはないのですか。相談に来たけれども、相談できなかったとか。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 この事業を所管しているのが、生活福祉課の中に生活支援係というのがあります。令和元年度では、課長級の主幹職員が1人、係長が1人、あと係員が2名、これは正規職員で4名配置されています。そこをまたサポートするような形で、現在の会計年度任用職員、嘱託職員を採用したいということで、補助の申請をして、承認いただいて、それに向けて予算の執行も含めてモーションをかけたのですけれども、結局は実際来なかったというところであるのですけれども、ただ職員は4名いるのです。この1人がいないと、今後の事業はできないということではなくて、係全体としては職員が4名おりますので、そういった必要であるということであれば、正規職員のほうで対応できたので、大きな支障はなかったというふうに考えております。福祉保健の概要の中でも2の10のほうで、(6)家計相談支援事業、平成29年度は10名、平成30年度は4名、令和元年度は3名ということで、件数自体としては減ってはいる状況ではあるのですけれども、この嘱託職員が採用できなかったのが、この事業ができませんでしたというようなことはございませんでした。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 過去5年分の相談人数の資料を後でもらえますか。

(何事かいう者あり)

○平良眞一 委員 では、平成29年度からの。

(何事かいう者あり)

○平良眞一 委員 これは始まったのは平成29年度からでしょう。

(「そういうことでございます」という者あり)

○平良眞一 委員 平成29年度、平成30年度、平成31年度まで、3年分が載っているわけね。

(「はい」という者あり)

○平良眞一 委員 分かりました。では、後で見ます。この返還金というのは、この支援員の人件費のみですか、返還金ですけれども。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 この家計相談支援事業のほうは、事業費の90%ぐらいは嘱託員報酬となっていますので、この令和元年度120万8,000円ありますけれども、これはほとんど支援員1人分の報酬が発生しなかったということでの返還になったと考えております。月額16万円程度です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。令和元年が募集しても来なかったということですから、令和2年度はどうですか。支援員は、今年度は。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 令和2年度は、採択されなかったため予算化されておられません。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 配置がなくとも大丈夫ということなのですか。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 生活支援系のほうで係員が、先ほどお伝えしましたように4名程度職員がおりますので、特に会計年度任用職員がいなくてできないというものではありませんので、事業としては執行できるかなというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、正職員で対応ということで、その正職員だけで対応できるぐらいの相談人数ということで、理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 家計相談については、十分充足しているのかなというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○平良眞一 委員 はい、分かりました。

(「3款は今しかできないですか」という者あり)

○桃原朗 委員長 今でお願いします。上里委員。

○上里広幸 委員 決算書の126ページ、3款1項1目福祉振興基金の補助事業なのですが、今回執行額が100万円増額されているのですが、事業の内容と増額の理由についてお伺いします。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 上里委員にお尋ねいたしますけれども、決算書の126ページ……

(「06、福祉振興基金補助事業のほうです」という者あり)

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 今回100万円余り増額されている理由といたしましては、昨年度補正予算に提案させていただいたのですが、社協のほうにマイクロバス購入ということがございましたので、その分の補正額がプラスになっておりますけれども、23の団体の申込みがございましたが、1件当たりの金額については、多少少なくはなっておりますけれども、それを合計すると100万円増額という形になっております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この補助事業の内容なのですが、自治会の活動費とか、そういったのは減額されてきていると思うのですが、各団体に減額されてきていると思うのですが、今後もこういった傾

向で減額していく予定なのか、確認したいのですけれども。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 現在この基金の補助事業につきましては、予算の範囲内で基金利子を利用している額になっておりますので、それに見合った形での、また申込みの団体数によりまして、そういった形で決定させていただいておりますので、次年度については、事業自体は継続いたしますけれども、申込み数に応じて金額等決定していくものというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。こういった減額等があれば通知等よろしく願いいたします。

もう一点、07です。福祉振興基金積立ての事業の件なのですけれども、1,100万円増額になっているのですけれども、これの増額理由をお願いいたします。同じ126ページの備考の07、福祉振興基金積立金事業が前年度の300万円、今年度1,400万円になっているのですけれども、その増額の理由についてお伺いします。教えてください。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 委員の質疑にお答えいたします。この福祉振興基金の原資になるもとといいますと、国債を購入しています。2億円の国債、また利子など積み上げた1,200万円の定期預金がございますので、2億1,000万円ちょっとの原資がございますけれども、今回この国債の購入をしておりますが、国債というのは、定期預金みたいな形で、持っておけば、それなりの利子がつくというわけではなくて、そのタイミングによっては、いただける利子が変わってくるということもございましたので、そのタイミングを見計らって、昨年の12月3日に国債の売却をしております。その国債の売却の益が1,100万円ございましたので、その部分が増えている理由になっております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。以上です。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○上里広幸 委員 はい。

○桃原朗 委員長 では、3款については以上で終わります。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午後2時52分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後3時03分）

○桃原朗 委員長 続きまして、4款衛生費について審査を行ってまいります。質疑を許します。質疑のある委員。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 資料請求の40番です。決算書191ページ、ごみ減量対策事業の件でお伺いしたいと思っております。

この印刷製本費というのはどういったものなのか、お尋ねいたします。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 確認しますが、ごみ減量対策事業費の印刷製本費に対しては指定袋ですね、一般廃棄物の

指定袋の印刷に係る印刷製本費となります。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 平成30年度と平成31年度を比較すると、1,400万円減額になっているのですけれども、この説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 平成30年度までは1社による随契を行っておりました。平成30年度に平成31年度の入札を行った際に2社の、1社増えて取っ手袋つきの入札がありまして、その年から2社にはなっておるのですけれども、その前までは1社で随契されていたのです。そのときに2社になった際には既存の事業者が取れば、そのままの形で契約して入札もできるのですけれども、もう一方の業者が取った場合には、それを作るための版を作らないといけない。版を作って、生産ラインに入れて、市場に出すには2か月ぐらいかかるということもございまして、平成30年度は契約する段階で申し入れがありましたので、それを受けて、既存事業者に対して4月、5月の前倒し、2か月分の入札をお願いして契約している。その金額が平成30年度に反映されている。平成31年度の差額に関しては、入札による契約額、加えて取っ手つきになると、耳が落ちますよね。その破碎処理を処分ではなくて10%リサイクルということで、原料に入れて使う。そういう入札をかけたことによって予算が抑制されたということでの1,400万円となっております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 このリサイクル、1,000万円近くかかるのですか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 今おっしゃった内容だけではなくて、今まで随契だったものですから、勝負するという相手がいなかったということも多分あるのだらうと思います。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員、よろしいですか。

○上里広幸 委員 はい。

○桃原朗 委員長 ほかに。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料をいただきましたので、まず歳出の4款2項1目、01の清掃総務費、倉浜衛生施設組合処理負担金ということで、これを見ますと、ごみ処理費のほう、平成27年度から比べると減少しておりますけれども、し尿処理についても、だんだん減ってきているような感じですが、それが合計を重ねて負担金というふうな形になっているようなのですけれども、担当課としては、宜野湾市は、この負担といたしますか、推移から、いわゆるごみ処理については、多少市民としての取組とか、ごみ減量化、これが功を奏しているというふうに見えるのですけれども、それについてはいかがなのでしょう。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 今の質疑なのですけれども、負担金の額ということだけで捉えてしまうと、なかなか判断できないものもあるのですけれども、倉浜の自己財源について足りない部分も構成市町に負担を求めるといって、負担金になるものですから、一概に委員がおっしゃるように減っているのかということからしますと、なかなか判断できない部分があります。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それから、資料として歳入の一般廃棄物処理手数料ということで5年分いただいています

が、その歳入として、これは指定有料ごみ袋、これのいわゆる手数料、これからすると、こちら増えてきていますので、ごみの量としては増えているのかなというふうにも見えるのですけれども、そこについてはどうなのでしょう。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 委員がおっしゃるように指定袋の処理手数料に関しては毎年増えてはいるのですけれども、人口も10万人に達していることもございますし、ごみ量も若干増えていること、それから台風の発生が増えることによって指定袋の売上げも伸びてくるという傾向がございますので、去年は直接上陸したということではなくても、近づいてくると、やはりごみが出てきますので、その処理用に指定袋が買い求められたということもありまして、去年は伸びているという傾向にあるのですけれども、今おっしゃるように、ごみもどうなのかという、平成27年度から昨年度まで横並びで毎年増減、今年は増えたから来年は落ちるというのを繰り返して来ていますので、ごみが全体的に増えているかという、そうでもないなど。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 分かりました。あと、資料でいただきました委託料というのが、これはほぼ変わらないというふうな、そんなに増減はないものというふうに分析して、認識してよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 委託料の積算の目安の県の労務単価を利用しておりますので、人勧の人件費の上がった分相当が若干単価として上がる。あとの分だけが毎年増えているというような形で認識しております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** そうすると、その委託とか、それから事業系もありますけれども、そこが担当する部分といますか、ごみの量的な部分というのは、市全体として倉浜衛生施設組合に搬入する量は、推移といますか、そこは担当課としてどのように分析しているのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 先ほども答えましたけれども、宜野湾市のごみ量は毎年増減が、増えて減ってというのを繰り返して、そんなに増えているという認識ではおりません。

(「以上です」という者あり)

○**桃原朗 委員長** ほかに。上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** すみません。決算書の191ページなのですけれども、清掃事務運営費の印刷製本費についてお聞きしたいのですけれども、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 御質疑にお答えいたします。清掃事務運営費の中の印刷製本費につきましては、ごみの正しい出し方パンフレット及びポスター、それと指導シール、指導シールは6種類ございまして、毎回、毎回使う量によって印刷の量を変えてはいるのですけれども、6種類ありまして、今年必要な枚数のシールを印刷しました。加えて清掃事業概要ですね、その印刷に充てているものでございます。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。指導シールの件なのですけれども、平成29年度が3万7,000、平成30年度が4万1000、令和元年度が4万7,000の執行額なのですけれども、これは指導シールの分だということ

とは、ごみの出し方を間違えている方が増えていっているという理解でよろしいですか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 増えているということではなくて、間違った指示の出し方をしっかりとするために指導シールの中身を変えているというふうに理解しております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 3万7,000、4万1,000、47,000と5,000ずつ増えているということなので、気にしているのですが、この分け方が増えると、ごみを回収していかない、置かれている状況が増えているのですか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 指導シールというのは、当初は3種類ございまして、資源なのか、一般ごみなのか、事業系ごみなのか分からないというのがありまして、3パターンの指導シールを作って、それに関わるものと理解しております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 リサイクルが進んでいて、以前よりも厳しく、ちゃんと分けて出してくれるようにということで、指導もしていただいて、市民の方も、それなりにとは思うのですが、このシールができることで、本員は進むものと理解しております。

もう一点なのですが、分け方、出し方のパンフレットが、以前だと7,000部、据置きではあるのですが、人口は増となっている。先ほど岸本委員からも御質疑があつて、増減の繰り返しというお答えがあつたのですが、これは一般市民の方に対して、本員は家庭に備え置く必要があると思うのですが、その7,000部ということは、今後も7,000部のままなのか。こういった方針を持たれているのか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 上里委員から3月議会でも質問がございましたとおり、現在は7,000部で配布をしている状況ではございますけれども、3年ないし5年、私どもでも財政課とも調整しながら全戸世帯には3年ないし5年に1回は全戸世帯配布ができるのかどうかも含めて検討していきたいなと思います。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは以前からある問題で、総合計画のほうでも以前から取組方針として周知を徹底していく。主な取組の中でも周知をしていくという中で以前もあつて、今度後期の総合計画にいくと思うのですが、これはその前も前期の計画でも出ているものですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 すみません。関連して1点だけ。シールを何回か貼っても、同じ場所の同じ方が同じ捨て方をして、その場所はシールが貼られていると思うのですが、その対応というのは、どんな対応をとっているのでしょうか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 知念委員の御質疑ですが、シールが貼られて取られていないというのが、その本人、あるいは近所の方から通報があつた場合には現場確認をして、そのシールが貼られた中身が分別されているのかどうか、そうでないのであれば、また収集業者への指導も行いながら、きれいに収集できるように、あるい

はまたきれいに排出していただけるように、その排出者に対して指導はしているところでございます。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 このシールを貼られた方に対して指導はしていないということですか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 シールを貼られた方に対して指導はしております。

(「以上です」という者あり)

○桃原朗 委員長 ほかになければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 進行してよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時32分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時35分)

○桃原朗 委員長 休憩前に引き続き、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費について審査を行います。

質疑を許します。質疑のある方、平良眞一委員。

○平良眞一 委員 決算書の304ページです。304ページの元金もそうなのですが、利子の392万円の不用額が出ていますけれども、これの説明をお願いしますか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 平良眞一委員の御質疑にお答えいたします。決算書304ページ、公債費の利子の部分で、不用額の理由ということでございますが、当初予算編成の際、やはり公債費の利子というのは変動等ございますので、若干多めに予算は取っております。変動に備えてですね。ただ、結果として現状、低金利の状態が続いておりますので、利子については若干不用額、このような形になっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 年度途中で補正減されていますよね。そこで入れるのかなという視点を持っていたものですから、最後に不用額になるのではなくて、途中で補正減で調整するのかなと思っていたのですが、そうではないのですね。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 補正等もちろん行ってございます。利子の状況を見ながらですね。やはり完全に落とし切ってしまうと、怖い面がございますので、若干残しております。また、同じ利子のところに一時借入金事業もございまして、これは一時借入の利子でございます。こちらのほうもやはり若干不用額も出ておりますので、これが合わさっての不用額という形になっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。それから、13款の普通財産取得費、この取得費は何に充てられるのでしょうか。これは行政財産、普通財産の資料をもらったのですけれども、その普通財産等は項目で使用するのか

なと思うのですけれども、この13款の普通財産の取得費はどういったものに充てられるのですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 306ページの13款諸支出金の普通財産取得費ということでございますが、平良委員おっしゃるとおり通常普通財産取得は事業費、土木費8款などの事業費に付随して土地の購入費等出るのが通常でございますが、私も財政課に来てから、この13款から支出された事例は、大変申し訳ございません。見たことがなくて、大災害等の発生の際に何かしらそういった普通財産を緊急で予備費なり何かを、使途は特に定めない、ただ普通財産をこういう緊急のときに取得しなければならないような事態のときの項目というふうに私ちょっと理解をしているのですが、すみません。ちょっと不正確だったらあれですので、ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○財政課長 そのように理解はしております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 予算現額1,000円、費目存置で出ているものだから、その項目がある以上、何か活用しているのかなと思ったものですから、これまでこの13款諸支出金からは出た、活用したことはないということだと思います。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 これまで出したことがないかどうかは、私もまだ確認はしていませんが、私がこちらに配属されてからは見たことはないという状況でございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 もう一点、すみません。11款災害復旧費なのですけれども、この支出が全然ないようですよ。ということは、当てはまるような災害がなかったということで理解していいですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいま御質疑がありました、様々費目存置がございますが、これもまさに大災害が起きた際の費目存置で、大方仮にそのような事態があった場合は予備費のほうからこちらのほうに充用して執行していくということになろうかと考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 近い年度でこの災害復旧費を支出した事例もありますか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 私の記憶で申し訳ございませんが、私の記憶ではない状況です。ただし、災害等があった際は、予備費などを活用して、例えば道路維持管理事業ですとか、教育委員会の公共施設等維持修繕事業ですとか、そういった既存の事業に予備費を充用して、そういった災害復旧に当たっているという経緯はございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。資料として5番ですけれども、これは頂いたのですけれども、この中にあるのですけれども、財産に関する調書が、この審査の項目に付されていないので、その中の資料は頂いたのですけれども、資料5番の決算年度中の増減の資料、ちょっと御説明だけお願いできますか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 資料5の財産に関する調書に関する質疑を受けての資料であります。この見方ということで、先日ちょっとここで説明した内容でいきますと、決算書の308ページになります。このまず公有財産(土地及び建物)、総括で、分類で、行政財産と普通財産がありまして、分類に土地と建物というのがあります。土地の増減が決算年度中増減高で数字がございますけれども、それとまた建物も木造と非木というのがありますが、今回これに記載しているのは、まず区分1の行政財産からいきますと、真ん中あたりのアの行政財産の内訳にございます、公用財産と公共用財産がありますが、公用財産は増減ゼロです。公共用財産の中で児童福祉施設もなし、老人福祉施設なし、公営住宅なしで学校が940.13平米、これが長田小学校です。

次の公園675.66平米が野嵩第一公園と比屋良川公園ということになります。その他が門前広場の972.85、この合算で合計2,588.64平米の増があったということになります。横に行きまして、建物が資料の2ページ、裏になります。ここでは木造は全くありませんので、非木造ということで行きますと、まず公用財産はありませんで、公共用財産で行きますと、児童福祉施設というのが大謝名児童センター、その取壊し分と改築部分の差額で234.39平米ということになります。老人福祉施設が、公営住宅なしで、今度学校が志真志小学校分と大謝名小学校の取壊し分がのわかりますので、その差額が8,415.89平米、その他のところの周り、市立多目的運動場とか、野球場のスコアボードが、それに該当すると、それが3,908平米で、合計が1万2,558.28平米増となったと。

戻りまして、308ページのイ、普通財産の土地のみなのですけれども、その増減が4,283.84平米、これの記載しているのですけれども、その中で3つありまして、1つが基地返還跡地転用推進事業で4,324.21平米です。中頃の軍用地のマイナス40.99が、これは宜野湾11号の整備事業に係りまして、県の所有土地がありまして、その県の所有土地と宜野湾市の軍用地の等価交換をいたしました。それで、宜野湾市の土地が40.99平米ありましたので、それがマイナスになったと。ちなみに県の所有土地分が宜野湾11号に生まれ変わっていますので、この場合、道路及び橋梁については含まれないと、この308ページの一番下を書いてあるとおり、そのまま県と交換した土地分がマイナスになったと。

その3つ目の軍用地の(実測面積修正)というのは、その際に面積を測っているのですけれども、その修正が0.62、実測あったと、増えていたということで、プラスされています。その合計で4,283.84平米、土地が増という資料になっています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 御説明ありがとうございます。長田小学校、これは300坪あるのですけれども、これは個人用地ですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ここで購入して記載されているのは個人用地というふうに聞いていますけれども、確認をさせていただきます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これで志真志小学校は全部宜野湾市の所有になったということで、理解していいですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 この件につきましても、確認させていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 それから、門前広場はどこに記載がありますか、これも300坪とありますが。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 門前広場は、普天間神宮前の門前広場ですけれども、その場所の規模と門前広場のそれについても確認させて、資料ということで提出していきたいと思います。あわせて、提出3点がありましたので、資料のほうで提出させていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、資料のほうでお願いいたします。野球場のスコアボード、行政財産と。今まであったものに対してはどうなのですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 実際にこちらの改築ということでされていますので、実際の面積というのですか、それ自体も変わらなかったのですが、ただその他に入るのは、今回いわゆる建物に該当するかというところで、入れ込みましたけれども、ほぼ今回の内訳に入っているのは多目的運動場の面積が反映されていると。スコアボードは、そのまま改築してということではあるので、その分が減っているというような記載をしています。ちょっとこの辺もしっかりまとめて答弁したいと思います。

(「資料でいいですので、以上です」という者あり)

○桃原朗 委員長 いいですか。ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進行でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の認定第1号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は10月7日午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時47分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年10月7日（水）

午前10時00分 開議

午後 4時05分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○説明員（26名）

総務部次長	多和田 眞満
企画部次長	泉川 幹夫
財政課長	小橋川 陽介
市民経済部次長	伊佐 真
産業政策課長	新垣 育子
観光農水課長	本永 貴也
建設部次長	又吉 直広
建設部参事	嶺井 辰也
施設管理課長	中本 益丈
土木課長	與那嶺 諭
用地課長	呉屋 武
市街地整備課長	比嘉 徹
市街地整備 担当技幹	普天間 朝信
教育部次長	真喜志 若子

施設課長	仲村 等
生涯学習課長	真鳥 かおり
文化課長	比嘉 洋
市民図書館長	文栄 広美
市民博物館長	平識 兼哉
指導部次長	川上 一徳
指導課長	與那嶺 哲
はごろも学習センター所長	山口 久美子
学校給食センター所長	佐久原 昇
消防次長	又吉 清
（消防）総務課長	伊佐 隆之
警防課長	島袋 保
予防課長	大川 正彦

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

（1）認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

（歳入及び歳出5款～10款）

（労働費・農林水産業費・商工費・土木費・消防費・教育費）

令和2年10月7日（水）第3日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

昨日の平良委員の質疑に対して財政課長より答弁の修正があるということでもありますので、その答弁の修正から行います。財政課長。

○**財政課長** おはようございます。昨日の平良眞一委員の御質疑の際の私の答弁のほうに不正確な部分がありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

決算書304ページのほうをお開きいただきたいと思います。304ページ、13款1項1目諸支出金、普通財産取得費の土地取得費につきまして、昨日、平良眞一委員のほうから、この件につきまして御質疑ございましたが、その際、私、災害等の場合に、こちらから支出することになると考えますという旨の答弁をしたかと思いますが、こちらが不正確でございました。

確認をしましたところ、正しくは13款諸支出金につきましては、行政目的を有しない経費を計上する計上科目であると記されておりました。そして、この諸支出金に計上されます普通財産取得費、この性質については、通常、事業目的であって用地等を購入する場合は、それぞれの目的の款項目の経費に計上されてまいります。ただ、目的がいまだ定まらない場合の土地の購入費については、この13款諸支出金に計上する方法と2款1項5目財産管理費に計上する2つの方法があると記されております。

本市は、仮にこのような支出がある場合には、この13款諸支出金から支出することになると考えております。この場をお借りしまして答弁の訂正とさせていただき、おわびを申し上げます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員、よろしいですか。

○**平良眞一 委員** 難しいけれども。

○**桃原朗 委員長** それでは、昨日に引き続き、款ごとの審査になりますので、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について審査を行ってまいります。本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。資料を頂きました、北地区駐車場需要調査事業の件についてお伺いしたいと思います。資料番号、さっき事務局より説明のあった51の3という資料、成果説明書は31ページ、普天間が活性化するには駐車場の確保というのが大変重要なことで、その認識をもとに皆さんもこの北地区駐車場の案件というのがプロジェクト的に取り組んだというのは非常に評価をしたいと思います。

この資料を頂いた部分では、ちょっと分かりにくいので、少し確認をしながら進めていきたいのですけれども、この資料の大きい3番、問題、課題の整理、その中の3つ目、ちょっと読み上げます。利用率は低いものの、市民や事業者アンケートから駐車場不足と感じている意見の割合が高く、また新たな駐車場整備に対しても関心の高さがうかがえるなど、利用実態とニーズにギャップが生じているとあるのです。必要性は感じているものの、この大きい3番の前段の最初の一段は利用率が50%を切っているのですね、時間帯駐車場が48.8%、月ぎめ専用駐車場が53%、あまり高くない。だけれども、市民からは駐車場不足という感覚があるということなのですけれども、この利用実態とニーズにギャップが生じているというところを少し説明いただけませんか、どういうことなのか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 北地区駐車場の市場調査を行う際、まず市民へのアンケートなど、また事業者アンケート、そして利用者へのアンケートを行いました。ギャップがあるということですが、やはり店舗などの近くに駐車場が少ない。市民駐車場などの駐車場では供給が過多になっている状況ではあるのですが、商店街等の小さな店舗の近くとか、個別の店舗に行かれるときに駐車場がないということから、そういったニーズのギャップがあると考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 整理すると、それぞれ店主は、自分たちの店舗の近くにあってほしい。なかなかそれが無い。まとまって市民駐車場はあるけれども、自分たちのお店の近くにはないということでの不満というか、駐車場が少ないという声なのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 そのとおりでございます。やはり徒歩圏内で、約5分圏内の皆さん駐車場を希望しております、そのアンケートの結果では、そういう形で出ております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは成果説明書では新規事業、令和元年度としか書かれていないのですけれども、単発でこれは終わりなのですか、この調査事業は。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 需要調査については終わりました、これを基礎資料といたしまして、今後必要かどうか、また用地の確保など状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 できれば、この委託業者の、北地区駐車場に関連するレポートというのが欲しいのですけれども、これが皆さんが提出した資料ですが、これではなくて、この事業所が、委託業者が市に報告したレポートみたいなものはないのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 その報告書については、基礎資料ということで冊数が少ないものですから、必要なところを抜粋しながら提供してまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 報告書等はあるのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 ございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それだったら見せてください。市民駐車場の位置づけというのは、これは市民駐車場も駐車場というふうに捉えて、皆さんは委託業者を含めて、あの駐車場の位置、存在というのはどうなのですか。あそこは滑走路の延長線上だから、もう建物は造らない、その前に軍用地であるわけだから、簡単にアレンジができない。だから、補償もできず、今までずっとそのままの状態であるのですけれども、駐車場としては、いすのき通りがあったり、国道330号があったり、非常に周辺商店街、あるいは事業所から非常にありがたい駐車場として使われている実態があるけれども、あそこの位置づけというのは、皆さんは今後も駐車場整備として考えていくのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 普天間市民駐車場については、おっしゃるとおり米軍基地からの貸出しですけれども、期限については、不透明な今状態になっておりますが、今調整を進めながら事業者のために向けて調整させていただいておりまして、これが恒久的にどうかというのは、まだ不透明なところはあるのですけれども、それがなかった場合も踏まえて、今回は調査を行っておりますが、当分の協定を結んでいる間は市民駐車場として想定している。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あそこが、もし使えなかったらと考えると、逆に駐車場が対応不足になると。昼間の方々だけではなくて、夜のお仕事をされている方も、あそこは利用されていると思うのですけれども、ぜひまたこのレポート、機会がありましたら見せてください。お願いいたします。

次は、51の4という空き店舗対策事業の資料を見ながら当局に伺いますけれども、過去3年分の空き店舗対策事業の実績、一覧表で提出をいただきました。平成31年度まで出て、平成30年度以前のものが、平成29年、平成28年、これは大体年間予算は400万円で、実績として平成28年度が276万円、平成29年度が200万円、平成30年度が400万円に近い396万円ということで上がっているのです、平成31年度というのは、口頭でいいですけれども、大体の概要というのは答弁できますか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 平成31年度の実績といたしましては、予算が400万円ありまして、21事業者、396万円の実績がございました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 平成30年度と同じということですか。396万円というのは。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 すみません。訂正いたします。令和元年度が18事業者、399万5,000円の実績となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、これは大体枠内、目いっぱい活用できたということで、それは令和元年度の決算というのは評価したいなと思っておりますけれども、ちょっと過去の分を教えてほしいのだけれども、この平成

29年度200万円しか実績は出なかったというのは、これは月々5万円まで、半年で最大30万円でしたっけ。だ
ったと記憶しているのですけれども、家賃も5万円に足らずに、なぜこの半分ぐらいの実績だったのか、そ
の実態というのはお答えできますか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 平成28年度から商工会で、その事業全体ですね、委託をしております、その事務の流れ
もありますし、また周知不足も少し出た部分もあったかと思うのですけれども、申込者が14件ということで、
約13件を見込んで予算を計上しているのですが、それ以上の申し込みがありました。そのうち9件が審査さ
れて交付されたということであります。中には家賃、10万円の半額、5万円が必要ということで、それに到
達しないという事業所もございました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 こういうことも言えるのですか。例えば商工会に下ろして、それを下ろしたのが平成29年、
平成28年、それから徐々に商工会の事業として定着してきて、平成30年度、平成31年度は商工会のネットワ
ーク等によって広く枠いっぱいが活用できたという考え方もあるのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 そのとおりでございます。会員だけではなくて、会員以外の方への周知も行っております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 どの組織も会員獲得というのは命題だと思うのですけれども、これは商工会の会員以外でも
活用できるのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 会員以外にも活用できます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 会員に入ってくれたらいいけれどもね。その辺の追跡というのはやっているのですか。要は
会員でないけれども、これを活用して、会員になったら、またこういったメリットがありますよ、商工会は
とか、その辺まで、会員には入っているのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 資料のほうで追跡というのでしょうか、資料は手元にないのですけれども、ただその事業
を受けた事業者につきましては、経営の指導、フォローアップというのでしょうか、そういったものも含め
て商工会のほうは案内しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 本年度はコロナ禍で大変なので、やはり商工会ともこの空き店舗対策事業も含めて連携して、
また取組を頑張ってください。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 資料51の3の成果説明書の31ページなののですけれども、これは資料請求は基礎資料を請求
したつもりなののですけれども、ちょっとこれ1枚だと質疑ができないのですけれども、この基礎資料とい
うのは提出はできないのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 先ほど桃原功委員にもお答えいたしました、調査の報告書の部数が少ないため、その中でいろいろなところを抜粋しながら提出したいと思います。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 この概要だけを提出したと思うのですが、この基礎資料の中に、ヒルズ通りにどれぐらいの民間の駐車場があって活用されているとか、そういったものはありますか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 報告書の中で地域の駐車場の実態というのでしょうか、時間貸し駐車場であったり、月ぎめ駐車場であったり、または専用駐車場であったりという調査はございますので、こちらのほう提出してまいります。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 この西普天間51ヘクタールの中の、その需要とかというのも、この調査の中に含まれているのかどうか、駐車場の需要がどれぐらいあるかというのは、この1,000万円の調査費の中に含まれているかどうか、お聞きます。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 西普天間が開発された後の需要というのは、調査の中に含まれておりませんが、ただ今後の将来の見込みというのでしょうか、結果などを見ながら必要であるというふうに調査の結果では出ております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 この事業の目的の中に普天間地区に琉球大学医学部及び附属病院の移転が決まって、その周辺に多くの商業施設の増加が見込まれると。西普天間の51ヘクタールの中に民間が11ヘクタールでしたか、その通り沿いにも何軒か商売ができる建物ができてくる。そこに琉大さんが立体駐車場を造って行って、そこでどれぐらいの需要があって、その周辺である、この北地区にもどのぐらいの需要が見込まれるとか、そういう事業だと思ったのですけれども、そういう事業ではないのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 まず、調査の目的というのでしょうか、これまで産業基本計画であった、第1期、第2期計画を立てたのですけれども、やはり市民へのアンケート調査なども行っております。その間にやはり普天間地区に駐車場が少ないというアンケートの結果も出ましたので、今後また新たなまちが出来上がるということもあって、それで今、既存の駐車場は空いているのかどうか、必要なのかどうか、どこに必要なのかということを調査するために調査を行っております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ちょっと資料がないと質疑できないのですけれども、どこに駐車場が必要かという答えは出たのですか、この1,000万円の調査の中で。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今、調査の結果、普天間2丁目辺りは住宅地、市民駐車場もございますし、あとはコインパーキング、そういったものも点在しておりましたので、普天間2丁目あたりは充足しているという結果が出ておりまして、残り新城、喜友名、野嵩辺りですね、そういったところに調査の結果が出ております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 課長からまた資料を頂いて、それから質疑したいと思いますので、よろしくお願いします。
以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

(「5、6、7だけ」という者あり)

○桃原朗 委員長 なければ進めてまいります。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進行でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 返事がないのですけれども。

(「はい」「すみません。5款の地域キャリアなのですけれども、中身の質疑が、教育委員会、点検と重なっている部分があるので、これは教育委員会、10款のほうで……」という者あり)

○桃原朗 委員長 そこでやってください。

(「分かりました」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 10分間休憩に入りたいと思います。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時51分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時02分)

○桃原朗 委員長 続きまして、8款土木費、9款商工費及び2款総務費の一部について審査を行ってまいります。本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私が資料要求したわけではありませんけれども、まず緑の基本計画、227ページ、8款3項5目、11の宜野湾市緑の基本計画策定(見直し)事業1,078万5,223円、これはもう計画は策定できたのでしょうか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 緑の基本計画なのですけれども、令和2年度に策定予定ということで、令和元年度は関連はするのですけれども、資料50番に宜野湾市緑の風景づくり推進事業調査業務ということで、基本調査も含めて、新たな課題を抽出しながら、アンケート調査もこの中で実施しておりまして、ほぼ基本調査とアンケート調査に基づいて今年度策定予定であります緑の基本計画に生かしていく目的であり現在業務を遂行中でございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 令和2年度で策定するというところで、基本計画の策定委員会というのが、以前平成17年度

ですか、平成15年……

(「平成16年」という者あり)

○**岸本一徳 委員** 平成16年、たしかいっぺん策定されてきたと思うのですけれども、そのときにも、この策定委員会を立ち上げて策定をしていったという経過があると思うのですが、今回は、この策定委員、どういう方々がついているのか、お伺いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 令和2年度の策定委員のメンバーにつきましては、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんが、前回同様学識経験者、琉大の内海先生を座長とします4名程度、それと自治会、婦人連合会、行政から建設部長、企画部長、市民経済部長の3名となっており、その下に幹事会というものもありまして、行政職で固めてはいるのですけれども、関係する課の課長を主体とするメンバーで、幹事会を経て委員会という形で取り組んでおります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 何回か策定委員の方々には会議等審議をしてもらって、様々事務局で出した原案なり、たたき台なりを、意見を交換して策定していくことになろうかと思うのですけれども、以前これは私平成17年度の3月議会で一般質問したことがあるのですけれども、恐らくその後平成18年度もやっているのですけれども、そのときに様々なことを、私思いがあったものですから、提案をさせていただいて、その計画に盛り込まれたもの、盛り込まれていないものがあったと思うのですけれども、そのときに緑化ということから、屋上緑化とか、壁面緑化とか、それから街路樹についての提案とか、それから公園のビオトープ等についても、そのとき提案をさせていただいたのですけれども、実際にこのビオトープは学校の校庭の中に設置をして、あれですか、やはり公園の中にも、前は街区公園とかと言っていましたけれども、様々公園にも、そういうビオトープも設置をされてきたというふうに認識しているのですけれども、これから目指す、この策定をしていく、この計画の目的というのですか、法律が変わったとか、それからまた制度が変わったとかというふうなことから、やることではないのではないかなというふうに思うのですけれども、宜野湾市の課題となるところを強化していくという意味合いも含まれているのではないかなというふうに思うのですけれども、この点はいかがですか。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** これまでの調査で幾つかの課題が見出されております。今、環境保全に関する緑の課題ということで、本市の骨格を形成している緑の中で、普天間飛行場跡地においての緑の保全、創出が求められているとか、それから斜面地ほか大山地域のまとまった緑地については当然保全を図っていくとか、宇地泊川沿いですね、境界線の緑地については保全を図るとともに、親水空間の整備が必要だということで、今、環境だけでも結構なものがあるのですけれども、公園としてはレクリエーションに関する緑の課題ということで、公園不足地域解消ということで、地域の生活環境の充実を図るために公園整備、維持管理を適宜行わなければいけないとか、あとは市民のレクリエーションの場となる緑を河川沿いにおいても公園計画と併せて整備していく。また、広域的レクリエーションの場となる緑としまして、宜野湾市海浜公園は将来にわたり機能維持、向上が求められていますよとか、西海岸のコンベンションリゾートエリアをはじめ観光スポットにおける緑の環境整備や周遊ルート等の緑化を図る必要があると。あと、歩行者のネットワークを形成して

いる緑ということで、緑の潤いを感じられる快適に通行できる連続的な行動空間の形成が少ないということで、ここに課題として挙げられています。

私も防災に関する緑の課題というのが提起されておりまして、土砂災害、洪水被害防止、緩和機能を有する緑が当然必要ということで整備されています。あとは、緑によって火災の延焼防止、緩和機能を有する緑ということで、当然これは公園不足地域での公園の整備とか、避難路機能を有する道路の街路樹についても防災面を見据えた形での樹木が必要である。あと、災害時の安全な避難建物に資する緑ということで、内陸側に広域防災機能の確保が望ましいですけれども、現状では広大なスペースがないため、普天間飛行場返還後の跡地利用による機能確保が求められます。これは当然普天間飛行場の話ですので、長期計画として今回策定するのですが、長期計画と短期計画のスパンで、その方向性を持った形での計画作成となっております。

最後の大きな4点目のほうで、環境に関する緑の課題ということで、普天間飛行場周辺の斜面あるいは河川など市内のまとまった緑地の保全により良好な環境の保全が求められる。あとは、良好な市街地景観を形成している緑地の維持管理。あとは市内の史跡等と調和した緑の空間の活用が必要ということで、結構な多岐にわたる課題が見出されて、その方向性についても、ある程度方向性が見出されていますので、それを各セクション、今までせっかく策定したにもかかわらず、市民及び庁舎内においても、その緑の基本計画があまり浸透していなかったせいで、あまり事業にも反映できなかったのかなと反省しながら、今後は今年度策定する緑の基本計画の中で、地域にも当然庁舎内での事業を推進する際の緑への配慮、それも含めて整備していくことで考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 概要についても述べていただきましたが、私は個人的にちょっと気になっている部分が、例えば浦添市から宜野湾市に入ってきたときに国道330号、街路樹が恐らくなかったと思います。こういうことであるとか、市道に街路樹は植栽をしていますけれども、そのときに街路樹の、やはり地域、地域で特徴があるわけですから、その市民の方々の意見も取り入れて自主剪定をぜひしてもらいたい。様々ありますよね、台風の被害とか、それからまた新城辺りですと、ガジュマルを植えてあるために、その屋敷内に下水道とか、それから汚水のパイプの中に入って被害が出てきたり、幾つか実例がありまして、以前にはそこに立会いもしたことがあるのですが、そういうことがないようにするために自主剪定については、単に代表の方々に決めるのではなくて、市のホームページとか、通り会で自主の剪定を、みんな意見を募るとか、一旦植えてしまったら、もう植え替えができませんと、取替えができませんという皆さんの答弁なのです。これは10年、20年たってからでは、なかなか植え替えは難しいわけですから、特にコンベンションの辺りですと、フクギ、あれを何とかしてくれという地元の声も聞こえたので、やはり通り会でも、ちゃんとそういう意見を聞いてやるべきだというふうに思うわけです。

そういう面で、やはり計画もつくることは大事なのですが、やはりその計画をしっかりしたもので、現実に実施計画といいますか、この緑の基本計画から実施計画になったのだという認識をしているのですが、それまでは恐らく計画だけつくって、実際には、現実にはそぐわない部分もいっぱいあったというふうに思っております。そういう面では、学者の先生方も策定委員として入っているわけですから、様々それとあと市民のニーズをどう反映させるかということにエネルギーを使っていたきたいなということをお

願いたいと思います。

それから、もう一点、公園にいわば花見ができるような、そういう公園にしてもらいとか、様々提案も以前にやったことがあるのですけれども、今は嘉数の公園は桜を植えて植栽もして、地域の方々もそういうことをやって、商工会のほうも、そういうボランティアとかというようなことも、地域の方々がそう言っているわけですが、そこもやはり逆にお金が取れる、そういう花見ができる、そういう公園を目指していただきたいというのが私の提案だったのですけれども、実現をすることは、なかなか難しい話だと思うのですけれども、今回こういう50年ぐらいたって見直しをするわけですから、もう少し進化した形で、市民の意見をしっかり取り入れて、市民のニーズがどこにあるのかということを考えて検討していただきたいというふうに願いたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** ありがとうございます。冒頭にもお話があった、樹木の選定につきましては、建設部のほうでも大分選定しながらやったりしますが、確かに地域の御意見も大事なことです。植えた後の維持管理も、やはり周辺、沿道沿いの市民も含めて維持管理にも関わってもらおうというスタンスでお願いする中では、やはり地域が望む樹木、低木なりでございますので、その辺ちょっとまた緑の基本計画の中にも盛り込んで、関係職員も入れて検討できればいいと思っております。

それと、公園内の緑につきましては、実は今、都市計画のほうでは新たな公園設置に向けては準備しているのですけれども、1年以上花が見れるという感じで、これは植栽屋さんともちょっと相談しながら、どういうものがいいかというのを専門的な立場で意見を聞いて、極力間を空けないで、このシーズンはこの花とか、いろいろな形で方法は探しております。ただ、新たな公園だとか、区画整理に伴って設置しているというのが現状ですので、今後佐真下やら、宇地泊やらで結構年次計画を立てて、今設置していますので、その辺までちょっとどういう形で管理されているかも、いい指標にもなるかと思っておりますので、その辺また委員の皆さんの意見も大事にしながら計画に生かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** もう一点ですが、平成16年ですか、前におっしゃった、こういう策定、こういうのを出していますよね。これは出来上がっているのですか。策定中間調査の、調査編の中間報告書とか、これは平成17年3月に出しているものがあるのですけれども、今現在やっているのは、令和元年度にやったものというものの調査。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** この改定を今やっているところで、今、委員お持ちの、これは昨年度やったやつなのですが、今年度の策定に当たり、今までの木の調査、今お持ちのものも含めて、これでちょっと整理させてもらいまして、昨年度資料ですね。これは皆さんにちょっとお配りはしたいのですけれども、ちょっと部数を、配布用ということで、まだ整理されていないものですから、今年度策定する基本計画は、もう会派なり、議員図書館なりも含めて配布予定していますので。

(「以上です」という者あり)

○**桃原朗 委員長** ほかに。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 資料を提出していただきまして、ありがとうございました。資料の1番と48番、これは両方

関連するので、これを見ながら質疑していきたいと思います。

資料の1番というのは、土地区画整理事業の切土・盛土計画の資料についてということで、48番の資料は西普天間の造成工事の工区で分かれたカラー刷りの資料なのですが、これは3工区まで分かれている資料で、黄色とピンクと緑、この説明をいただけますか。

○**桃原朗 委員長** 市街地整備担当技幹。

○**市街地整備担当技幹** 48番の資料についてご説明いたします。桃原委員おっしゃられるように3つに工区分けをしております、緑の工区が1工区、ピンクの工区が2工区、黄色の工区が3工区となっております。資料でいきますと、左側部分、こちらが主に琉大用地となっております、こちらが今回切土が発生する区域となっております。

(「左部分」という者あり)

○**市街地整備担当技幹** 左部分全般です。対しまして右側部分については、左側部分で出された切土を仮置きする……

(「今の現状なのですか」という者あり)

○**市街地整備担当技幹** 今の現状で。2段、3段、10メートルぐらい土砂が上がっているのは区域内で出た、切土で発生した土を盛土している状況になっております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 3工区って書かれた黄色い部分、これは目の前に県道81号線がありますよね。そこへの高低差が生じているのです。高低差が生じているけれども、またここでさらに切っているわけよ。あそこまで切土する理由って何ですか。

○**桃原朗 委員長** 市街地整備担当技幹。

○**市街地整備担当技監** 今回琉球大学の構内の造成工事と市街地整備課が行う地区内の造成工事について、おっしゃるとおり既存で県道側と高低差があるものですから、まず先に琉大のアクセスをどこから取るのかという……

(何事かという者あり)

○**市街地整備担当技幹** 琉球大学病院に車両をどう乗り入れするのか、公共交通機関を利用される方がいらっしゃるかもしれませんが、県内は車社会ですから、車で来られる方がいらっしゃいますので、それへのアクセスをどこからとなると、どうしても高低差があるものですから、ここから直接、県道から直接乗り入れたら渋滞も招きかねませんので、大学側の案としては、この計画しております、市普天間線を通して地区内に入ってくる、今緑色で示した工区が琉大の敷地内となっておりますので、アクセスを琉大、西普天間線北側から。そうすると、やはり造成計画としたら、この道路面に合わせた形、ひな壇方式で造成の高さを計画しているという中で、バリアフリーとか、敷地内の有効利用を考えると、ある程度今の断面より切り下げしていないと、有効活用できないということで、結果として、あれだけの切土が発生しているという状況になっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この絵を見たら、とても文字が小さいのですが、沈殿池というのは4つもあるわけ。なぜですか。これは今から造るのですか。

○桃原朗 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 地区内に造成工事によって土を乱してしまいますので、県の赤土流出防止対策を取らないといけませんので、ある程度地区内の水はある程度地区内で浄化した清水という形で一時的に水を沈殿池の中で止めて、土砂等を沈下した後、上下水で流していいかどうか、水質を確認した上で放流するという意味で、工事期間中、設ける沈殿池となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 工事期間中のみ対策として沈殿池を4か所設けているということですか。

○桃原朗 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 はい。そのとおりです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これはアクセス道路、要は3工区って文字のところ、ないのですけれども、結局今技幹が言ったように、これはアクセス、接続道路というのが、これは東から、前の徳嶺産婦人科のところですか、接続道路は、ピンクのところ。

○桃原朗 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりです。ピンクはメイン道路になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 接続道路、ここだけで大丈夫なのですか。

○桃原朗 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今現在、この図面にはもう一つ、工事幹線道路、喜友名の前のジローベーカーリーがあったところのほうからの16メートル道路、地区内にアクセスしております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ジローベーカーリーのところというのはこのところですか。これは中に入っていないけれども、絵では。

○桃原朗 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 これは今回の工事の区割りで1工区、2工区、3工区と3業者が今施行しております。そのエリア分けの1工区、2工区、3工区になっています。そのため、今回道路築造は入っていないので、そのエリアはかかっていないという状況でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この資料1のほうへ戻るのですけれども、黄色が、これは43万立米、地区全体の。盛土が43万のうちの9万3,000立米で、残土が33万7,000立米、地区外へ搬出するとあるのですけれども、なぜこの残土をキャンプ瑞慶覧とキャンプハンセン内に持ってくるのですか。

○桃原朗 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 先ほど申し上げた大学との協定により、このような残土が出るというのが分かった時点で、残土の受入れ先というのを昨年度から調整しておりまして、沖縄県であったり、沖縄総合事務局、那覇港管理組合、そういった残土の受入れがありそうな省庁にお願いしたところ、なかなか難しいという回答をいただきまして、その後も沖縄防衛局さんのほうに確認したところ、受入れがあるということで、今回

県等がちょっと対応できないということになって、防衛局さんのほうに確認して今回この表のとおりキャンプ瑞慶覧内とキャンプハンセン内で受け入れていただくということになっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、皆さんが造成する上で、盛土がどうしても出てくるので、各省庁にお伺いを立てて、結局防衛省がキャンプハンセン内で受け入れられるという答えが出てきた。これはキャンプハンセンでは何に使うのですか。

○**桃原朗 委員長** 市街地整備担当技幹。

○**市街地整備担当技幹** 詳しくは聞いていないのですが、地区内の造成工事、切り盛りが発生する盛土工事で使用ということで、宜野湾市以外からの搬入も幾つかのところから受け入れをしているというようにお聞きしております。

(「キャンプハンセン内に」という者あり)

○**市街地整備担当技幹** はい。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これはさっき言った県の赤土流出防止条例も含めて、そういうものはクリアされているということですか。結局ここから出てきたものを防衛省を通してハンセンに持っていくということ自体は問題ないのですか。

○**桃原朗 委員長** 市街地整備担当技幹。

○**市街地整備担当技幹** 赤土の事業行為届の中では、業者は地区内に仮置きということでさせていただいておりまして、場外に搬出することについては、指名変更等届出というのが行われていまして、それを県の中部保健福祉事務所のほうに届出は済ませておりまして、手続のほうは取っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これが辺野古に埋立てに使われることはないのでしょうかね。

○**桃原朗 委員長** 市街地整備担当技幹。

○**市街地整備担当技幹** 調整の中と手続的にもキャンプハンセンということですので、私どもとしては、キャンプハンセン内に使われる形でと理解しております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ハンセンには入れないから確認のしようもないので、ただこの宅地造成、僕が気になるのは高低差なのです。高低差があまりにも生じてしまうと、地主さんが不利益を講じてしまわないのかなと。アクセスもしにくいし、結局今回普天間線のところから、高低差があるから、造れないから、また旧比嘉齒科、旧徳嶺産婦人科の、アクセス道路からしか入れないわけでしょう。そうすると、この辺は土地のほうから入っても、この高低差があるところの土地評価は下がってしまわないのかなという懸念があるのですけれども、その辺皆さんどう捉えているのですか。要は地主の立場に立って、まあまあ交流はしているけれども。

○**桃原朗 委員長** 市街地整備課長。

○**市街地整備課長** 委員おっしゃる、今回の琉球大学病院の場所は、本来、先ほど説明した、宜野湾市の普天間線というのが、将来58号につながる道路の計画になっております。そのため、現在徳嶺病院のほうから法定差、道路に関しては基準等がありまして、5%以下、もしくは8%以下という基準がございます。その

道路計画を結んでいた計画の中で、今、琉大病院さんは、その道路計画の高さを合わせた敷地への進入計画を含めてなっております。そのため、琉大病院さんは15.5ヘクタールの膨大な敷地なものですから、そのエリアを、この道路計画の現状から20メートルほど下がりますので、そういったひな壇方式で敷地の造成計画がございます。そういった形から平均5メートル切り下げたボリュームが、そういった区画整理事業残土として出ます。さらに、琉大さんは、建築する地下道の掘削等を含めた、また新たな残土というのが、また搬出計画ということで、琉大さんは、そういう計画になっております。

その道路計画が入っていく形で、各家庭の宅地というのはレベル、フラットに整備しますので、そういった面からいくと、さほど評価が下がるということはないだろうという形で、基本的には、そういう考え方で一応増進を見込んで、そのために土地を減歩していますので、そういった評価でもって土地の減歩という形で整備されますので、個々の宅地に関しては問題はないだろうという形で考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。気になるのは、海軍病院を造るときに、あのときも盛土といって盛土があったのですよ。盛土した山が、北風で普天間3区に飛んで、洗濯物が干せない、窓が開けられないという苦情があったのです。それで、私直接防衛省に電話したところブルーシートをかぶせてくれたのですよ。今あは裸になっているのですよ、あの盛土。また、これから冬に向けて新城のライオンズマンション、高いのがあるではないですか。そういう懸念があるので、しっかり養生はするようにしてください。

○**桃原朗 委員長** 市街地整備課長。

○**市街地整備課長** 委員おっしゃるとおり、私どもも莫大な土を切り盛りする中で、粉じんが出ないようにと言いつつ、そういった散水等をしてはいますが、多少また地域への、ちょっとほこり、粉じんがあるということで、今連絡等受けながら、協力をいただいている状況です。支障除去のときでもあったということもあって、地域の方々が御協力の上、昨日もちょっと立会い等を含めて一応やっている状況で、どうしても北風等吹いた場合でも対策しないと、ちょっといけないというのもあって、その辺も最小限に抑える形で現地のほうもまた指示しながら、一応やっている状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よろしくをお願いします。ちょっと関連するので、この神宮周辺まちづくり整備事業の資料をいただいたので、これはさっきの地図の、こっち側に海軍病院があって、海軍病院がこの西普天間と普天間周辺まちづくり事業と挟まれている状況があるのですけれども、この普天間周辺まちづくり整備事業は35番の資料もいただいておりますのですけれども、今も普天間三叉路は交番だけがぽつんとあって、用地買収が済んでいるというのがうかがえるのですけれども、この絵では陸橋はないのですけれども、その問題とする景観、あるいは普天間高校生たちの安全確保、そういうことを審査していかないといけないのですけれども、それらの見通しというのはどんなふうになっていますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今、資料35の今、委員がおっしゃる普天間地区のイメージということなのですが、ここについては、9月議会の呉屋等議員の一般質問でもあったのですけれども、地下道、スクランブルというところがあったのですけれども、陸橋については、その答弁は触れられていなかったと思いますので、この地図との整合性について確認して、また改めて答弁したいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 企画では答弁はしづらい。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今現況どのような形で陸橋のことを考えているか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○桃原功 委員 分かりました。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 資料をいただきましたので、お願いします。成果説明書の41ページ、資料2の大山区画整理事業の件なのですが、この資料、土地利用構想ということで、資料がございましたけれども、こちら生活道であったり、非常に分かりやすいイメージ図なのかなと感じていますが、平成30年の3月に田いも栽培振興基本計画という、そちらのほうで策定されていると思うのですが、改訂版ですから、そちらのイメージとも大分違ってまして、産業振興ゾーンというのは、今まであまり見たことはなかったのですが、この辺の関連性といいますか、このイメージ図についてちょっと説明をいただきたいのですが。

○桃原朗 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、委員おっしゃった土地区画整理事業の構想案ということでやってまして、こういった区画整理事業をする際に、地域に合った形でということで、あくまでも構想の絵になっています。これが決定ではなくて、こういったイメージがどういくかというのは、今後事業説明等含めた形で、また関係部署と協議、協力しながら具体化にまた絞り込むための案の構想図という形で描いております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 おっしゃることは、よく分かるのですよ。ちょっと気になるのは、構想は構想でいいのですが、今までのもので、この産業振興ゾーンとか、そういったものはあまり聞いたことも見たこともなかったものですから、これだけ多くの面積の部分、ピンクの部分、今回入っていますよね。その辺の理由、ちょっと構想なんですけど、なぜこういう産業ゾーンというふうに位置づけしていったのか、その辺をちょっと説明いただきたいなと。

○桃原朗 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 おっしゃるように産業ゾーンというのは、今、田いものエリアとか、そういった様々なものができるのかというイメージから、こういった構想でございます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 これまでもいろいろ地権者へのアンケート調査等も行っているのですが、そういった中でも、こういった産業振興ゾーンを求める声もあったのか。また、このこの宜野湾バイパス、湾岸道路開通に伴って、やはりこういった産業振興ゾーンを今後こちらのほうに取り付けていくのが、こういった流れで、こういうふうに設置されていったのかなというのが、ちょっとイメージしたかが知りたいのですが。

○桃原朗 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そこはちょっと今まだ具体的な形ではなっていないのですけれども、こういったイメージをもとにいろいろ産業の協力できるところがあるのか、そういったものを含めて、今から集約していくための形になります。そういった形で今年度一応アンケート調査ということで、権利者を含めて、また今後企業を含めた形で、こういったイメージで参入してこれるのかという形で具体案をつくりつつ、また事業化に向けて取り組んでいきたいなという形の考え方です。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 僕は、このイメージ、しっかりつくっているというのは非常にいいことだと思って、これまでもなかなかこの事業は進まない中で、地権者であったり、ビジョンが全く見えないと言っている中、今回こういうふうに分かりやすいのかなと僕は思ったのですけれども、こういった理由なのかなというのが、ちょっと知りたかったものですから。

では、すみません。資料の中から、この宜野湾横断道路ってあるのですけれども、これのちょっと説明をいただけませんか。

○桃原朗 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 宜野湾横断道路というのは、東側から西へ結ぶ、県の一応高規格道路になっています。まだ構想段階、普天間基地の中の設計自体が見えないということもあって、恐らくこういった西側に結ぶのであれば、今の丸く描いている部分のほうに来るだろうと。これは決定ではないのですけれども、こういった高低差とか、そういった部分に来ると、この部分にしてくるだろうという構想案でございます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 構想案、ちょっと確認なののですけれども、僕の認識違いなのか、横断道路、もともと市道7号だったのかというイメージもあったのですけれども、それは違いますか、すみません。

○桃原朗 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 都計道路自体は、そういった形で変わってはいないのですけれども、あくまでも構想で、今7号ができたために、恐らくこの7号ではタッチができない。それから、どうしても58号横断、バイパスで地下で結ぶしか計画できないために、そこら辺で今後詳細なエリアということでの変更になってくるだろうという形で一応捉えております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 分かりました。ちょっと1つ気になるのですけれども、この青い丸で示されているのが横断道路ですけれども、これは大山ハカ通り線になっていると思っているのですよ。2～3年前、宮里の大山ハカ通り線ですね、整備していくということで、たしか地権者は51名ぐらいいたと思うのですけれども、いろいろ説明会等々も行っていますよね。そのときにやったのが、大山区画整理事業に組み込んでいくというような内容だったと思うのですけれども、それで同じような考え方で、このような図面を出して、今回アンケート調査でも、これは入れていますよね。その辺ちょっと説明をお願いいたします。

○桃原朗 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、県を含めて国と大山土地区画整理事業に関連してくる構想はないかということのヒアリングの中でイメージを持った道路になっています。おっしゃるように、この道路整備するに至っては県の事業になります。県事業での計画があって時期に応じて、この道路の位置づけというのを拡大しながら区

画整理事業にどう反映していくのかという形になってきました。説明した普天間飛行場から結ぶものですから、あくまでも58号線は上のほうから通って宜野湾バイパス線、道路勾配もありますので、そういった中で今後の整備の計画になってきます。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** それは今後丁寧に説明してもらいたいのですけれども、この大山ハカ通り線については、皆さんも御存じだと思うのですけれども、昭和43年からこの計画はあって、従来の自分たちの住宅を建てるにもセットバックをして、個人利用がしっかりできなかった部分ですね、この道路ができることによって換地されたり、さらに後ろに下げられたりとか、そういったのも非常にこの問題だと僕は思っているのですよ。その辺はしっかり丁寧に地権者等と説明しながら、丁寧に進めていただければと思ひまして、早めに事業を進めていただきたいと思います。

次に、資料を頂いていますので、資料番号の23番、市営住宅と駐車場の使用料、収納状況の推移なのですが、宜野湾市の市営住宅には何世帯あるのか、御説明願います。

○**桃原朗 委員長** 建設部参事。

○**建設部参事** 宜野湾市の市営住宅については、まず愛知市営住宅、ここに96世帯ございます。伊佐のほうの伊利原市営住宅、ここには246世帯ございます。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** ありがとうございます。約300世帯ということなのですけれども、その中で、今回気になるのが収入未済額、これだけ多くありますよね。過去5年分の推移もいただいていますけれども、毎年これだけ収入未済額が出ている状況、この辺の説明をちょっとお願いします。

○**桃原朗 委員長** 建設部参事。

○**建設部参事** 毎年、現年度分に関しては、全部98%ほど収入をいただいているのですけれども、過年度分のほうについては、払えていない部分がありまして、それでそれを少しずつ払って行って少しずつ減ってはいるのですが、過年度分の収入については、大体2割程度で納めていただく、少しずつ納めてはいただいているのですけれども、現状としては、未済のほうで1,300万円と、住宅のほうで1,300万円、駐車場で60万円余りは未済となっております。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 収入未済額に対しては、担当部のほうで通知をして、それとも直接訪問とかするのですか。

○**桃原朗 委員長** 建設部参事。

○**建設部参事** 通知もしますし、臨戸という形でお部屋に行ってお話しするという、または呼んだりして相談を受けたりしているところです。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 頑張っていたきたいと思うのですけれども、すみません。ちょっと違うところから。毎年空き部屋とか、募集もしていると思うのですけれども、令和元年度、なぜ空きがあって、それに対して募集はどれくらいあったのか、教えてほしい。

○**桃原朗 委員長** 建設部参事。

○**建設部参事** 今、市営住宅の部分については、常に満室の状態となっております。毎年部屋が退去とか、

そういったことで、空いたときに募集をしているところでございます。今年度、令和2年度なのですけれども、募集の中で、愛知のほうでは一般のほうで3世帯、空いたときに優先的に入れるという、この優先順位をつけてございます。愛知の車椅子世帯でも2世帯、愛知市営住宅の単身世帯というのがあるのですけれども、そこを2世帯、愛知では合計7世帯募集しております。募集というか、空いたら入れるという、この優先順位をもっております。伊利原に関しては、一般のほうで2世帯、伊利原の2人世帯の共同住宅のところは1世帯を募集しております。そして、市営住宅で単身世帯は伊利原で2世帯、車椅子世帯で2世帯、トータル9世帯、空いたときに優先順位で募集された方々に連絡を入れて、入れますよということをやっているところで、常に空いているところはありません。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 分かりました。優先順位等々でということで、すみません。ちょっと最後に収入未済額に対して不納欠損がゼロではないですか。これは不納欠損を出すときの、この条件というのはどういったものがありますか。

○**桃原朗 委員長** 建設部参事。

○**建設部参事** 不納欠損に関しては、収入未済で、不納欠損については、市営住宅が相手からのその辺の手続を取って欠損するというような流れになるのですけれども、市のほうの債権管理条例というのがございませんので、常に今こういう状態ではあります。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 気になるのは、例えばなのですけれども、収入未済の方が亡くなったりとか、そういった状況もあるのかなと思ってしまして、そういうものがあつた場合、ずっとこういうふうにならぬように不納欠損を出していくのはどうかというのが、ちょっと気になるのですが、ぜひこの辺ちょっと検討して、もう取れないところはなくしていこうというような考えなののですけれども、どうでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 建設部参事。

○**建設部参事** 2019年に行財政改革集中方針ということで、徴収一元化の検討というのがございました。その中で専門部会を設置しまして、調査研究をして債権条例を今検討しているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 分かりました。よろしくお願いします。次なののですけれども、資料番号24で、宜野湾市空き家等対策計画、こういったものを概要版で頂きました。その後、各会派に1部ずつということでありましたので、こちらも見させていただきましたけれども、空き家等対策の計画ができたことで、今後どのように実施していくのかだけ、ちょっと思いといいますか、その辺教えていただきたいと思います。お願いします。

○**桃原朗 委員長** 建設部参事。

○**建設部参事** では、概要版のほうの説明を少しさせていただきたいと思います。まず、概要版の1ページ、計画の背景なののですけれども、空き家については、個別の事情等によって、年々空き家が増加していくということで、国のほうは平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法を施行されております。それを受けて宜野湾市のほうも昨年度空き家対策計画を策定しています。その策定期間については10年という形で考えております。

現在、宜野湾市の空き家の状況なののですけれども、平成30年に調査した中で、1ページの下のほうにあり

ます、169戸がございました。今後この空き家について、どう取り組むかというところは3ページのほうから説明してございます。

まず、3ページの4の4番のほうなのですけれども、まず空き家の発生を予防するということで、施策を考えていきたいなと思っております。その次に今現在ある空き家について、管理が不適切な部分については指導等をしてながら、適切な管理ができるようにということで、周知、啓発をしていきたいなと考えています。

続きまして、空き家の活用の促進ということで、宜野湾市の中で空き家をどう活用するかというのは、あまりまだ議論されていない部分ではあるのですけれども、その空き家が将来的に地域で活用する、または民泊等で活用するとか、そういったことを今後検討していけたらと考えております。

4ページにつきまして、今現在ある空き家で、指導してもあまり聞いてくれないとか、そういった地域に影響が大きいというものに関しては、そのまま放置すれば倒壊のおそれが高い、著しく不安性があるという状態であれば、不特定空き家の認定という形を取らざるを得ない部分が出てきます。それで、特定空家は、認定の部分については5ページの下のほうで特定空家の調査をして、その特定空家に認定されるかどうかということを考えながら指導していくのですけれども、担当としても、言うことを聞かなければ命令とかということで、行政代執行で壊すということも、最終的にそこまでいくかどうかということはありませんけれども、そういった対策もできますよというふうに思います、法律の中では。

あと、去年の実施体制ということで、6ページにございます。建築課のほうで窓口を持っておいて、あと関係部署の総務部、市民経済部、建設部、消防、そういったところで、この空き家対策をみんなで一緒に推進していこうというふうに考えております。ちなみに市民からの相談等がありましたら、まず建築課で受けるということで、7ページのほうでワンストップという形で庁内の体制をやっております。大まかにこういう感じで今空き家の対策を今後考えていこうかというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 御答弁ありがとうございます。私たちも空き家の相談とかありまして、会派のほうでも先進地に行ったり、既にそういった計画を立て、実施しているところもあり、宜野湾市もしっかりした計画ができていますので、いろいろ相談させてもらい、しっかりよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 消防のほうでお願いしたいと思います。9款1項1日常備消防費、11、消防指令センター関連事業というのがございますが、その下のほうに……

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員、何ページですか。

○**岸本一徳 委員** 234ページ、備考の11、そこに消防通信指令施設運営協議会負担金1,823万8,319円ということで、嘉手納にある通信指令室といいますか、本部といいますか、そこでほとんど全県の消防、全て一元化して通信指令室といいますか、そこから発信をされたり、受信をしたりという、そういうふうに認識しているのですけれども、例えばこちらの負担金が発生するまで、これが通信施設が完成するまでは、恐らく宜野湾市独自の消防の通信体制で、様々運営をしてきたと思うのですけれども、そのときと現在の違いといいますか、これはメリットの部分が大きいと思うのですけれども、よくなった改善点とか、そういう部分について御説明いただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 総務課長。

○（消防）総務課長 消防指令センターに移行したのが平成28年4月ということで行っております。それまでは宜野湾市消防時代、単独で119番、受信していたというところで、指令装置のほうも管理はしたのですが、当時入っていたものと一番違うのは、119番通報が入った時点で住所のほうが表示される、発信表示という機能がついていまして、それが一番大きいところです。以前の場合は119番通報が入った時点で通報者に聞いた中で場所を特定してきているというところではあったのですが、現在については表示される。また、携帯とかの場合、誤差はあるところではあるのですが、ある程度場所を特定できるというところが一番大きいところです。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 単純な、よく分からないものですから、聞き方が違っていたら、間違いですとおっしゃっていただければと思うのですが、この負担金は人口に合わせているのか、それとも件数とか、トータルのうちの何%とかというふうなことになるのか。それともいわゆる規約とか、そういったものがあって、この運営、運用、そこは当初から協議会みたいなものを立ち上げて、そこで決まっているというふうになっているのか、この辺のことについては、この費用負担割合も含めて、どのような認識でいるのでしょうか。

○桃原朗 委員長 総務課長。

○（消防）総務課長 費用負担につきましては、この沖縄県消防通信指令施設運営協議会という協議会になるのですが、そのこのほうの規約等で定めておりまして、県内14消防本部と、あと12の消防本部を持たない町村なのですが、26団体の中で費用を案分しているところなのですが、人口規模、また消防を持っていないというところでありますので、費用の案分方法については様々というか、幾つかのパターンがありまして、指令センター関係、119番受信関係については、主に人口割という形で、共同で運用する部分については人口割でやっています、またそれぞれの消防本部に入っているものについては、消防本部の受益者負担というところで個別で持っております。

あと、デジタル無線については、仮に単独で整理したときの費用というところで案分しておりまして、宜野湾市自体面積が小さいところですので、やはり北部とかに比べれば、その分圧縮できていることがあります。また、そのほか指令センターに係る職員等を配置していますので、そのこの部分に関しましては、均等割で30%、残りは基準財政需要額割、主に人口割というところなのですが、そこで7割という中で費用を案分しているところです。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ちなみに119番の受信といいますか、それから本市の消防本部にもあると思うのですが、この指令センター、ニライのほうから受信をして、また宜野湾市の消防のほうに来るのか。それともこの回線を通じてすぐ宜野湾市の消防本部なり、支所なりに連絡が来るのか、この辺のシステムというのはどんなふうになっているのですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。まず、119番通報が入りますと、まず指令センターのほうに、ニライ消防本部のほうに設置されております、指令センターのほうに一報が入ります。そこから宜野湾消防の管轄内の災害でありますと、まず予備指令といいまして、宜野湾市どこどこに災害通報が入っていますよというふうな予備指令が入ります。これは消防署、我如古出張所、真志喜出張所の3か所のほうに予備指令が入

ります。その後、仮に消防署の管轄であれば、消防署、野嵩何丁目、出動指令というふうな形で出動指令がかかるような仕組みとなっております。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これもちよつと教えてもらいたいのですけれども、西原町ですかね、ドクターカーというのが浦添総合病院、浦添消防と連携して、様々対応するシステムがあると思うのですけれども、これは全県同じような形ではないと思うのですけれども、これについては独自のあれですか、そのエリアの本部との連携というふうなことで認識していいのでしょうか。これについても、もし御説明いただけるのでしたらお願いいたします。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。ドクターカー、今、岸本委員がおっしゃった浦添総合病院ドクターカーなのですけれども、そこは個別に各消防本部がおのおので協力を結ぶこととなっております。宜野湾市消防本部におきましては、浦添総合病院、ハートライフ病院、2つの病院とドクターカーの契約を実施しているところでございます。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 詳しくは、また消防へ行ってお願いしたいと思うのですけれども、今の負担金のところから入っていったのですけれども、もし可能であれば、この単体の消防がどれぐらいの負担をしているのかという資料が出せるのでしたら、委員長を通してお願いしたいと思うのですが、これはマル秘ですよというのであれば結構ですけれども、そういうものは全県ではどのぐらいの負担をして維持しているのか。これが1点、資料が提供できましたら、お願いしたいと思います。

もう一つは、先ほど申し上げました、平成28年からスタートした、以前の通報システム、通信システムと今現在よくなったという話をしております、デジタルですからという話で。場所もすぐ分かるというふうなことでしたので、これは素晴らしいことだと思うのですけれども、費用的には比べることができるのか、これも資料がいただけるのでしたら、お願いをしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。まず、1番目の指令センターの加入している消防本部の負担金の資料については提供してまいりたいと思います。

それと、2番目の平成11年以前に設けてあった通信指令装備の、この金額の資料が、ちょっと今確実に取れないということですので、現在の装備と以前の装備のメリット、デメリットということであれば資料として提供したいかと思っておりますけれども、それでいかがでしょうか。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 よろしく申し上げます。

○桃原朗 委員長 以上ですか。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 まず、質疑する前に、これだけの膨大な資料を出していただいたのですけれども、少し要望みたいな形でさせていただきます。

最初に、市民経済部産業政策課、51の204ページにありましたよね、この資料の提出の仕方が、自分としては、この上のほうから、決算書のページ、204ページ、7款1項2目宜野湾市北区駐車場、こんな形で出してもらったら非常に分かりやすいのですよ、ページ数から入って。これはぜひほかの課にも同じような形で資料の提出をお願いしたいなというのが、次の……

（「一応答弁させてください」という者あり）

○知名康司 委員 ということで。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今御指摘の資料の体裁だと思うのですが、これについて執行部側からというわけではなくて、議会側から、このように資料を作成して提出してくださいということがあって、今対応しております。なので、今この51番、50番、市民経済部が出している記載の仕方ですね、記入の仕方がかよろしいということであれば、また議会事務局と調整していただいて、このように資料の様式を取りまとめていただければ、それを受けながら、このように執行部として出していきたいと思います。今のところは、このようにページと款項目というのは、記載はされなくてもいいような記載要領になっていましたので、ほかのところも記載されていなかったということですので、御理解をよろしくお願いいたします。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 了解しました。では、こちらのほうから要望という形で、非常に分かりやすいものですから、また探しやすいものですから、それで自分からは、ページは109ページ、資料を出してもらったのですが、野球場の施設整備事業ということで、47番です。資料は47番、スコアボードの工事着手前と着手後が出ております。これは今回手動式から電光掲示板へということで、2月1日から供用をやっています。

単純な質問になりますけれども、例えば使用できる、例えば大きな大会、この規定みたいなものは、普通の使用貸出しの、これは貸していますよね、野球場。その中で、例えば公式のプロ野球が使う、あるいは高校野球が使う、どのような基準がございますか、このスコアボードを使うには。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 各年度、スコアボードの手動式から電光掲示式へ機能拡充を行っておりまして、電光掲示式への機能拡張に伴っては、今、指定管理していますけれども、指定管理者のほうで、そういったものの実際利用する側への操作方法とか、分からない場合は、そういった操作方法を指導しながら運用してもらっています。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 何か今の説明だと……

（「今の答弁にちょっと補足します」という者あり）

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今、電光掲示式になっていますので、その分条例改正で利用料を改正して、実際利用される方に利用料をお支払いしていただいて利用できるような状況でございます。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 使用する当事者が使いたいから払うということで、要望したらスコアボードも使えるということですか。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 利用料が違うということがありましたが、この利用料の違い、手動式から電光掲示板に替わったものだから、その利用料と言っていたんですが、その違いはどのくらいですか。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 電光掲示式のスコアボードの利用料につきましては1時間1,000円という利用料になっています。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 分かりました。例えば草野球チームでも利用料を出して、人がいれば使えると。

それと、226ページの8款3項5目佐真下3号公園整備事業、この件は資料も出ています。資料番号が53番です。これに詳しく工事関係のことが書かれていますけれども、これは工事期間が令和2年8月17日から令和3年3月26日までということで、公園整備工事と、あとはその公園の電気機械整備工事、また公園植栽工事がありますけれども、これは8月17日からとなっていますけれども、2月頃でしたか、盛土を整地されて、現在平らになっていますけれども、何か工事をやっている様子はないのですけれども、どんなですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ただいまの公園整備費、8月17日から着手が届け出られておりますので、随時工事完了に向けて、整地も含めて実施しているという形で聞いております。ただ、今御覧になって分かるように電気機械のほうが、入札が1回でうまくいわずに電気機械工事については今月スタートできることになっております。これから重機等を手配しながら、工事できるような状況であり、その際は、また安全対策等に注意しながら工事を進めてまいります。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 分かりました。上の公園整備工事の工事概要の中に車止めというのがあります。上から3行目ぐらい、車止め4基とあるのですけれども、以前確認しましたが、車を止めるスペースがないよということであつたのです。車を止めるスペースが、この公園にはないということで。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ここで表記しています車止めは、通路に車が進入しないように、通路が、まず佐真下中央線側から1か所とかありますので、また西側のほうにも1か所、周りから入れる、そこから車とか、オートバイとかも含めて進入できないための車止めということで、御理解ください。駐車場の車止め、駐車場がないのですので、それで御理解いただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 分かりました。それと、前説明会の中でもありましたように、この図面から見ると、ちょうど道路側、右手のほうに中学校があつて、公園右側のほうが民間の住宅があるのです。そのそばを低い植木というのか、低木でもって目隠し代わりにやるということでありましたけれども、これはそれでよろしいのですか、右側の緑の部分は。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 高木という表記が……

(「高木の下のほうですね、右側の高木の左側ですね、小さく
低木という書いてはありますけれども」とい
う者あり)

○建設部次長 周りに低木を植える形で計画を立てています。

(「右側ですよ、この部分、プール寄りです」という者あり)

○建設部次長 中学校側ですね。

(「そうです。これは説明会の中で要望がありましたよね、こ
の目隠し代わりに区域でもってお願いしたいということで」
という者あり)

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今、図面上には、色は塗っていませんけれども、この周辺には中木か、低木をもって生け垣
状の囲い込みはする計画となっています。中木と書いてありますよね、小さく。このプール側のほうに。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 分かりました。よろしいです。ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 以上でよろしいですか。

○知名康司 委員 オーケーです。

○桃原朗 委員長 ほかに。

(「午後」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、午後も同じような形でお願いします、8、9、2について午後で。

午前の会議はこれで終わり、午後は1時半から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時
52分)

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後1時30分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前の質疑の中で企画部次長より答弁の保留があるということで、いま一度、企画部次長より答弁を求め
ます。企画部次長。

○企画部次長 それでは、よろしくお願いします。午前中の資料35の桃原功委員のイメージ図、普天間地区
のイメージ図に、歩道橋がなくなるのかという御質疑について確認しました。これはあくまでもイメージ図
として掲載してあるのですけれども、今年3月の定例議会で桃原功議員が企画部長のほうに質問した内容が
ありまして、その中でも、その当時の企画部長のほうから、歩道橋の移転については厳しい。ただ、今後協
議を続けていく旨ということの回答をさせていただいておりますが、現時点でも厳しいのではないかと
いうことの報告をいただいております。以上です。

○桃原朗 委員長 いいですか。

(「ちょっと待ってください」という者あり)

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。厳しい理由は何ですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 この答弁については3月で、市民経済部長のほうから答弁をしておりますけれども、ちょっと読んで説明したいと思います。市民経済部と企画部で国道事務所と調整をしているところであるのですけれども、この歩道橋を撤去すると渋滞を招きかねないということがあったり、また普天間高校のほうからも撤去には、ちょっと懸念があると。そういった御意見もあるということなのではございますけれども、これについては、今後調整してやっていきたいという市民経済部の答弁があるということでございます。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今2点、厳しい理由をおっしゃっていましたが、交通渋滞、普天間高校生の安全確保という部分だと思うのですが、交通渋滞という視点からすると、高橋歯科があるところには横断歩道があるのですよ、信号灯があつて渡れるのです。今度国道330号のほうはレコード店のところ、今はもうレコード店ではないけれども、前、サンスポーツがあつたり、あそこにも信号灯があるのですよ、信号機が。交通渋滞という部分では、何らかの工夫をして、知恵を出して解消できるかなと思うのですが、やはり問題は、普天間高校生の通学路の安全確保だと思うのです。ただ、景観的にも330号からあそこを見たときに歩道橋があると、やはり景観が、全て見えると、全貌として見えると、きれいに見えるというのがるので、ぜひ引き続き検討事項として頑張ってください。

委員長、いいですか、そのまま。

(「ほかの」という者あり)

○桃原功 委員 ほかのやつ。

○桃原朗 委員長 では、今のは要望ということでよろしいですかね。

○桃原功 委員 答弁してもらいたい。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今後、先ほどの内容については、市民経済部にも伝えて一緒にやっていきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 それでは、午前に引き続き、認定第1号、8款土木費、9款消防費及び2款総務費の一部について審査を行ってまいります。本件に対する質疑を許します。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 午前に宜野湾市緑の風景づくり推進事業の資料50ですけれども、次長のほうで説明していただいたのですけれども、確認しておきたい。9ページです。9ページに宇地泊川沿いの緑地は保全を図るとともに親水空間の整備を図る必要がありますと書かれていますが、この宇地泊川沿いの緑地というのは、どこからどこまでのことを指しているのでしょうか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今の9ページに、文章でもございますけれども、この上のほうに宇地泊川ということで、比屋良川区域から下流域までという捉え方で表記しております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 宇地泊川という呼び方と比屋良川という呼び方、両方使っていますけれども、これは何が違うのですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 その名称の違いについては把握しておりません。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この計画、これからちゃんとした計画を立てると思うのですが、琉大のところの池というか、あるのですが、そこから流れて宇地泊川にこの川はつながる、続いているのですよ。その琉大のところ、宜野湾市に入ったところの川から宇地泊までということを指しているということで理解していいですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 当計画そのものが宜野湾市区域内に限りということで。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これは嘉数の比屋良川の部分は、今整備中なのですね、河川とその周辺ですね。その上が緑がいっぱいあるのですが、まだ河川の整備、あるいは森林の整備等がやられていないもので、我如古のほうから真栄原まで、緑がすごい固まっているところでありますので、ぜひ今後整備計画に入れるように要望したいのですが、いかがでしょうか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 直接河川沿いの整備につきましては、沖縄県が管轄しておりますので、その管理真栄原橋から下流のほうは砂防事業も含めて沖縄県のほうで実施しておりますが、この上流については、整備計画そのものが、ございませんので、今後の整備の可能性があるのかも含めて、その辺はちょっと確認・調整していきたいと考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 一つの上流から宇地泊まで、一つの川になっていますので、半分整備して半分そのままの状況というのは非常に奇異ではないかなというふうに思いますし、上流のほうは結構水の量も多いし、その河川も、ぜひ整備も含めて、そして周囲の緑地部分の保全も含めて県と調整をしていただきたいと思いますけれども、もう一度お願いできますか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 沖縄県のほうで取り組んでいるのも砂防的な安全を考慮した砂防計画ということで進めていますので、親水広場とか、親しみがある整備の仕方とか、散策ができるような河川沿いの整備も含めて検討いただきたい旨調整しております。それと補助事業の整備の中では、砂防計画としても河川整備を含みますので、その辺できるかどうかも含めて、ちょっと確認してまいります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ぜひお願いしたいのですが、まとまりのある一つの場所なのです、ここが。今、我如古の上のほう、我如古橋というのかな、あそこは。その下の部分が、これまで森林で非常にうっそうとしてたのですが、ある開発業者が整地をして墓を造ろうとしているのではないかなというふうに今周囲からもそういう話が出ていて、せっかく比屋良川周辺をきれいに、両サイド緑地を残してあるのに、上

は工事をしてせつかくある緑を開発事業のためになくしていつているというふうな話もありますので、ぜひまた乱開発をさせないように緑を守るための施策をぜひ検討していただきたいなというふうに要望しておきたいなと思います。墓のほうに関しては、今あそこは分かりますか、現状は。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今のはホワイトタウンから上流側ですね、認可開発でもって申請が出ていたものは確認しております。抑制の手法として行政側がどういった形で抑制するかというのは、法律そのものがあって、開発許可を受けて、通れば県の許可を受けて、また緑の基本計画でもって開発を抑制するという言葉の、強い法律ではなくて、その辺協力義務みたいな形でやっているのですけれども、その辺も含めて検討してまいります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 その開発に関して浦添市役所まで行ってきたのですよ。あそこは境界が宜野湾市を通る際、両方をまたがっているものですから、浦添市も違法なものでなければ止めることはできないと、申請があれば止めることはできないと。そうすると、緑がどんどん、どんどんなくなってしまうものですから、ぜひなくならないように業者のほうでも考えてほしいと思います。ぜひ緑地を残すようお願いしたいと思います。

それでは次に、決算書の212ページ、未買収道路用地取得事業、資料をいただきまして、ありがとうございます。平成18年からされていると思いますけれども、当初は10年間の計画で未買収道路用地を取得していこうという計画だったと思うのですけれども、これが10年間、いろいろ用地買収は難しい部分があるのかなというふうに思いますけれども、44路線中何路線が進んでいるのか、御説明ください。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 お答えします。44路線中、対象で5路線になっております。また、あと調査した結果、潰れ地の対象になる、潰れ地の土地がないと判断できたのが5路線あります。トータルで10路線については完了済みということであります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 5路線、プラス5路線、10路線は、確実にこの道路は補償したということなのですね。進捗率は73.何%あるということは、その1路線の中に8割は返したのだけれども、補償したのだけれども、残り3つが、まだ返せない部分があるから、そういう答弁なのですね。それでいいですか。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 一部買上げであり、理由といたしましては、相続の問題とか、問題が解決しなくて前に進まないところがあって、全て買い上げができていく状況になっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 もちろん、前に確認したときにも、そういったお話がありました。相続とか、いろいろ難しい部分が残っているというか、進捗しているのだけれども、まだ解決には至っていないという御説明もありましたけれども、もしこれが相続できない、あるいは用買できない状況になった場合の措置として、どういう措置をする予定なのですか。ただ、そのままの状況になっていくのかということが、この取得事業が、これで終わりになるのですよね、これ以上進まないとなった場合には。どういう形になるのですか、名義変更されてもできない状況になった場合。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 この事業につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように令和4年の完了を目指したというのが、いろいろ難しい問題がありますので、相続については、当然何らかの形で解決したいと思っていますので、それまで引き続き事業として進めていきたいと考えていますし、お互い納得いくように進めていきたいなと思っています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今残っている未買収の部分に関しては、ほとんどが、こういう問題がある部分、そういうことで理解していいですね。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 まだほかにも理由がいっぱいあります。例えば大きい土地があって、その大きい土地を自分で開発、新たに自分で土地利用していきたいというものもありますので、その辺は相談しながら進めていきたいなと思います。

また、あとは単価、どうしても不動産鑑定にかけて、単価を設定しましたがけれども、単価について不満がある方がいますので、その辺についても丁寧に説明しながら開発していきたいと思っています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今この潰れ地買収事業、これは土地開発公社からの補助でしたか。支出でもってやられているので、土地開発公社から。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 これにつきましては、公社ではなくて、事業費は道路の占用料の収入によって事業に充てています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 当初公社からの資金でもって用買事業をしているという形で私は理解していたのですが、そうではないのですか。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 すみません。昨年まで用地課長だったので、私がお答えします。基本的には、今、用地課長が話したように道路占用料が基本として毎年収入として入ってきています。公社からの資金というのは、平成30年に寄付して、今そのお金と使用料で用地買収を進めている状況でございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今後残っている分に関しては、この占用料も含めた資金で間に合うということですか。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 今現在潰れ地の基金については、1億少しあります。残事業を見ましたら、逆算して、前の単価の逆算したら、約2億円ぐらいかかりそうな雰囲気になります。占用料が毎年1,000万円以上入ってきますので、今の段階では全て買い上げは難しいけれども、今後占用料がありますので、それで賄えると考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今の段階では、全部回収するのはないけれども、年度、年度で占用料が入ってくると。そ

れで大丈夫ということで、早めに頑張っていたきたいと思います。

それから、資料の43番と44番ですけれども、決算書の215ページです。我如古21号、04ですね、この整備状況を御説明お願いしたいと思います。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 進捗状況でよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○土木課長 まず、道路の工事の進捗率なのですけれども、令和元年度の繰越し工事を今現在も執行中でありまして、12月末、1月末ぐらいまでには完了します。それが完了しますと、全体の60%が工事完了という形になってきます。延長は500メートルございますけれども、300メートルの道路が完成する予定でございます。用地取得については60.5%になっております。物件補償については82%という形になっております。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 60%の部分、約300メートルですか、これが完了でしたか。県道側のつなぎの部分、まだ残っているのですよね。そこはどういう予定で進めるのですか。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 今、上下水道の埋設がございまして、若干工期が押しているのですけれども、1月末には完成予定を見込んでおります。それと、県道の埋設が終わりましたら、現在一番奥の突き当たりの、今通行止めしているのですけれども、この部分を外して供用開始をしたいなと思っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 県道側の取付け工事が1月末の完了という……

(「はい」という者あり)

○平良眞一 委員 これは道路だけではなくて、雨水排水も全部含めてということですか。

(「そうです」という者あり)

○平良眞一 委員 今、最終的にはそうですよね。雨水汚水は、もう終わっているのですか。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 現在アスファルト部分については、もう済んでいるのですけれども、県道側のほうについては、まだアスファルトをかぶせていない部分がございますので、そちらについては、水道、下水道を埋設しておりますので、それが終わったらアスファルトをかぶせて県道部分は完了、1月末までに完了予定です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ここを通過して6月末には終わるという話もしていたのだけれども、随分遅くなっているみたいだけれども、予算の関係ですか。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 申し訳ありません。うちの工事は、確かに6月ぐらいに終わっていたのですが、上下水道との調整がちょっとうまくいっておらずに、その辺ちょっと工期が延びております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、1月末には供用開始ということで、理解をしておきたいと思います。

それから、残りの部分に関しては、この計画では物件補償が令和2年度からとなっていますけれども、どこ側から入っていく予定ですか。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** ちょっと図面がないので、ちょっと言葉で説明はあれですけども、ちょっと固有名詞で金丸土木さんの後ろのほうのちょっと広いところがあるのですけれども、その辺の物件補償、後ろの鉄筋屋さんの庭を補償していきたいなと思っております。その次の年に、来年に土地は買いたいなということで計画しております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** では、工事自体は令和5年度に工事に入って、令和5年では完了する計画ということで見ていいですか。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 今やっている工事で、工事できる部分は全部県の工事とあわせて終わっておりますので、あとは用地と補償をしないと工事する箇所がないので、今年、2年、3年、4年と物件補償と用地を取得して、令和5年に工事を完了させたいという計画でございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 物件補償、あるいは用地取得なのですよ。工事自体は問題のある場所ではないですから、ぜひ予定どおりに完成しますよう要望しておきたいと思います。

それから、もう少しですね、44番、真栄原54号道路整備事業についてのスケジュールのほうを御説明していただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 真栄原地内新設道路と書いてありますけれども、これは令和元年度の目線で見ればそうなのですが、今年の3月に予算は可決されましたので、今年度から真栄原54号という形で表記させてもらっています。事業期間が平成26年から令和7年度ということで計画しております。計画の延長が200メートル、幅員が9.5メートルを予定しております。今年度の事業といたしましては、道路の実施設計と用地測量を現在行っております。令和3年度から物件調査を行っていった、令和4年から物件の取得で、令和5年から工事をしていきたいなということを計画しております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 県道34号から中に入る通りですけども、ここの道路線形がありまして、左右の人たちが、自分の建物がかかるのかなと、どうなのかなと非常に心配している建物主等おりまして、その地権者を含めて借家人の方々への説明会とか、そういったものも計画、予定されていますか。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 設計がある程度でき次第、説明会をしたいなと思っております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** この実施設計は、今年度になっていますね。年度内に説明会を持つ予定なのか、翌年度の予定なのか、これはどのような計画で。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 事業として年度内なのですけれども、年内にはある程度設計が固まってから権利者の皆さんに説明会を行いたいなと思っております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 年内ですか、年度内ですか。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 実際県の進捗状況にもよりますけれども、できたら年内にやりたいなと思っています。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 新町の分のある程度地権者の方々への説明を終えて、進捗をしているのですけれども、それに真栄原54号に関連する方々は非常にどういう形になるのか心配していたものですから、年内にできるのであれば早めに説明会を持っていただきたい。スムーズに事業ができるような形で持って行ってほしいです。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** よろしくお願ひします。資料をもらいましたのですが、資料番号45、橋梁長寿命化修繕事業について、ちょっと教えてください。平成23年から始まっていて、令和2年度で終了するという形になっておりますが、12橋、市が管理している橋がある中で、この5橋ですか、整備した理由ですね、まずお聞かせください。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 平成27年、橋梁の点検を入れまして、その中で、この5橋は修繕をする必要があるということで修繕をしてきている状況です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 平成27年度ですか。平成27年度に調査した。この事業は平成23年度から始まっていて、平成27年度に調査して、この5橋の補修が必要になったと判断したという理解でよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 平成23年度から事業は行っておりますけれども、平成27年度の調査で一斉点検をしまして、その中で補修が必要ということを確認したので、その5橋を修繕していくということです。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。では、平成27年度に点検して補修が必要な橋が、この5橋あったということですが、これは12橋ある橋全部点検はされましたか。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 当時12橋点検しております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 点検は、これは市の職員がやっていらっしゃるのか、点検はどういったふうな点検をやっているのか、分かるのであれば、ちょっと伺います。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** これは業務委託でして、専門のコンサルさんをお願いして、劣化の具合とか、破損具合とか、そういったものを、大まかなのですけれども、そういったものを点検してもらっております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 コンサルに依頼してやっているということですね。

(「はい」という者あり)

○平安座武志 委員 私何か勘違いしていたのですけれども、毎年やっているというふうに伺ったような気がして、橋の点検というのはやっているというふうに伺ったのですけれども、では毎年やっているわけではないということでは理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 橋梁点検自体の、コンサルに対してやる委託業務は5年に1回です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 実は、この資料にも書かれていますけれども、35年経過している橋の修繕を実施したと。また、成果説明書の事業目的のほうにもあるように、その12橋の大半が老朽化しているということで、この事業を始めたというふうにあるのですけれども、私、去年の一般質問で、今私たちの地元では比屋良橋と言っていますけれども、これを見ると、正式名称は真栄原橋になっているみたいなので、真栄原橋としますけれども、真栄原橋の改善というのはですか、改修を私は一般質問でさせていただきましたけれども、そこやはり多分私の記憶でも35年以上たっている相当古い橋で、欄干等もなく、フェンスを張ってあるだけの橋、通学路等にもなっている、嘉数小の。橋なのですけれども、その橋の小川が流れる部分、橋の下ですか、それが正式名称はちょっと忘れちゃったけれども、ボックスカルバートでしたっけ、箱形の真ん中に境ができていたような橋になっていて、その部分が流木等が流れてきて、この中の真ん中の部分に当たって相当割れたりとかしているのを私去年の一般質問でさせていただきましたけれども、そこはやはり修繕には入らなかったのですか。それとまた小さな橋なのということなのか、多分35年以上、あの橋はたっていると思うのです。その辺ちょっとお聞かせください。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 今言う真栄原橋なのですけれども、築後51年になります。前回の点検の中では劣化具合が高速道路にかかっている道路のほうがひどいというか、悪いということで、取りあえずこの5橋をさせていただきました。また、今年度さらに5年たっていますので、これまた橋梁の点検を今発注して12橋を点検してもらっています。その中で判定的に悪いようでしたら、また改修とか、そういったのが出てきます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。では、この事業で令和2年度の、今の中で野嵩橋が終わったから終わるのではなくて、また今年度に発注しているということで、点検して、また改修が必要なのであれば、ほかの残っている7橋に関してもやっていくということで理解してよろしいのですか。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 そのとおりです。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ぜひこの真栄原橋、欄干もなく、フェンスが立てられている状態で、川に流れる雨水排水も穴が4つ開けられているだけです。向こうが冠水しているというのも地域の住民から確認を取っております。下の例えば川の流れる部分、あそこは多分すごい木が生い茂って、大雨時には流木がどんどん、どん

どん流れて、真ん中の部分で、ぶんぶん、ぶんぶん当たって、ひびとかも入って割れたりもしているのですよ。それが多分この河川の流れを止めて、上まで水が飛びはねていくような感じの橋の構造になっていますので、ぜひ今回の点検でしっかり確認していただいて、やっていただきたいと、ぜひよろしくお願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 私も今回の橋梁点検に出す際に、真栄原橋は古いのではないのという話を担当にしたら、評価的にはそんな悪くないのですよということで、中の躯体自体が、まだしっかりしているという判定になっていると思います。また、さらに今年、再調査、5年に1回の点検がありますので、その辺がまた悪いようでしたら、要改修という形になってきますので、その辺は点検を見て、改修すべきものは改修していきたいというふうに思っております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ぜひよろしくお願いします。あと、資料番号44で、ちょっと補足でお伺いします。真栄原新設道路整備事業に関してです。ちょっと補足で伺います。この進入路の真栄原54号の整備事業のスケジュールが来ていますけれども、55号、外周道路も、このスケジュールで進める、同じようなスケジュールで進んでいくのか、伺います。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** すみません。ちょっと真栄原の資料を持っていないので、後で答弁させていただきます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 進入路と外周路で、この2事業に分かれているのですけれども、外周路のほうは中の門前町のほうに最初予算が組み込まれて別予算になっているのですけれども、スケジュールがちょっと見えないので、そのスケジュールを出していただきたいというのと、あと……

（「委員長、ちょっと補足したいのですけれども」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 資料番号、これは企画サイドから出しております35ですね、普天間飛行場周辺まちづくり事業の中で、真栄原地区のほうも、委員もおっしゃったとおり、真栄原地区の道路事業につきましては、県道側からのアクセス道路が1本の道路事業としてスタートしております。平安座委員おっしゃる外周道路は、まちづくり事業に組み込まれて事業化は済んでおります。この資料番号35の2枚目、これのスケジュールがあります。普天間地区と真栄原地区という形で。この中で道路事業も、この中の工事の一つとして、スタート時期は若干補償関係は、うまく道路部分に関して行えれば、もう少し工事は早めに着手できるのかもしれないですけれども、あらかたこのスケジュールにのっとって周辺道路の補償も物件補償も用地買収も済むということで、今御理解いただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。まちづくり事業では、この別の資料のほうのスケジュールに大体合うような感じでということで、3月議会で、これは実施設計の予算が可決されていると思うのですけれども、今実施設計はやっていませんよね、外周路のほうは。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 真栄原54号と併せて発注しました。それで、請負業者も、たまたま一つの請負業者になっておりますので、一連で設計を行うということになっております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。では、これは令和7年度までにはちゃんとできるという認識でよろしいわけですね。ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。

あと最後に、ちょっと知名委員が午前中に質問した、資料番号53の佐真下3号公園事業のほうです。私も説明会のほうに行かせていただいたのですが、この事業、災害ごとの、避難時の災害のための何か特化した設備ができるというふうにあのとき伺ったのですが、分かるのであれば、それをちょっと教えていただきたいということで、このとおり資料の災害対応ツール2基というのがあるので、それがそれなのか、お答えいただけますか。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 今、委員おっしゃるように資料番号53番の工事概要のほうに災害対応ツール2基とございます。これは裏面の配置平面図で見ますと、ちょうど真ん中ぐらいですかね、災害対応ツールということで、2基、これは実は一見ベンチなのですが、災害が起こった際はトイレに代わるものです。通常はベンチとして1人がけの腰かけではあるのですが、何らかの形で災害対応ということで、ここに避難して作る際には、このセットをですね、方法はあるのですが、鍵もついているのですが、1基当たり、それと期間の人数分の処理ができるということで、1週間分ぐらいの、900名分の処理が可能、この2基ですね、1基で900名分ぐらいの処理ができるということで、2基合わせて1,000を超えるような形での回数ですね、処理ができる災害用のツールということで、今回初めて宜野湾市で採用しております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。ありがとうございました。災害の本市で初めてのものがつくという、伺った記憶があったもので、今確認させていただきましたけれども、この2件が、それに当たるということですね。分かりました。

もう一点ですが、先ほど車止め、中に入れないようにするという話がありましたけれども、これはもちろんポールみたいなものですね、多分。これは、もちろん取り外し可能なものをつける予定ですか、ちょっと伺います。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 通常であれば脱着式のものが設置の条件と思っておりますが、その辺ちょっと見ないと、要するに緊急車両等が通らないという前提であれば固定するのですよ。ですので、それが緊急車両に開放しないといけないという通路であれば脱着式、そうでないものにつきましては、通常固定という形で行って、ちょっと詳細については、持ち帰って情報提供したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ちなみに後で教えてください。この公園ですね、災害のための避難公園としても活用していくということなので、脱着式でなかった場合、災害が起こって避難人がここに来た場合、やはり車の出入り等も必要になってくると私は思っておりますので、これは脱着式でなかったら、ちょっとまた問題な

のかなと思っていますので、ぜひ確認して後で教えていただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 この辺を確認しまして委員のほうにお伝えしたいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 決算書の223ページから224ページにまたがってですが、833、備考番号の02と次のページの備考番号03なのですから、3・4・71号普天間線、これは補助事業と補償金の2つなのですから、これはいわゆる万年通りの整備事業ということで理解していいですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 万年通りの整備事業でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 たしか一般質問等で、なかなか市道から県道へ格上げするのに、県からの予算がなかなか思わしくないのだという答弁が以前あったと思うのですが、今回補償金で4,700万円決算されていますけれども、現地を見ると、コザ信金さんがなくなって、あとクラブ京都の建物もなくなって、まだ進んでいる気配は見受けられないのですけれども、進捗状況をお答えできますか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 昨年度は、進捗状況は、まず物件調査そのものが下りていないところもあって、その辺も含めて、ほかの調査業務も含めて、まず委託料のほうで8件ほど業務を発注しております。平成30年度から繰越し事業として補償金を4,700万円、沖縄振興公共投資交付金、8割補助のほうで実施しております。そこでは、まず物件移転補償を平成30年度に繰越し事業で3件実施しました。平成元年度の当該年度の事業で物件移転補償が2件、それと借家人補償を6件実施しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 参考までに令和2年度予算、幾ら計上でしたっけ、この物件費も含めて。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ちょっと令和2年度の予算書を……

(何事かいう者あり)

○建設部次長 持っておりました。当初予算で計上しているのが2億3,000万円計上しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 現時点では2億3,000万円の進捗率、物件補償もある程度済んでいるのですね、計画は。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今、地権者、権利者と交渉を進めて、成果としては、まだ契約に至っていない、今年度はですね、状況です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 中心市街地というか、普天間の中心地なので、なかなか長引いてしまうと、ただでさえ人けがないまちが、本当に明かりが見えないというのか、夜も非常に真っ暗で、どうにか早めに進めていってほしいと思うのですが、この事業の供用開始というか、後ろは何年でしたっけ、事業の完成予定年度は。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 事業計画最終年度が令和8年度……

(「あと6年」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** なかなかコロナも含めて予算が厳しい状況というのは十分理解できますけれども、まちを消さないためにも、明かりを消さないためにも早めの進捗を要望したいと思います。

すみません。私の公園の件、1件、尋ねていいですか。先ほど平安座委員さんや知念委員さんが問うていた、佐真下3号公園なのですけれども、これは駐車場がないのですけれども、児童公園、あるいは街区公園というのは、その面積の規定はあったと思うのですけれども、駐車場というのは設けないのですか。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** この特定区域内に限定した利用で、遠方から見込んでいない、徒歩圏内で来れる公園という位置づけなものですから、当然駐車場は設置しない公園になっております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 私は、沖縄だけは特別なかなと思って、車社会で、そこら辺さつきありましたが、防災対応ツールなども設置するわけでしょう。何かあったら、やはり車社会の沖縄、車で対応ということも十分に考えられるので、他府県とは全然違うので、環境が。私は、数台はあっていいのかなと思っているのです。ましてや、これはトイレが道沿いにあると、トイレの利用者というのは、タクシーの運転手さんがとても多いですよ。ちょっと止めてトイレを利用して、またさっと行く。だから、どうしても、これはその道沿いに多分数台の車が止まるという予想が立つのですけれども、そういうルールがあるというのだったら、私は沖縄ルールがなくてもいいのかなと思うので、ぜひこの観点も入れてほしいなと思います。

あと、遊具についてお尋ねしますが、これは見たら、滑り台とか、ブランコとか、うんていとかあるのですけれども、児童用の遊具を設置するというのは、はなから決めているのですか。例えば最近ユニバーサルデザイン遊具とか、あるいは高齢者向けの遊具ってあるではないですか。どんどん高齢化して少子化、子供が少子化になって、もちろん遊具があって子供たちには喜ばれるでしょうけれども、その大きな観点からユニバーサルデザイン遊具という観点があってもいいのかなと思うのですけれども、最初からこれは子供用の遊具を設置するという方向性だったのですか。

○**桃原朗 委員長** 市街地整備課長。

○**市街地整備課長** ちょっと公園事業として担当していたので、私のほうからちょっと話したいと思います。基本的に街区公園は防災の観点から徒歩圏での利用の考え方があります。車で来るという概念はありません。車で移動してくるのは、レクリエーション施設として近隣公園、もしくは地区公園というのは、直線距離で2キロとか、1.5キロの距離に街区公園の4つに対して1か所を近隣公園という面積条件がございます。そういった観点から基本的に設けていいとなっているのは近隣公園と地区公園になります。あくまでも街区公園は緊急の一時避難場所、全ての公園ではあるのですけれども、そういった観点から設置の考え方があります。

そこで、遊具とかというのは、ユニバーサルとかというのは、基本的には地区公園とか、レクリエーションができる施設に対して配置を計画します。今回の街区公園といいますのは、子供たちとか、幼児とかを前提とした形で、親御さんが連れてきて遊ばすという観点から滑り台、もしくは児童のスプリング遊具、鉄棒

というのが基本的、そういった3種類ぐらいのものが基本原則として配置します。そういった観点から、先ほど言ったアスレチックとか、いろいろなものに関しては、今現在は、いこいの市民パークに配置、もしくは嘉数高台等を含めた、そういった近隣地区での整備計画で一応やっている状況でございます。以上でございます。

（「完璧な答弁だったね。よく分かりました。ありがとうございます
いました」という者あり）

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○桃原功 委員 はい。

○桃原朗 委員長 40分まで休憩に入りたいと思います。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午後2時30分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後2時40分）

○桃原朗 委員長 続きまして、10款教育費及び2款総務費の一部について審査を行ってまいります。本件に対する質疑を許します。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 資料番号51ページと成果説明書の28ページ、教育委員会の点検・評価報告書の21ページなのですが、この51ページの資料、ありがとうございました。この職場体験、職業人講話、出前講座、マナー講座の1から34番まで企業があるのですが、この企業選定というのはどうやって行われたのか、聞かせてください。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 令和元年度協力企業・事業所・団体一覧とあるのですが、こちらのほうは産業政策課のほうで行っている地域キャリア教育事業ということで、職場体験とは違いまして、学校のほうから産学官協力の下、産業人の方が学校の中に入って職業人講話を行ったり、あとは体験学習、出前講座を行ったり、また職場体験に行く前のマナー講座などを実施するような内容になっておりまして、事業者の選定ということではなくて、希望する事業者のほうに確認したり、またこちらのほうから声かけしたり、そういったところで事業者を集めて行っています。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 分かりました。ありがとうございます。あと、子供たちが延べ3,685名の受講とあるのですが、成果説明書の中に、それぞれ小学校9校と中学校4校で、もっとたくさんの児童生徒がいると思うのですが、こういう人数の中身を教えてください。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 全校生徒を対象にしている事業ではなくて、主に4年生であったり、6年生であったり、そして中学生であれば1年生、2年生ということで、この事業の推進を行っています。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございました。あと、この事業内容と実績の中で児童生徒の就業意識の肯定的変化、94.9%とあるのですが、この94.9%というのは、どうやって数字を出しているのか、教えてい

ただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 地域キャリア教育事業の講座、キャリア教育プログラムを行う前に、まずアンケート調査を児童生徒に行っています。そして、この教育プログラム実施後にも、またどうだったかというようなアンケートを行っておりまして、その中で子供たちの意識の変化が94.9%ということで掲載しております。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** ありがとうございます。よく分かりました。あと、その下のほうに子供たちが抱える課題の共有、解決策の検討を行い、PDCAサイクルによって次年度の取組につなげるための協議を行ったとあるのですが、このPDCAサイクル、計画から改善までだと思うのですが、それは誰が行ったのか、教えていただけませんか。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** この地域キャリア教育事業を行うに当たって、地域の方、産学官、地域、PTA等ですね、そういった団体、組織との連携で協議会を発足しております。この協議会の中で、子供たちの課題であったり、今後のキャリアの内容であったりということを話し合っておりまして、その中でPDCAサイクルをしながらつなげたり努めております。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** このサイクルによって次年度の教育につなげていくため、次年度にどうやってつなげていくということが分かったのか、教えていただけますか。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 小学校、中学校で今キャリア教育が行われていますけれども、今後、高校生であったり、または小中学校が課題とする職場体験学習などの企業への橋渡しとか、そういった支援であったり、また事業者に対する子供たちの受入れ態勢の支援であったり、そういったものを次年度にPDCAサイクルをしております。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** ありがとうございます。小学校、中学校だけではなくて、高校までつなげていくという、今、課長がおっしゃったのですが、高校までつなげていくのにキャリアパスポート事業、評価報告書の中にあるのですが、それが令和2年度から各学校キャリアパスポートの導入、活用が始まると、この中に書かれているのですが、キャリアパスポートの導入はもう始まったのかどうか、教育委員会からお願いします。

○**桃原朗 委員長** 指導課長。

○**指導課長** お答えいたします。本年度から県教育委員会の方針として、全県でキャリアパスポートをスタートしていこうということで、本市においても本年度スタートしてございます。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** これはとてもすばらしい事業だと思うのですが、これは文科省、今年度から、4月から進めている事業でしょうか。

○**桃原朗 委員長** 指導課長。

○指導課長 昨年度から県のほうで方向性が示されまして、昨年度末に本市においても県の方針を受けて、市の方針を決定しまして、コロナがなければ4月スタートということだったのですが、本年度からのスタートということになっております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 現時点ではスタート、まだコロナの影響でできていないということですか。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 このほうではスタートしてございます。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 これは小学校1年生から中学校3年生までつなげていって、そこからまた高校まで自己評価を繰り返しながら、保護者、教員からアドバイスを受けて、その後につなげていく事業だと思うのですけれども、これをやるに当たって教職員の指導、どうやってやるか、1年生に対してはこうやっていく、4年生に対してはこうやっていくとかあると思うのですけれども、これは全教職員が、その指導のやり方ということを学んでスタートしているのかどうか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 サポートスタートに当たりまして、県からの資料、それから本市の資料を各学校に提供してございます。校長会等で全職員で共有するようというところで、共通理解を図って、各学校において校内研修等でよく理解の下、スタートしております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 とてもいい事業だと思うのですけれども、これは教職員の振り返りとか、1年後、スタートとして来年3月に教職員もこうやっていこうとか、反省点とか、そういったものをやっていくのかどうか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 今年度スタートの事業でございますので、ある意味手探りで始まった部分もございます。よりいい形で進められていくように我々のほうも検討してまいりたいというふうに思います。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。これは日本全国同じように今年度4月からスタートしているのか、それとも県内でもばらばらなのか、この辺分かれば教えていただきたい。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 これはあくまでも本県の取組でございます。ちょっと今、どの県だったか失念しているのですが、先進的な県で、いい取組をしているということを基に本県が取り入れているような状況でございます。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 では、41市町村同時にスタートしているのですか。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 本県全市町村一斉にスタートしているものと考えております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 大変すばらしい事業だと思っていますので、ぜひいい事業にしていきたいと思います。

以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 資料をいただいていますので、7番、図書館管理運営費のところで、ブックスタートの予算の資料をいただきたいということで、番号7番、資料を頂きました。スタッフへの謝礼金85人分、ブックスタート配備本5種類937冊、それからブックスタートの関連アドバイスブックレット900部、ブックスタートスタッフの保険料が記載されております。いつからスタートして、そしてこの図書館の経常経費として予算、位置づけられたのができたのか、この区切りですね、スタートの時期と、これを御説明いただきたいと思います。

たしか記憶では、私これで9回目ぐらい一般質問をやって、提案をして、ようやく実現をした事業なのですけれども、当初は単費での事業だったものですから、たしか平成17年あたりの健診からスタートしたと記憶をしております。安里猛副市長がスタートの挨拶をしていたのが記憶にありますけれども、恐らく10数年経過して、一時期単費での補助金がない事業は行革で切り捨ててしましましょうという動きがありました。一般質問で、これも取り上げて残した事業なのですけれども、それでちょっと思い入れがあって資料もいただきまして、質疑をさせていただいているのですけれども、この令和2年度の宜野湾市の教育、これと今の資料が98ページにあるのですけれども、937冊という絵本の数も記載しておりますので、それでお聞きをしたいのは、スタートの3か月が99.6%で、健診に来た親御さん、ほとんど受けて、子供たちも含めてブックスタート、参加をして帰られているということであります。一時期はアンケート等の内容も読ませていただきましたけれども、ほとんどみんなお兄ちゃんとか、お姉ちゃんとかも経験をしてありがとうございました、こういう内容でございます。

それで、そこに関わるスタッフ、こういう方々の養成とか、それからまた、この人たちの要するにスキルアップというのですか、レベルアップというのですか、それからまた励みになるような、そういう例えば絵本の作家を呼んで、みんなで勉強会をやったりとかというのが、県の主催でも、たしか前に農協のジュビランスであったことも記憶しているのですけれども、そういうのもやはり図書館としてされていらっしゃるのか、そういう確認を最初にやりたいと思っております。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** これまでブックスタート事業については、図書館の中で定期的にボランティア活動というのが約30ぐらいいらっしゃいますけれども、その中でブックスタート事業についての研修等は独自で行っております。県の研修会を活用して行った実績があるかどうかというのは把握しておりません。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** この宜野湾市の教育の中にもありますけれども、絵本の啓発を行うことによって読書への動機づけを図り、赤ちゃんと保護者が生涯学習の素地を創出する機会とするということで、実際に受けている保護者、お父さん、お母さんとか、子供たちも実際に赤ちゃんだから反応ないのではないかなと思っていましたけれども、あるのですよね。やはり親が読み聞かせをしていくのと、そうでない場合とは違うのだということも、たしかこれはイギリスから始まった運動なのですけれども、それでちょっと資料を面倒ですけれども、お願いしたいというのは、当初那覇市がスタートしているのを、こちらは研修を受けてスタートしていくという、そういうことを見習ってやり始めたと思うのですけれども、県内でどのぐらいのブックス

タート事業が継続をされているのか。恐らく予算が、補助事業ではないので、切り捨てられたり、やっていなかったりするようなところが、浦添市もその類いだったような話を聞いているのですけれども、当初はありましたけれども、やはり単費でやるのは厳しいということで、縮小していったりとか、取りやめになったところもあるというふうに聞いているのですけれども、そこら辺の、後で結構ですので、県内どこがやっていてという、そういう資料もしあればしたら、情報として資料を頂けませんでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 確認いたしまして、県内の状況を資料を提出してまいります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** それから、こちに配布している5種類の本とかもあるのですけれども、当初スタートの頃の本とは全く絵本は違っている、それは違っていると思いますし、お兄ちゃん、お姉ちゃんが持っているものと同じものをもらうよりは変化したほうがいいので、作家によって、また絵本を生み出しているというふうに理解をしておりますので、そこら辺随分絵本も変わってきている内容ということが、この宜野湾市の教育の中から読み取れますので、そこはまたスタッフも含めて、恐らく始めて経験する親子もいらっしゃいますし、お兄ちゃん、お姉ちゃんを連れて、また来ている親御さんもいるというような情報も聞いておりますので、ぜひ宜野湾市では、これを継続していただきたいなということをお願いしておきます。資料のほうを後でまたよろしくお願ひしたいと思います。これについては、これでとどめておきたいと思います。

あともう一つ、資料をお願いしました、20番目のコミュニティ・スクールの導入推進事業ということで、これは246ページですか、ありますね。11番目のコミュニティ・スクールということで、こちらも一般質問で取り上げ、当初は導入は難しいというような答弁がありましたけれども、最初のはごろも小学校と宜野湾中学校のスタートで、今現在11校ですか、13校中11校の導入ということで、残り2校も今年度中で導入予定と資料にはございますけれども、各小学校、中学校の、これまで行っている資料もいただきました。

1つだけ確認をさせていただきたいことは、コミュニティ・スクールは、どちらかという、地域と連携を図っていく、これまでにない、そういう強化の仕方、取組の仕方というのが、私はポイントではないのかなというふうに思っております。おじいちゃん、おばあちゃんも含めて、それからまた地域の行事にも関わっていくという、そういうことも、全国的には、そういう行事参加型とか、それからまた勉強が、学習意欲を持たすために、要するに何か父兄とか、地域の方も入って、マル・バツをつけていくような、そういう点数をつけていくような、そういう取組をやっているようなところもありますし、運動会みたいなところで運営を小学生、中学生と一緒に関わっていくという、そういうことであるとか、様々あるのですけれども、私がちょっと確認をして、そういうポイントで取り組んでいただきたいというのは、地域との連携をいかに図っていくか、地域の力を、コミュニティーをどれだけ生かしていくかというコミュニティ・スクールであってもいいのではないかなというふうなことから、全国には様々な形態があるわけですが、教育委員会が主導してやるようなことは、私は決して好ましいものではないと思いますけれども、特にコミュニティ・スクールを宜野湾市として取り組んでいって、効果とか、成果を出していくためには、やはり地域の方々の自治会とか、それから老人クラブの方々とか、婦人会とか、様々そういう役割を担っていただけるような、そういう団体があると思いますので、そことの連携の仕方とか、どこか教育委員会で、そういうやはり情報を発信するような、そういう事務局的なものがあってもいいのかなと。

各校に任せるのはもちろん、自主的にレベルは学校によって決まってくると思いますので、そこはいいとしても、そういう地域との連携という部分の、やはり力を借りていく、それからまた活用していくとかという、そういう観点からの、教育委員会で、そういう指導ができればありがたいなというふうなことを私自身は考えているのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** このコミュニティ・スクールにつきましては、中学校の4中学校区において、年度、年度で立ち上げていくというところで、今年度で13校立ち上げるという予定であります。やはり今年度始まったところもあれば、もう既にモデル校としても、2年前にやはり立ち上げているというところがあって、やはりちょっとその辺のところについては、ちょっともう既に行っているところも、若干のやはり差が出ているのかなというふうなところもあると認識しているのですが、やはり今年度立ち上げたところについては、昨年度もそうですけれども、今後尻すぼみのような形にならないように、いろいろイベント等の周知をしながら計画的に長く継続できるような形で構築してまいりたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** よろしくお願いをしたいと思います。それと、コミュニティ・スクールの学校運営協議会というのは、各学校が手を挙げてスタートしていくということになるので、取組方についても全て校長が中心になって活動はしていくものだというふうに思っているのですけれども、年に1回とか、半年に1回とか、そういう協議体ですので、そういう会議みたいなものは、もうスタートしていったところは定期的に開かれているという認識でよろしいでしょうか。こういうことが、ちょっと分からないものですから、そこを少し確認したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 昨年度スタートしたところは、少なくとも2回以上は行っているということでございます。

(「以上です」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 成果説明書のほうから文化財に関する件でお尋ねしたいと思います。成果説明書の58ページ辺りから出てくるのですよ。58ページは10款5項3目文化財保存整備事業とか、あと次の59ページで、文化財説明板・標識設置事業、隣の10款5項3目西普天間住宅地区埋蔵文化財緊急発掘調査事業、これは予算も非常に太くて、1億1,300万円、取りあえずこの西普天間住宅地区埋蔵文化財、これは事業期間は平成27年から令和7年度までとあるのですけれども、今、令和2年であと5年もあるのですけれども、あそこ文化財の発掘調査というのは済んでいるのではないですか。まだ5年も必要なのですか。令和元年度の事業内容を説明いただけますか。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 西普天間住宅地区埋蔵文化財緊急発掘調査事業ということで、平成27年3月に開始した事業ですけれども、この埋蔵文化財の調査と、あと報告書の取りまとめがございます。令和元年については、普天間旧道跡、安仁屋新城イシジャー流域古墳群、友名ヤマガーバル古墳群といった3つの遺跡の緊急発掘調査を実施しております。

(「聞こえにくくてごめんなさい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** ボリュームをちょっと上げてください。

○**教育部次長** 令和元年度については、3遺跡の緊急発掘調査事業を行っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 3か所のということですか。それはどこ、もうちょっと詳しくお願いできますか。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 普天間旧道跡、もう一つは安仁屋新城イシジャー流域古墳群、3つ目が喜友名ヤマガーバル古墳群の3つの遺跡でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 全く素人なので、分からないので、お聞きするのですけれども、歴史的な価値では、3つの遺構というのは、皆さんの評価はどのようにされているのですか。

○**桃原朗 委員長** 文化課長。

○**文化課長** 今回のこの3つの遺跡ですね、先ほど教育部次長からありました場所ですけれども、このうち2か所については、古いお墓ですね、喜友名ヤマガーバルについては2基の古いお墓です。そして、安仁屋新城イシジャー流域古墳群については、14基の古いお墓を発掘調査しております。もう1か所については普天間旧道跡ですね、こちらは平成28年、平成29年度、各調査はやっていますが、その一部についての発掘調査をしております。文化財的価値については、それほど古い遺跡等が残っていないので、記録保存という形で調査のほうを終えています。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 何基もお墓はできているみたいですが、実際キャンプ瑞慶覧等には、普天間基地内であれば、シーミーのときに申出をして、お墓参りできますけれども、ここはハウジングだったので、お墓参りという部分では、多分当時かなわなかったのだろうと思いますけれども、こうやって墓が出てきたら、どんな対応、対処をしていくのですか。結局主は見つからないの。

○**桃原朗 委員長** 文化課長。

○**文化課長** 今回発掘した場所については、もう既に骨となくて、骨つぼのかけらのみですので、こちらは文化課のほうで保存して、記録保存ですね、それで行っております。仮に中身があった場合は、持ち主があるかどうかというのは、担当課で官報によって持ち主があるかどうか、1年間告知します。もし所有者がいれば、その方にお返ししますし、所有者が出なかった場合は、無縁仏として埋葬する、焼却する処分となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。引き続き令和7年まで、これは調査されるということですから、そのまま持っていきたいと思います。

次のページもありまして、60ページの西普天間住宅地区跡地利用推進事業、これは文化財調査とあるので、すけれども、これと先ほどの発掘調査事業の違いって何ですか。この60ページのやつは、委託料でも3,300万円太いですよ。

○**桃原朗 委員長** 文化課長。

○**文化課長** こちらの事業の、まず概要としましては、本事業については、文化財の専門的な知識を有する

有識者、また地権者代表による検討委員会を開催して、その意見を踏まえながら跡地利用計画と整合を図りつつ、これまでの調査結果、歴史の道を軸とした保存整備ですね、調査した後の保存整備及び文化財活用等の内容を検討していく保存整備基本計画を策定するものでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 保存をしていこうというふうに方向性的に決まった場合は、どういう対応をしているのですか。1か所にまとめて、この市民会館の隣にプレハブ等がありますよね。あるいは博物館もありますけれども、保存をされていくのですか。

○桃原朗 委員長 文化課長。

○文化課長 基本的には、こちらは本事業は西普天間の西側の公園、斜面緑地内に保存予定は文化財、そのうち喜友名地区部分の歴史の道ですね、現存する場所の文化財を、できれば国指定に向けて調査などを行いながら整備する計画でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。次に、右隣の市道11号の埋蔵文化財の発掘調査業務、これも総額2,100万円、ここは以前に立派な井戸も出てきましたよね。ここの発掘事業調査の事業内容を説明いただけますか。特に何も出てきていなければ何も出てきていないでいいのですけれども。

○桃原朗 委員長 文化課長。

○文化課長 この市道宜野湾11号ですね、整備予定地における埋蔵文化財緊急発掘調査を平成30年度から行っておりまして、必要な調査箇所が5か所ございまして、そのうちの4か所については、平成30年度に執り行いました。残り1か所については、令和元年度に行いまして、そこには古墓群に所在する古いお墓1基の現地調査を行っております。特にこちらのほうも残すような古いお墓ではなくて、記録保存のみで調査を終えております。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 普天間基地にしてもキャンプ瑞慶覧にしても戦後すぐ強制的に接收された場所なので、発掘調査の意義というのは大変私はあると思うので、しっかり頑張っていただきたいなと思っています。

次のページ、今、佐真下ゲートが、あのでっかい岩を掘削、砕いて、もう道がある程度見えてきました。いびつなカーブだったものが、岩を取り除いて、緩やかなアール部分として、ゲートの道が優先ではなくて、宜野湾11号が優先のように今造り替えられているのですけれども、あのことを指しているのですか、佐真下ゲート前整備に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査事業とあるのですけれども、その報告をお願いできますか。

○桃原朗 委員長 文化課長。

○文化課長 この佐真下ゲート前整備に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査事業につきましては、桃原功委員おっしゃるとおり佐真下ゲート前現在整備中の場所になっております。こちらのほうを昨年度、令和元年度に6月補正を組みまして、失礼しました。令和元年11月から12月末にかけて発掘調査のほうを終えております。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 岩だったのですか、大きな。

○桃原朗 委員長 文化課長。

○文化課長 今の質疑については、文化財調査を実施したところ、近代の、明治以降の、戦前までの沖縄産陶器なども見つっておりますが、その場所については、宜野湾並松街道跡に沿って所在する琉球石灰岩の丘陵を通行可能とするための人的に切土した通路の跡になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。そのことを受けて、今度59ページの文化財説明板標識設置事業ですけれども、この事業の報告をお願いできますか。例えばどこどこ新たに説明板を設置したとか、があったのか。金額的には、それほど多くないのですけれども。

○桃原朗 委員長 文化課長。

○文化課長 令和元年度におきましては、真志喜区の地域文化財案内板を、その地域に設置しております。それと、あわせて歴史文化遺産マップ、1,000部ほど配布しております。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。まだ新城展、博物館でやっていますよね。ぜひ機会をつくって行きますので、ありがとうございます。

今度は、ちょっと学校給食についてお尋ねします。決算書の301ページ、学校給食の質なのですけれども、301ページの説明備考欄の06番で宜野湾給食センター民間委託事業が5,800万円、17番が大山学校給食センター2,600万円、はごろも学校給食センターのことでしょうね、これは新設学校給食センター1億4,500万円ということなののですけれども、新設学校給食センター民間委託事業というのは、要は、これまで普天間学校給食センターであったものがはごろもに全て吸収、統合されてしまうのだということですよね。それで1億4,000万円という非常に大きな金額になっているのですけれども、はごろもができたために多分に普天間小とか、普天間中への配送というのは、冷めてしまう、温かくないというのが予想されるのですけれども、この辺児童の声とか、保護者の声というのはどうなのでしょう。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 民間委託に替わる前ですね。

(「はい」という者あり)

○学校給食センター所長 若干の、10分、15分の時間の差がありまして、ちょっとですけれども、冷めていると思いますけれども、冷めないような形で配送を行っておりますので、現在も温かいということで、お話は伺っております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 だって10分の差があるわけでしょう。特別な保温器みたいなものを使っているの、冷めないということは。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 食缶がありまして、食缶を入れるコンテナが新しくなりまして、保温効果はあるということで、御理解いただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 特に児童の声とか、保護者の声からは、冷めておいしくないとか、そういう声は特にないのですか。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 特にございません。

(「ないなら、それ以上突っ込めないので、終わります。頑張ってください」という者あり)

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 学校給食センターについて僕も質疑させてください。成果説明書のまず64ページからなのですけれども、10款6項3目、こちらの学校給食センター整備事業、こちら牛乳保冷库整備事業、こちら牛乳保冷库購入とあるのですけれども、こちらのちょっと説明をお願いします。大山学校給食センターです。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 学校給食センター設備整備事業ですね。

(「はい」という者あり)

○学校給食センター所長 これは備品購入になっていまして、冷蔵庫の購入であります。学校給食センター内で使うですね。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 ですから、この牛乳保冷库を購入したというのは分かるのですけれども、老朽化してもたないからとか、そういった理由なのか。もともとなかったのか、その辺ちょっと。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 取り替え時期になりましたので、備品を購入しております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 これは事業期間が平成26年度からということなのですから、はごろも学校給食センターに関しては新設なので、そんなに備品購入というのはないのかなと思うのですけれども、基本的にこれまでも大山学校給食センターで行ってきたのか。今年度、令和2年度以降から大山学校給食センターの部分で取り替えの予定があるのか、その辺聞かせてください。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 これは各センター全体の整備事業の計画ということで、平成30年度宜野湾学校給食センターがプレハブユニットという形で、年次的に機械の整備、取り替えをしていきたいということで計画しております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 なぜ大山学校給食センターの備品を質疑するかといいますと、皆さんのほうで、大山学校給食センター、はごろも学校給食センターと統合するような、そういった計画がありますよね。65ページを見ますと、この契約期間を見ましても、平成29年4月1日から令和3年3月31日までということで、令和4年度に統合するような計画もあると思うのですよ、この行政改革の観点から。そういった中の備品購入してって、この備品、なぜ購入していくのかという、ちょっと疑問がありまして、リースとか、そういった方法はなかったのかなとか、そういったのもちょっと考えたものですから、その辺の見解を教えていただけませんか。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○**学校給食センター所長** 御提言ありがとうございます。今までリースということ考えたことがなかったものですから、統合については、まだ検討中だということでございます。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 統合につきましては、いろいろ地域の意見とか、そういったものもありまして、それを進めているというわけではないのですが、その辺はちゃんと学校側とか、PTAの皆さんの意見も聞きながらしっかりやっていただきたいと思います。

あと、大山学校給食センターに関しましては、皆さんにも資料の提供をしたのですが、学校とかの、委託されている皆さんのですね、食育に関する様々な事業等も行っていますので、その辺も積極的に今後参考にしてもらって、その辺はやっていただきたいなというふうに思っています。

すみません。ちょっと細かいことなのですが、この要望の64ページと65ページの基本施策というのですか、そちら64ページには地域に開かれた学校づくりということで、備品購入の部分があるのですが、僕は、この学校給食センターの業務委託に関しても、そういった文言がいいのかなというふうに思います。というのも、先ほど言いました学校と給食センターの関わりとか、実際そういった取組を今しているものですから、その辺もぜひやっていただけたらと思います。

先ほど桃原功委員からも、この給食の温かさの話とかもありましたら、そういったものを委託を受ける業者の皆さんに理解してもらうためにも、これを見ると効果的、効率的な行財政運営の推進、それに特化した何か取組になっていかないか心配がありますので、御見解をお伺いできますか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 基本施策等については、実施計画に基づいているものの、いろいろな基本施策とか、ちょっとその兼ね合いもあるものですから、実際にどういう形に、中に入れていくのかということもまた調整していきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** ちょっと先ほど桃原功委員も言ったのですが、301ページなのですが、決算書、こちらでは、それは新設学校給食センターということで、こちらのほうでは、また一方では、はごろも学校給食センター調理業務委託と書いてある、これはなぜ言い方は違って明記されていくのか。新設学校給食センターは、いつまでこれは新設学校給食センターにしていくのか、この辺ちょっと教えてください。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 確かに成果説明書のところでははごろも学校給食センターということで表記しております。確かににはごろも学校給食センターでございますので、次年度以降の決算書、そしてまた予算書等については表記については一応調整していきたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** やはり正式には、はごろも学校給食センターという名称がありますので、そちらの名称で統一したらどうかなと思いますので、よろしくお願いします。

あと1点、ちょっと勉強不足で分からないものですから、教えてほしいのですが、301ページ、06のほうで宜野湾学校給食センター調理業務等民間委託事業の中で、301ページ、06、ありますよね。名称は07、08も一緒なのですが、これは成果説明書で今載っていないのは何か理由があるのか、教えていただけ

ますか。

○**桃原朗 委員長** 学校給食センター所長。

○**学校給食センター所長** 宜野湾学校給食センターについては、政策事業での事業立てをしていないものですから、ここには明記されていないということになります。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 成果説明書の50ページの学校敷地保全対策事業について質疑をしたいと思います。資料、ありがとうございました。この資料から質疑をさせてください。整備の延長、総延長が3,198メートルのうち743メートルが完了しているということで、平成30年度から2か年にしては、そんなに進んでいないのかという感じがしますが、令和2年度、令和3年度の予定、これは順調に進んでいるということで理解していいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 施設課長。

○**施設課長** 2年間で743というのは、もともとの大阪の事故があつてですけれども、まず補助の中身が少し少ないとか、現状のブロック塀のことがあつて、なかなか整備が進まないところがございました。補助を使うという形で、令和3年度、4年度やっていくと。今回令和2年度の300メートルについては、学校との調整をしながら、工事の期間等、来年に向けて進めているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 令和2年度まで進めていると、今年度ですね、それと気になっているのが、多くが民地境界に接しているため、調整を要すると。半分以上が、そういうことで、令和6年度以降の工事になるのかなと思っているのですが、これはその道側の地主とも調整をしているということで、理解していいですか。これからなのですか。

○**桃原朗 委員長** 施設課長。

○**施設課長** 補助の最初の中身は、学校敷地内という形がありましたので、測量はまだしていないのですが、どれぐらいが学校敷地で民有地なのか、実際に誰が建てたのか調べていたのですが、なかなか古くて、学校が先なのか、民間の人が先なのかというのは、ブロック塀は提出義務がないので、誰が建てられたかというのをまず調べると。あとは、ちょっと大まかな図面で、重ね図、現況と地積を重ねたら、ある程度、先ほど備考の欄に書いてあるところです。そこら辺については、今でき次第というのですか、平成30年度と令和元年度については、学校の通学路とか、そこをメインにしていたので、今、委員のおっしゃるとおり地権者は、これからの交渉になっていきます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** これらの補助に関しては、民有地部分に入った分に関しては補助対象では今もないということなのですか。

○**桃原朗 委員長** 施設課長。

○**施設課長** 平成30年度で補助は学校敷地内がメインになりますよということでしたので、その境界が、ちょっと微妙なところは外したのがあります。設計とかしながら調査していくと、民有地とか、境目というの

ですか、微妙なラインが見えてきましたので、よく調査しながら工事を進めていきたいと考えています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この民地側と接している長さというのは、この令和6年度以降1,227メートルの部分だということで、理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 これは全てがそうではないのですが、大体の年度当初遅れているやつはそうという形で理解していただければいいと思います。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これは学校側の敷地と隣接してる部分のブロックですよ。その民地側と隣接している、そのブロックの箇所、あるいはそのブロックですね、本当に危険という状態もありますか。民地側と接しているブロック塀ですね、あれは危険だよという部分はありますか、それも調査していますか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 危険度は判定しております。今回、先にやったのが通学路とか、子供が行くところを、まず先にしましょうということと、今危険な箇所も確かにありますけれども、これは学校とも調整して、ここには近づかないようにという指導もしながら今工事を進めていきたいと考えています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 調査をして危険な場所があるということがあったら、そういったところも優先にしないと駄目ではないかなと思うのです。そんなに危険ではないけれども、そこから優先するというよりは全体を見て危険な場所から、これは民有地と接していても、やはり危険であるというところから優先したほうがいいのではないかなと思うのだけれども、どうですか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 危険な場所からという形で、大阪の事故があったのは、通学路で大きいブロック塀が壊れてということがあったので、まずはこの危険というのは、ここ年数が結構古いものですから、ある程度全て危険は危険という形で認識はしております。その中でも、まずは通学路、児童に影響を与えるのは通学路という形で考えています。うちとしても、なるべく令和元年度以降は危険な箇所からという形で、整備予定はできていますので、そのように進めてまいりたいと考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 予定表に令和2年から令和6年度以降とありますが、令和2年度から令和5年度までの予定というのは、これはなぜ令和2年度で全部終わるのか。あるいは2か年で全部終わりとしないで、4か年に分けてやってあるのですが、これは予算の関係なのですか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 元年度から全て単費なものですから、予算を調整しながらという形で進めていきたいと思っています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 やはりこの保全対策事業が始まったのもあいう事故からですから、それを受けて、これからの対策事業、できるだけ早めにできるよう進めていただきたいと思います。

もう一つ、すみません。お願いします。51ページの小学校用地買収事業、資料、ありがとうございました。今年度、国有地に関しては、全て令和2年度でですか、それとも令和元年度で終わったということで、理解していいですか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 令和元年度、長田小学校で終了しております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、国有地に関しては、もう全て買収完了ということで、理解しておきたいと思います。あと、民有地が残っているということで、普天間第二小学校、はごろも小学校、宜野湾小学校、この3校が残っているということで理解していいのですか。その中にちょっと急だったのですけれども、説明していただきたいのですけれども、はごろも小学校、宜野湾小学校、現在賃借中、供託予定というふうに括弧書きされていますけれども、この御説明いただけませんか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 今回平良眞一委員から要求のありました資料の中では、はごろも小学校については3筆ございます。これも相続人が、まだはっきりしていなくて、ここ2～3年は供託してということなので、今年度もはっきりしないということなので、本年度も供託予定という形で書かせてもらっています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 はごろも小学校、面積は結構ありますよね。これも全然前に進めていないということで、理解していいですか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 相続人は、一応聞いた話ですけれども、争っているという話もありましたので、その辺がまだ確定できていないという形で、今確定するためにやっているという状況なので、相続が確定していないので、今年もまだ確定できていないということで、供託予定と書かせてもらっています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 はごろも小学校を建設するときには、その名義人はちゃんと生存だったのですか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 それも今この3筆をそのまま前から借地契約していましたので、その後亡くなって、相続人がまだ確定できていないというのが長く続いていまして、現在に至っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。普天間小学校に関しては、どういう状況なのですか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 普天間小学校については、1筆で、所有者も1人です。毎年というのですか、今年もそうだったのですけれども、借地契約を結ぶときに意思はございますかと確認させてもらっています。所有の件というのは、財産を整理したいということで、それが終わり次第考えるということなので、うちも随時確認をしながら、この買収の時期をただいま検討しているところでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。交渉を頑張っていただきたいと思います。あと1つ、成果説明書の53ペー

ジの志真志小学校屋外教育環境整備事業、これの進捗を御説明お願いできますか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 成果説明書53ページの志真志小学校屋外環境整備事業ですけれども、本体工事が遅れたために繰越しの状況で、校舎側というのですか、ああいうのが元年度で終わりました、のグラウンド側整備をですね、今年度発注をしまして、今、整備を進めているところです。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今年度でこの事業は完了するということで、理解していいですか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 そうですね。今年度整備予定としてグラウンドが工事車両が使える部分が、砂利が敷かれている部分がありましたので、グラウンドの整備ということと、今、グラウンドに行く道、門がないという状況がございますので、そこを通っていくところに道がありましたけれども、その整備をするという形をあれしながら、環境整備については今年度で終了したいと考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 志真志小学校も2～3年ぐらいグラウンドを使えなくて、他の小学校を活用して運動会をやっていたのですが、今年は、このグラウンドを運動会に使えるのか。もし使えるのであれば、その後からの整備になるのか、御答弁をお願いします。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 学校側とも調整してもらって、運動会をするスペースとしては、少し調整しながら、今運動会のスペースの、凸凹等がありますので、整地しながら運動会に対応する形で、本格的な工事については、運動会終了後、先ほど言った、門の工事とかを進めていく予定です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 運動会終了後、この整備をやっていくということですが、この環境整備をやっている、運動会終了後の、整備をやっている時間帯は、運動場は使えるのですか。工事のためにどうなのですか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 学校とも体育の授業に支障がない形で進めていく予定です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ぜひ運動会もコロナ禍の中でやるのかなと思うのですが、ちゃんできるように努力をしていただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかにあと何名いらっしゃいますか。

(「2人」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、上里広幸委員。

○上里広幸 委員 学校施設費でお伺いしたいと思います。決算書の247ページ、10款1項5目の備考欄の03、公共施設維持修繕事業なのですが、主な内容をお伺いします。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 令和元年度の公共施設維持修繕事業としまして、工事として118件、修繕事業として主に46件、事業として実施しております。

- 桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- 上里広幸 委員 その中でトイレを洋式化していると思うのですが、その件数について伺います。
- 桃原朗 委員長 施設課長。
- 施設課長 トイレの件については、7件です。
- 桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- 上里広幸 委員 この7件というのは、全て小学校ですか、中学校もありますか。
- 桃原朗 委員長 施設課長。
- 施設課長 令和元年度については、全て小学校であります。
- 桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- 上里広幸 委員 これはどちらの小学校か教えていただけますか。
- 桃原朗 委員長 施設管理課長。
- 施設管理課長 長田小学校、大山小学校です。
- 桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- 上里広幸 委員 これは議会でも問題させてもらったことがあるのですが、この選定基準というのですか、この洋式化問題、各学校の皆さんは待っていると思うのですが、なぜ長田小学校と大山小学校が平成30年度実施したのか、伺います。
- 桃原朗 委員長 施設課長。
- 施設課長 令和元年度から5年間かけて、各学校全て90%洋式化するという形で進めさせてもらっています。その中で洋式化が低い学校といえますか、そこからまずはということで、長田小学校、大山小学校を令和元年度に整備させていただきました。
- 桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- 上里広幸 委員 5年かけて90%、毎年伸びてきてはいるのですが、平成31年度に予定というのは何件になっているか分かりますか。
- (何事かいう者あり)
- 上里広幸 委員 すみません。令和2年度です。
- 桃原朗 委員長 施設課長。
- 施設課長 宜野湾小学校を今年度整備しました。
- 桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- 上里広幸 委員 この事業は、子供たちも保護者の皆さんも大勢待っている事業ですので、またぜひ取り組んでいただきたいと思います。以上です。
- 桃原朗 委員長 桃原功委員。
- 桃原功 委員 成果説明書の64ページの小学校給食費助成事業、これは松川市長が公約で打ち出した小学校の給食助成事業ですか。
- 桃原朗 委員長 学校給食センター所長。
- 学校給食センター所長 小学校給食費助成事業については半額助成を行っているところでございます。
- 桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 市長の公約ですよ。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 公約かどうか、すみません。ちょっと確認はしておりませんが……

(何事かいう者あり)

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 平成25年から成果説明書の64ページに入ってますけれども、小学校給食費助成については、その当時の政権からの公約としてやっているものでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 公約なのです、佐喜真市政からの。継続して松川市政も。佐喜真市政のときには、全額無償化というのを目指していたと思うのですけれども、まだかなっていませんけれども、就任して2年経過して、あと2年ありますけれども、市長が唱える公約の全額無償化という方向性は何か見えているのですか。それとも今そういった協議はなくて、そのまま半額助成をやり続けていく予定なのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 佐喜真市政から今の形へなりまして、そのまま引き続き半額助成を行っているところでございますけれども、当然全額というところで、目指して公約としてやっているのですが、まだ昨今の財政状況から見て、この間の……

(何事かいう者あり)

○企画部次長 よろしいですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 実は9月30日付沖縄タイムスの記事に就任2年を迎えての松川市長のコメントが載っている中で、公約としては当然全額を目指しているのですけれども、半額は維持したいというようなコメントの記載はあります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員、ちょっと時間延長しましょうね。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時51分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時51分)

○桃原朗 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。桃原功委員。

○桃原功 委員 新聞に載ってましたよね、私も見ました。今、半額助成とおっしゃっていましたが、定額金額というのは幾らぐらいですか。小学校は幾らで、中学生は幾らですか、定額は。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 小学校、月額4,300円ですね。

(「中学生は」という者あり)

○学校給食センター所長 中学生は月額4,900円になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そのうちの小学生のみ2,150円助成しているということですね。当時中学生も助成していなかったですか、小中学生、公約、佐喜真市政のとき。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 小学校のみという記憶ですけれども、中学校を公約に入れたかどうかというのは確認したいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今、小学生は半額助成ということですが、主な歳出項目に職員手当等が44万7,000円、賃金が471万6,880円、需用費が8万5,000円、負担がほとんどなのですが、この公約で半額助成しますよといって、毎年こうやって賃金が生じるというのはどういう仕組みになっているのですか。それは事務員が必要ということなのですか、毎年。それに係る職員が必要ということなのですか。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 平成31年、令和元年度については、賃金職員3名配置しております。主に助成事業、各学校からのデータを集めて、この方は交付するとかというのを学校ごとにやっているものですから、どうしても事務職員が必要だということです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 公約で半額に絶対しましょうといった場合、生徒数は決まっているわけでしょう、どの学校も。学年も決まっているわけですね。それで3名の事務員が必要というのが、よくまだ理解できないのですけれども、もう少し詳しく答えていただけませんか。機械化できないの、これは。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 これについては、給食費については、システムはございません、今のところ。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、4,300円のうち2,150円は袋に入れて、振込か。

(「振込になります」という者あり)

○桃原功 委員 振込方式だったら事務員は要らないのではないの。事務員は必要なの、3名。これは事務員3名の役割が分からないので、教えてくださいということなのですよ。振込だったら要らないのではないの。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 振込が主なのですが、毎月振り込む方もいらして、半券を回収して、これを知らせるのがあるのです。

(「何半券って」という者あり)

○学校給食センター所長 実際に振り込むのは親が振り込むのです。生徒が分からない、クラスが分からないとか、学校が分からないとか、それを調べたりして、業務量が多いということです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この職員手当と賃金の、いわゆる500万円余をシステム化、機械化できれば、そんなに必要ないのではないかなと思うのですけれども、もっと給食費の助成に回せるのではないのかななんて思ったり

もするのですけれども、その辺について検討したことがありますか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 システム、今エクセルで管理していただいているのですけれども、システム構築に係る費用として教育委員会から要望があり、私のほうでもお話ししているのですけれども、やはりシステム費用、かなりかかるということもあることから、財政の状況を見ながら、これについては今後協議していきたいというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 すみません。今年度、令和2年度については、事務職員3名から2名の体制になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、佐喜眞さんから含めて令和6年度まで続いているから、スキルアップして、これがある程度分かってきて、3名から2名に削減できたということなのですか、削減した理由は。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 先ほどちょっと言葉があれですけれども、3名から2名にしたのは、企画部のほうでさせてもらっています。やってきて、効率的にできないか、一番は財政的な理由で、教育委員会のほうには御苦勞をかけている状況なのですけれども、削減をさせていただいた状況でございます。

（「行革なのだ」という者あり）

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 行革の、総務部のほうということよりも、財政的に削減をさせていただいたということです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 給食を行革すると、おいしくなくなると思うので、給食だけは本当にここに書いてあるではないですか。公にできることはあってあるではないですか。しっかり子供たちの食を第一において取り組んでください。以上。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ちょっと補足ですすみません。給食の行革はしているつもりはないのですが、この場合は、この事務に関わる部分について、少し教育委員会にはご苦勞願っているのですけれども、財政面等で、この計算等大変だということは承知しているのですが、査定をさせていただいたということでございます。

（「民間委託は、そもそも行革なのだよ」という者あり）

○桃原朗 委員長 以上ですか。

○桃原功 委員 以上です。

（「進行」という者あり）

○桃原朗 委員長 進行でよろしいですか。

（「はい」という者あり）

○桃原朗 委員長 審査中の認定第1号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午後４時０２分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後４時０５分）

○桃原朗 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は10月８日午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

（散会時刻 午後４時０５分）

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年10月8日（木）

午前10時00分 開議

午前10時43分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○説明員（4名）

総務部次長	多和田 眞満
納税課長	佐久本 嘉一郎

企画部次長	泉川 幹夫
財政課長	小橋川 陽介

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

（1）認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

第430回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年10月8日（木）第4日目

○**桃原朗 委員長** ただいまから総務常任委員会の第4日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** おはようございます。まず、23ページの10款1項1目地方交付税についてお伺いをしたいと思います。今まで資料を要求して、その後質疑もさせていただいておりましたけれども、たまたま昨日まで資料要求もしておりませんでしたので、手で自分なりに調べて、当局のほうには、分析ができていればお答えをしていただければというふうに思っております。

地方交付税、大変財源としては重要な役割を果たしているというふうに思うのですが、私、平成27年度あたりから決算を見ますと、この地方交付税、平成27年度の決算が、たしか54億円余り、そして平成28年度も54億円余り、そして平成29年度も54億円、そして平成30年度も54億円、そして今、決算をやっております、令和元年度が56億円というようなことで、少し令和元年度伸びているのですが、この地方交付税というのは、国が総額といいますか、原資はどうするかということを決めて配分して、その配分についても、様々複雑な数式があって、それに基づいて交付税が交付決定、それから各全国の市町村に回されていくというふうに認識をしているのですが、この56億円が昨年度から少し増えているのはどういうことなのか。

そして、この部分について、私ども宜野湾市として、この地方交付税の役割といいますか、そこも含めて分析、そしてまた御説明いただけたらというふうに思っています。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** おはようございます。ただいまの岸本一徳委員の御質疑にお答えしたいと思います。決算書23ページ、歳入の10款1項1目地方交付税、平成30年度と比較しての伸びについての御質疑でございますが、地方交付税には普通交付税と特別交付税、2つございます。地方交付税の総額の94%が普通交付税、残り6%が特別交付税という形になっております。令和元年度の決算につきましては、普通交付税、特別交付税ともに増額となっております、地方交付税トータルで申し上げますと、9,463万9,000円増となっております。

ただいまの岸本委員の御質疑は、主に普通交付税の件についての御質疑だと認識しておりますが、普通交付税の今回増になりました、大きな一つの理由としましては、特に普通交付税の算定に当たっては、基準財政需要額、これは国が算定する地方の標準的な経費を積み上げた額になります。基準財政需要額から基準財政収入額、これは市税、地方譲与税等、国の交付金なども含めた収入額の積み上げになります。こちらの差額が普通交付税として各地方公共団体に交付されることとなります。

平成30年度と令和元年度の基準財政需要額を比較しますと、これは臨時財政対策債への振り替え後の基準財政需要額になりますが、平成30年度が150億4,100万円余りの基準財政需要額であったのに対して令和元年度が154億3,500万円ということで、需要額自体伸びております。需要額で伸びる要因としましては、本市は人口も増加しておりますので、やはり歳出の面、特に扶助費で社会保障関係経費が伸びております。その影響で需要額が増額になっているということでございます。

また、本市は市税収入のほうも順調に伸びておりますので、基準財政収入額も同時に伸びておりまして、額としましては、基準財政収入額、平成30年度101億5,200万円余りから令和元年度104億5,100万円余りということで、3億円近く伸びているという状況でございます。令和元年度は、この基準財政需要額と収入額の差引きで普通交付税が決定されているという形になっております。

また、本来は、この需要額と基準財政収入額の算定額そのものが普通交付税として交付されるべきものでございますが、この地方交付税の普通交付税につきましては、この財源が国税となっておりまして、国税のうち所得税と法人税の33.1%、酒税の50%、それから消費税の20.8%、この消費税については令和2年度から19.5%に変更となっております。あと、地方法人税の全額、こちらが普通交付税の財源となっております。ただし、やはり国税にも、どうしても収入不足が生じた場合には、やはり地方と国で、その不足分を折半するルールが適用されておりまして、その不足分を臨時財政対策債で補うという仕組みになっております。

ただし、今年度はコロナの影響もあって、かなり厳しいのですが、令和元年度までは、かなり国の経済も好調でしたので、令和元年度と令和2年度の地方財政対策の中では、この赤字不足分はないとされておりますが、ただ過去に借入れを行った臨時財政対策債の償還分、こちらも臨時財政対策債の借入れで返すというような仕組みになっておりますので、こちらも過去の分の償還ということで、令和元年度も臨時財政対策債を10億円余り借入れを行っている、このような状況になっております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** ありがとうございます。まだ私の頭の中では整理がついていませんが、今の分析、それからまた説明もすんなり頭の中に入りませんけれども、とにかく地方交付税も年々変化しつつ、そして私ども宜野湾市の税収も、それからまた需要額も変化をしているのだと。その中で、要するに地方交付税として、どれだけもらえるかというのを伺いたい。

あと、もう一つは、先ほど臨時財政対策債の話をされていましたが、これは国が地方交付税100%、各地方公共団体に、自治体にあげられれば、財源を100%準備ができればいいのだけれども、そうではなくて、足りない分は臨時財政対策債、先ほどの説明でもありましたけれども、ここの部分というのを、こっちの臨時財政対策債の教育債とか、消防債とか、土木債とかありますね。このいわゆる使途、同じ扱いといいますか、体系的にはどのような臨時財政対策債は、先ほど難しい説明がありましたけれども、恐らくそこが違うのだらうなというふうには思うのですけれども、簡単に言えば違いはあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの御質疑については、決算書65ページ、歳入、21款1項10目臨時財政対策債についての御質疑でございますが、岸本委員から御説明ありましたとおり、土木債、教育債、こちらは全て地方財政法5条に基づく目的を持った、いわゆる特定の事業を行うための地方債となります。ただ、臨時財政対策債

については、地方財政法の、また規定が別にございまして、これは先ほど申し上げたとおり普通交付税は国税を一定の割合で地方に歳入する仕組みなのですが、これに不足を生じた場合に臨時的に発行することができるという規定になっております。そして、この臨時財政対策債については、普通交付税の代替財源になるものでございますので、使途に定めない一般財源として借入れを行うことができるという仕組みになっております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 財政課長、すみません。今まで説明したものをですね、もし分かりやすく資料として提供できたら、これが終わってからでいいですので、またそれに基づいて少し勉強もさせていただきたいなということをお願いします。

毎回資料をいただいて、それに基づいて今まで質疑やってきたわけですけども、この地方交付税と臨時財政対策債の割合の変化とか、本市の毎年度の地方交付税の金額、臨時財政対策債の推移が分かるような5年分ぐらいの資料を、また今回も作成していただければ、私が質疑した記録の中でも、記憶が自分の中でも整理がつきますので、お願いをしたいというふうに思っております。そこはもう終わってから、また我々の参考にしたいと思いますので、そこは資料として頂けませんか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの資料の件でございますが、確認でございますが、過去5年ほどの普通交付税と臨時財政対策債の推移、これでよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 はい。あと、先ほど臨時財政対策債の、一応は償還をしていくものだというふうに認識をしておりますので、この償還の方法についても、あわせて資料として頂けましたら。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 臨時財政対策債の償還ということでございますので、過去5年分の償還額の推移でよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○財政課長 こちらのほう提供させていただきます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それと、委員長、昨日どんなことを質疑するのですかと、どんな資料を要求するのですかという確認もあったときに、一応話の中でもう一つ出ていて、質疑をしたいということで、ちょっと申し上げているのですが、ちょっといいですか。

○桃原朗 委員長 大丈夫です。等がついておりますので、許します。

○岸本一徳 委員 申し訳ありません。歳出の82ページの2款1項3目財政管理費、これは財政課のほうで所管している関係だと思いますけれども、財政事務組合費という中で、実は一般質問で過去に何回かやったことはあるのですけれども、公会計制度という、和田副市長が企画部長のころだったと思うのですけれども、恐らく比嘉直美さんが財政課長のときではないかと思いますが、公会計制度ということで、全国的に総務省がシステムを導入して、この公会計制度をスタートさせるということで、今先ほど申し上げました、この財政事務運営費、この中にシステムとして、恐らく事務運営費として隠れている部分があると思うのですけれ

ども、それについて何点か質疑をさせていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** はい。

○**岸本一徳 委員** まず、このシステムを導入するときに、全国的にもなぜこの公会計制度というのを導入、全国的にやろうと、総務省が呼びかけて、2つぐらい内容があったと思うのですけれども、宜野湾市では、ちょっと金もかかるけれども、詳しい分析ができるシステムを導入したという説明がありましたけれども、なぜそういうことを改革しなければならないのかという御説明をお願いいたします。。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの岸本委員の御質疑にお答えいたします。決算書82ページと83ページにまたがりますが、御質疑の点については、財政事務運営費の83ページ、委託料の件かと考えております。宜野湾市の公会計、令和元年度、これはシステムの保守費用であるとか、固定資産の制度の更新の費用ですが、委託料としましては266万350円で、令和元年度は約266万円で契約をさせていただいております。

ただいま御質疑のありました、公会計制度の導入の経緯でございますが、これは国のほうで平成20年度に入りまして、昭和、もしくは平成1桁台に整備された公共施設やインフラ等がそろって老朽化を迎えるという時代に入らる中で、これまで地方公共団体で用いられている背景が現金収入という会計、まさに予算書、歳入歳出、現金の出し入れのみを記載するという予算書を地方公共団体では用いております。

ただし、この現金主義の体系では、将来的なコストの把握が難しいという面がございます。例えば建物、インフラ等の減価償却費、こちらは現金主義の会計からは見えてまいりません。こういった公共施設の老朽化等に伴いまして、やはり将来的なコスト、リスクを把握するために、国としても大方民間の企業等で用いられている複式簿記の会計を、やはり公の公会計にも導入していくべきだろうという議論が平成18年、平成19年あたりから進んでおりまして、平成20年代に入りまして、議論が加速して、国のほうで地方公共団体でも導入してくださいという経緯になっております。

本市は、平成24年度決算から基準モデルというモデルを採用いたしまして、この公会計の導入を行っております。ただ、この公会計基準モデルの導入に際しては、必ず固定資産を全て洗い出しして、この固定資産の台帳を作った上で公会計に変更しなければならないとされておりますので、平成24年度からその方式で行っております。

また、平成28年度の決算から、これまた総務省のほうから基準モデルではなくて統一モデルという新たなモデルに更新をしてくださいということがございましたので、本市も平成28年度決算から同一モデルを用いて公会計を整備した状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 平成24年から導入して、変化は、システム進化しているのか分かりませんが、そこを導入したことによって、例えば東京都は随分赤字財政を克服するために公会計制度の導入で対策、対応、解決ができたという、私、報道で読んだことがあるのですけれども、そこまで変わるのかどうか。要は、いわゆるストックというのですか、財産をしっかりと管理していけば、土地も建物も全て同じ値段に、10年も20年も同じ値段ということはあり得ないですね、減価償却をしていることです。そこは正しく財産の管理をしていくということが、財政を健全化していくと、よくしていくことができるということ、イコールとしてつながっていくものなのではないでしょうか。ちょっとその辺の御説明をお願いしたいと思います。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 この資産の把握については、先ほど申し上げたとおり現金主義からは見えてまいりませんで、複式簿記を取り入れることによって、全て固定資産を洗い出して、現在の価格、そしてまたその1年間の減価償却、そして今までの積み上がった減価償却の額、こういったものが明らかになってまいります。これを見ますと、大方施設更新、ピーク時というようなものも見えてまいります。それに備えてどういう対策を打っていくかというのが非常に大事になってまいりますので、その前提として、こういった固定資産の洗い出しをしなければ、いつにピークが来るのかということも見えてまいりませんので、例えばピークが来るから、全て更新ではなく、それが来る前に長寿命化を図るとか、そういったいろいろな、なるべくコストをかけずに管理していくという方法も前もって分かっていたら検討する時間もございますので、そういったメリットがあると考えています。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 このメリット、デメリット、デメリットはあるかどうか分かりませんが、メリットの部分ぜひこの公会計制度システムを導入して、どう変わったかということ、ちょっと簡単でよろしいので、また説明資料を求めていると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの資料の点につきましては、公会計を導入することによってのメリットに関する資料、どのような活用を行うのかというような資料ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○財政課長 分かりました。提供させていただきます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後に、全国で各自治体がこういうことに取り組んでいけば、様々な対策を参考にできるということで、このデータが公表されているかどうかは前提なのですが、こういうことについては、総務省、国としては、そういうことも導入した、そういう目的があるということになっているのでしょうか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 この公会計、決算のデータを基に整備してまいりますが、公表が義務づけられていまして、本市においても決算のデータ、公会計の仕分けを行ったデータはホームページに公表させていただいております。

また、総務省のほうは、こういった公表とともに決算の見える化ということで、総務省のほうにデータを提出しまして、それをまた総務省のほうで取りまとめて、各自治体の決算状況が比較できるように見える化という取組を数年前から行っている状態です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。どうもありがとうございました。今までちょっと引っかかっていたことが説明で少し理解ができましたので、ありがとうございました。以上で終わります。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 決算書の4ページ、資料も提出していただきました。資料番号は41です。その中に法人市民税の現年課税分の、そこに不納欠損の額がゼロということで出ておりまして、ゼロというのは、どうかな

ということで、それが最初の疑問であります。その件に関しての資料の1ですね、法人市民税の現年課税の不納欠損額がゼロとなっている理由ということで書かれています。それは現年課税分が不納欠損となるのは即時消滅の場合のみです。それから、即時消滅の理由が書かれておりまして、読み上げましょうかね、即時消滅は、現に滞納処分ができる財産がなく、かつ将来にわたって徴収金を徴収することが困難であることが明らかな場合ということでありまして、その辺を分かりやすく、もうちょっと説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** ただいまの知名委員の御質疑にお答えいたします。まず、こちらの段落で書いてあります、冒頭、現年の課税分が不納欠損となるのは即時消滅の場合のみですというところの説明なのですが、不納欠損に至る場合、大体執行停止というのをかけます。執行停止をかけた後、3年停止とか、その間に時効が、5年時効が来た場合、不納欠損となりますので、通常執行停止の流れになります。ただ、現年度課税分、その年の中で不納欠損という場合には、1年以内に不納欠損になりますので、この場合はもう一つの執行停止と同時に即時消滅をした場合となるという意味でございます。法人市民税が即時消滅の要件を満たす条件としては、法人の解散、または解散登記はないが、廃業しており、将来事業採択が見込めない場合、この場合、即時消滅になるという御説明でございます。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** ちょっと分かる範囲で、この法人市民税対象になる法人は会社だと思いますけれども、例えば法人登記、合名会社、あとは合資会社、有限会社、株式会社、それが対象ですね。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** 法人の対象は会社等となっております。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** その法人が解散、あるいは解散登記はないが、廃業して将来事業再開が見込めない場合ということで、個人と法人の違いはあるのですけれども、個人の場合は追っていきますよね、所得、滞納も含めて追って行って、徴収までやるのですが、この法人の場合は、そこまではできないということですか。解散、廃業は、そこまではできないという考えですか。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** そうですね。法人格がなくなってしまったという場合には即時消滅の対象となってございます。ちなみに個人でも即時消滅になる場合がございます、例えば所得に応じて課税されている方が亡くなられた場合とか、そういった場合に相続人がないとか、そういった場合に即時消滅になります。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** それでは、この中ほどから下の段、そもそも法人市民税、法人の申告課税ということで、そこからのまた説明をお願いします。現年度分の不納欠損があるとすれば、事業継続していた法人が、その年度の課税後に解散や破産に至り、徴収不能となった場合、そういう不納欠損が考えられるが、具体的をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** 知名委員のただいまの御質疑は、1番の2段落目、そもそもとあると思いますが、2行目のほうから書いてあります、事業継続していた法人が、その年度の課税後に解散や破産に至り、徴収不能となっ

た場合、現年度の不納欠損が考えられると。具体的には、課税があるということは、それまで事業活動していた会社が前提になります。そこが急に解散や破産というケースが、まずなかなかないのかなというところがございます。また、もしそのような場合でも破産の申請から裁判所の決定とか、時間がかかりますし、あとそれを受けて宜野湾市の調査、何か財産が残っているのではないかと、そういうのを経ての事後処理がありますので、それが1年以内に全て終わるというケースが少ないというのが、この中の趣旨でございます。

ちなみにですが、下段のほうに法人市民税滞納繰越分の5年分の推移の表がございますが、こちら令和元年度の不納欠損額92万4,488円ございますが、この中の約7割は即時消滅、倒産等による即時消滅でございます。では、なぜ滞納繰越分が入っているかといいますと、過去の平成30年度以前の滞納税の不納欠損になることから、現年度分は、こちらに全て入っているという状況があるということを説明しておきたいと思えます。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** 分かりました。それでは、不納欠損は、なかなか出ないところでありましたけれども、下の項目の中に、そのような条件を満たす事案は頻繁にあるものではなく、平成31年度は該当がありませんでした。そこでそれ以前にも、そういう経緯があったのかどうか、お聞きしたいのですけれども、どうですか。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** 資料にはございませんが、法人市民税の現年課税分の不納欠損の御質疑でございますが、過去5年分の実績を説明いたします。平成27年度は不納欠損額はありません。平成28年度も不納欠損額はありません。平成29年度は5万4,100円、平成30年度、令和元年度は不納欠損額はございません。平成29年度だけあります。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** 今の説明だと平成29年度の5万4,100円が不納欠損として挙がっている。先ほどの例からしても、そんなにないことなのですけれども、ないということはない。昨日の新聞ですか、今回のコロナ禍で、会社もどんどん休業するし、当然事業も継続できないものですから、既に300件ぐらい倒産が出て、年度末になれば700件ぐらい出るのではとありますけれども、そういったことを踏まえれば、次年度あたりは、もうこういう未済額も出てきて、当然不納欠損も出ないとも、ないとも言えないと考えられる。その辺はどう考えますか。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** 知名委員がおっしゃいますようにコロナ禍で大変厳しい状況にあると認識しております。国のほうでは徴収猶予の特例制度を設けまして、こちらのほうにも個人、法人さんからも1年間の税の猶予申請が出ている状況でございます。最近この申請が出ているものが返せなくなると、猶予していますので、1年後に納期限を迎えるという形になりますので、やはり滞納繰越分の不納欠損額、こちらのほうに大分影響が出てくるのではないかなというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** 分かりました。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員、よろしいですか。

○**知名康司 委員** 以上です。ありがとうございました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午前１０時３８分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午前１０時４２分）

○桃原朗 委員長 お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午前１０時４２分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午前１０時４２分）

○桃原朗 委員長 これより認定第１号を採決いたします。本件は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

以上をもちまして案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午前１０時４３分）